

資料 VI-16 原子力軍艦艦別寄港状況

[P64 参照]

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

通算回数	艦名	艦種	艦番号	艦級	基準排水量	寄港期間	滞港日数	艦別回数
1	スヌーク	潜水艦	SSN592	スキップジャック	3,075	S41. 5.30～6.3	5	1
2	シードラゴン	"	SSN584	スケート	2,384	9.5～9.9	5	1
3	スカルピン	"	SSN590	スキップジャック	3,075	S42. 2.23～3.6	12	1
4	パーブ	"	SSN596	スレッシュャー	3,750	6.20～6.29	10	1
5	スキャンプ	"	SSN588	スキップジャック	3,075	8.15～8.25	11	1
6	パーブ	"	SSN596	スレッシュャー	3,750	8.19～8.30	12	2
7	シードラゴン	"	SSN584	スケート	2,384	12.22～12.31	10	2
8	クイーンフィッシュ	"	SSN651	スタージョン	4,250	S43. 2.15～2.23	9	1
9	ソードフィッシュ	"	SSN579	スケート	2,310	3.17～3.25	9	1
10	フラッシュャー	"	SSN613	スレッシュャー	3,800	4.2～4.9	8	1
11	ブランジャー	"	SSN595	スレッシュャー	3,750	S44. 1.13～1.16	4	1
12	ハドック	"	SSN621	スレッシュャー	3,750	2.10～2.22	13	1
13	フラッシュャー	"	SSN613	スレッシュャー	3,800	4.16～4.26	11	2
14	ソードフィッシュ	"	SSN579	スケート	2,310	5.24～6.2	10	2
15	スヌーク	"	SSN592	スキップジャック	3,075	9.20～10.2	13	2
16	ソードフィッシュ	"	SSN579	スケート	2,310	10.6～10.18	13	3
17	ブランジャー	"	SSN595	スレッシュャー	3,750	10.6～10.11	6	2
18	サーゴ	"	SSN583	スケート	2,384	10.28～11.9	13	1
19	スカルピン	"	SSN590	スキップジャック	3,075	S45. 3.16～3.24	9	2
20	ガーナード	"	SSN662	スタージョン	4,250	3.28～4.3	7	1
21	スカルピン	"	SSN590	スキップジャック	3,075	5.4～5.16	13	3
22	パーミット	"	SSN594	スレッシュャー	3,750	5.21～6.2	13	1
23	ハドック	"	SSN621	スレッシュャー	3,750	8.23～9.4	13	2
24	アスプロ	"	SSN648	スタージョン	4,250	9.10～9.24	15	1
25	ブランジャー	"	SSN595	スレッシュャー	3,750	10.3～10.17	15	3
26	トートッグ	"	SSN639	スタージョン	4,250	10.29～11.5	8	1
27	トートッグ	"	SSN639	スタージョン	4,250	12.22～12.27	6	2
28	パーブ	"	SSN596	スレッシュャー	3,750	S46. 2.7～2.20	14	3
29	トラックストン	巡洋艦	CGN35	トラックストン	8,322	3.1～3.4	4	1
30	スヌーク	潜水艦	SSN592	スキップジャック	3,075	3.4～3.15	12	3
31	トートッグ	"	SSN639	スタージョン	4,250	3.18～3.28	11	3
32	ソードフィッシュ	"	SSN579	スケート	2,310	4.16～4.28	13	4
33	トラックストン	巡洋艦	CGN35	トラックストン	8,322	4.19～4.26	8	2
34	ソードフィッシュ	潜水艦	SSN579	スケート	2,310	6.7～6.20	14	5
35	ペインブリッジ	巡洋艦	CGN25	ペインブリッジ	7,804	6.13～6.20	8	1
36	ペインブリッジ	"	CGN25	ペインブリッジ	7,804	7.2～7.9	8	2
37	パファー	潜水艦	SSN652	スタージョン	4,250	7.17～7.31	15	1
38	ペインブリッジ	巡洋艦	CGN25	ペインブリッジ	7,804	7.20～7.23	4	3
39	ガーナード	潜水艦	SSN662	スタージョン	4,250	8.1～8.14	14	2
40	ソードフィッシュ	"	SSN579	スケート	2,310	8.14～8.24	11	6
41	パファー	"	SSN652	スタージョン	4,250	8.19～8.22	4	2
42	クイーンフィッシュ	"	SSN651	スタージョン	4,250	9.11～9.27	17	2
43	スキャンプ	"	SSN588	スキップジャック	3,075	10.22～11.1	11	2
44	クイーンフィッシュ	"	SSN651	スタージョン	4,250	11.4～11.15	12	3
45	スキャンプ	"	SSN588	スキップジャック	3,075	12.12～12.17	6	3
46	フラッシュャー	"	SSN613	スレッシュャー	3,800	S47. 2.19～2.29	11	3
47	スカルピン	"	SSN590	スキップジャック	3,075	3.3～3.17	15	4
48	シードラゴン	"	SSN584	スケート	2,384	3.19～4.1	14	3
49	シードラゴン	"	SSN584	スケート	2,384	5.7～5.9	3	4
50	アスプロ	"	SSN648	スタージョン	4,250	6.25～7.4	10	2
51	ガードフィッシュ	"	SSN612	スレッシュャー	3,750	7.1～7.6	6	1
52	ガーナード	"	SSN662	スタージョン	4,250	7.1～7.4	4	3
53	ボギー	"	SSN647	スタージョン	4,250	8.4～8.11	8	2
54	ホークビル	"	SSN666	スタージョン	4,250	8.15～8.19	5	1

通算回数	艦名	艦種	艦番号	艦級	基準排水量	寄港期間	滞港日数	艦別回数	
55	パーブ	潜水艦	SSN596	スレッシュャー	3,750		8.31	1	4
56	パーブ	"	SSN596	スレッシュャー	3,750		9.4	1	5
57	パーブ	"	SSN596	スレッシュャー	3,750		9.7～9.20	14	6
58	ボギー	"	SSN647	スタージョン	4,250		9.29～10.10	12	1
59	パファー	"	SSN652	スタージョン	4,250		10.1～10.13	13	3
60	パファー	"	SSN652	スタージョン	4,250		10.17	1	4
61	パファー	"	SSN652	スタージョン	4,250		10.21	1	5
62	パファー	"	SSN652	スタージョン	4,250		10.24	1	6
63	パファー	"	SSN652	スタージョン	4,250		10.26～10.30	5	7
64	クイーンフィッシュ	"	SSN651	スタージョン	4,250		11.13	1	4
65	クイーンフィッシュ	"	SSN651	スタージョン	4,250		11.29～12.9	11	5
66	パファー	"	SSN652	スタージョン	4,250		12.14～12.26	13	8
67	ピンタード	"	SSN672	スタージョン	4,250	S48. 1.7～1.20	14	1	
68	クイーンフィッシュ	"	SSN651	スタージョン	4,250		1.24～2.3	11	6
69	トラックストン	巡洋艦	CGN35	トラックストン	8,322		1.26～1.30	5	3
70	クイーンフィッシュ	潜水艦	SSN651	スタージョン	4,250		2.18～2.22	5	7
71	ピンタード	"	SSN672	スタージョン	4,250		2.27～3.3	5	2
72	クイーンフィッシュ	"	SSN651	スタージョン	4,250		3.22～3.29	8	8
73	ペインブリッジ	巡洋艦	CGN25	ペインブリッジ	7,804		3.25～3.27	3	4
74	スキャンプ	潜水艦	SSN588	スキップジャック	3,075		4.23～5.2	10	4
75	ドラム	"	SSN677	スタージョン	4,250		5.16～5.30	15	1
76	ロングビーチ	巡洋艦	CGN9	ロングビーチ	15,540		5.20～5.26	7	1
77	スキャンプ	潜水艦	SSN588	スキップジャック	3,075		6.18～6.30	13	5
78	ドラム	"	SSN677	スタージョン	4,250		7.28～8.12	16	2
79	ハドック	"	SSN621	スレッシュャー	3,750		8.25～8.30	6	3
80	ガードフィッシュ	"	SSN612	スレッシュャー	3,750		9.4～9.17	14	2
81	フラッシュャー	"	SSN613	スレッシュャー	3,800		9.16～9.22	7	4
82	ハドック	"	SSN621	スレッシュャー	3,750		9.26～10.8	13	4
83	ガードフィッシュ	"	SSN612	スレッシュャー	3,750		10.8～10.29	22	3
84	フラッシュャー	"	SSN613	スレッシュャー	3,800		11.22～12.3	12	5
85	パーミット	"	SSN594	スレッシュャー	3,750	S49. 6.5～6.10	6	2	
86	ピンタード	"	SSN672	スタージョン	4,250		7.31～8.12	13	3
87	パーミット	"	SSN594	スレッシュャー	3,750		8.15～8.21	7	3
88	ガーナード	"	SSN662	スタージョン	4,250		8.21～8.25	5	4
89	パーミット	"	SSN594	スレッシュャー	3,750		9.27～9.28	2	4
90	ボギー	"	SSN647	スタージョン	4,250		9.30～10.8	9	2
91	ハドック	"	SSN621	スレッシュャー	3,750	S50. 1.14～1.17	4	5	
92	ブランジャー	"	SSN595	スレッシュャー	3,750		2.18～2.19	2	4
93	ブランジャー	"	SSN595	スレッシュャー	3,750		2.24～3.2	7	5
94	ハドック	"	SSN621	スレッシュャー	3,750		4.19～4.25	7	6
95	ロングビーチ	巡洋艦	CGN9	ロングビーチ	15,540		4.26～5.10	15	2
96	ロングビーチ	"	CGN9	ロングビーチ	15,540		5.22～5.24	3	3
97	アスプロ	潜水艦	SSN648	スタージョン	4,250		6.10～6.18	9	3
98	ギタロ	"	SSN665	スタージョン	4,250		9.10～9.14	5	1
99	パーミット	"	SSN594	スレッシュャー	3,750	S51. 3.20～3.25	6	5	
100	ソードフィッシュ	"	SSN579	スケート	2,310		3.30～4.9	11	7
101	ソードフィッシュ	"	SSN579	スケート	2,310		4.28～5.5	8	8
102	スヌーク	"	SSN592	スキップジャック	3,075		5.17～5.19	3	4
103	ボラック	"	SSN603	スレッシュャー	3,750		6.1～6.12	12	1
104	ドラム	"	SSN677	スタージョン	4,250		6.24～6.28	5	3
105	ブランジャー	"	SSN595	スレッシュャー	3,750		10.16～10.19	4	6
106	スキャンプ	"	SSN588	スキップジャック	3,075		10.28～11.8	12	6
107	サーゴ	"	SSN583	スケート	2,384	S52. 10.14～10.17	4	2	
108	ピンタード	"	SSN672	スタージョン	4,250		10.17～10.28	12	4
109	ピンタード	"	SSN672	スタージョン	4,250		11.2～11.7	6	5
110	ソードフィッシュ	"	SSN579	スケート	2,310		11.16～11.19	4	9
111	ペインブリッジ	巡洋艦	CGN25	ペインブリッジ	7,804	S53. 2.3～2.6	4	5	

通算回数	艦名	艦種	艦番号	艦級	基準排水量	寄港期間	滞港日数	艦別回数
112	ボギー	潜水艦	SSN647	スタージョン	4,250	3. 3	1	3
113	ボギー	"	SSN647	スタージョン	4,250	3. 5～3.10	6	4
114	ブランジャー	"	SSN595	スレッシュャー	3,750	5.15～5.26	12	7
115	ペインブリッジ	"	CGN25	ペインブリッジ	7,804	6. 5～6.28	24	6
116	ガードフィッシュ	"	SSN612	スレッシュャー	3,750	8.21～8.28	8	4
117	パーブ	"	SSN596	スレッシュャー	3,750	11.27～12. 1	5	7
118	シードラゴン	"	SSN584	スケート	2,384	S54. 1.23～1.27	5	5
119	サーゴ	"	SSN583	スケート	2,384	2.21～3. 2	10	3
120	ガーナード	"	SSN662	スタージョン	4,250	6.25～6.28	4	5
121	ソードフィッシュ	"	SSN579	スケート	2,310	7.19～7.25	7	10
122	サーゴ	"	SSN583	スケート	2,384	7.28	1	4
123	ペインブリッジ	巡洋艦	CGN25	ペインブリッジ	7,804	9. 2～9. 7	6	7
124	ペインブリッジ	"	CGN25	ペインブリッジ	7,804	9.25～9.30	6	8
125	ブランジャー	潜水艦	SSN595	スレッシュャー	3,750	11.19～11.27	9	8
126	フラッシュャー	"	SSN613	スレッシュャー	3,800	S55. 4.17～4.22	6	6
127	シードラゴン	"	SSN584	スケート	2,384	4.23～5. 2	10	6
128	ギタロ	"	SSN665	スタージョン	4,250	4.28～5. 5	8	2
129	アスプロ	"	SSN648	スタージョン	4,250	5. 3～5. 4	2	4
130	ロングビーチ	巡洋艦	CGN9	ロングビーチ	15,540	6. 4～6.10	7	4
131	アスプロ	潜水艦	SSN648	スタージョン	4,250	6. 9～6.11	3	5
132	ソードフィッシュ	"	SSN579	スケート	2,310	7.31～8. 3	4	11
133	スケート	"	SSN578	スケート	2,310	9. 9～9.13	5	1
134	ロサンゼルス	"	SSN688	ロサンゼルス	6,082	9.18	1	1
135	シードラゴン	"	SSN584	スケート	2,384	S56. 9.24～9.29	6	7
136	ハドー	"	SSN604	スレッシュャー	3,750	10. 4～10.11	8	1
137	ロサンゼルス	"	SSN688	ロサンゼルス	6,082	10.14～10.16	3	2
138	ニューヨークシティ	"	SSN696	ロサンゼルス	6,082	12. 2～12.10	9	1
139	ドラム	"	SSN677	スタージョン	4,250	12.21～12.25	5	4
140	タニー	"	SSN682	スタージョン	4,460	S57. 1. 7～1.11	5	1
141	フラッシュャー	"	SSN613	スレッシュャー	3,800	1. 8～1.14	7	7
142	タニー	"	SSN682	スタージョン	4,460	2.13～2.19	7	2
143	アスプロ	"	SSN648	スタージョン	4,250	3. 5～3. 7	3	6
144	トートッグ	"	SSN639	スタージョン	4,250	3.17～3.18	2	4
145	ガードフィッシュ	"	SSN612	スレッシュャー	3,750	3.22～4. 1	11	5
146	トートッグ	"	SSN639	スタージョン	4,250	3.28～4. 3	7	5
147	タニー	"	SSN682	スタージョン	4,460	3.29～4. 1	4	3
148	インディアナポリス	"	SSN697	ロサンゼルス	6,082	4. 4～4.13	10	1
149	パファー	"	SSN652	スタージョン	4,250	4.20～5. 3	14	9
150	スケート	"	SSN578	スケート	2,310	4.23～4.27	5	2
151	ガーナード	"	SSN662	スタージョン	4,250	5.17～5.25	9	6
152	サンフランシスコ	"	SSN711	ロサンゼルス	6,082	6. 5～6.13	9	1
153	パーミット	"	SSN594	スレッシュャー	3,750	6.18～6.23	6	6
154	ボラック	"	SSN603	スレッシュャー	3,750	7.13～7.18	6	2
155	スケート	"	SSN578	スケート	2,310	8.20～8.23	4	3
156	トーマス・A・エジソン	"	SSN610	イーサンアレ	6,955	8.29～9. 3	6	1
157	フラッシュャー	"	SSN613	スレッシュャー	3,800	9. 6～9.10	5	8
158	パーミット	"	SSN594	スレッシュャー	3,750	9. 8～9.11	4	7
159	ニューヨークシティ	"	SSN696	ロサンゼルス	6,082	9.24～10. 1	8	2
160	パファー	"	SSN652	スタージョン	4,250	S58. 1. 7～1.15	9	10
161	タニー	"	SSN682	スタージョン	4,460	1.17～1.25	9	4
162	オマハ	"	SSN692	ロサンゼルス	6,082	2.15～2.19	5	1
163	タニー	"	SSN682	スタージョン	4,460	3.11～3.16	6	5
164	ロサンゼルス	"	SSN688	ロサンゼルス	6,082	3.25～4. 2	9	3
165	ホークビル	"	SSN666	スタージョン	4,250	3.27～4. 1	6	2
166	ホークビル	"	SSN666	スタージョン	4,250	4.20～4.26	7	3
167	サンフランシスコ	"	SSN711	ロサンゼルス	6,082	4.21～4.25	5	2

通算回数	艦名	艦種	艦番号	艦級	基準排水量	寄港期間	滞港日数	艦別回数
168	ボラック	潜水艦	SSN603	スレッシュャー	3,750	4.21～4.25	5	3
169	ガードフィッシュ	"	SSN612	スレッシュャー	3,750	4.25～5. 4	10	6
170	ガーナード	"	SSN662	スタージョン	4,250	5.26～6.12	18	7
171	ドラム	"	SSN677	スタージョン	4,250	6. 4～6.13	10	5
172	インディアナポリス	"	SSN697	ロサンゼルス	6,082	6.23～7. 3	11	2
173	ハドック	"	SSN621	スレッシュャー	3,750	7. 8～7.12	5	7
174	アスプロ	"	SSN648	スタージョン	4,250	8. 4～8.15	12	7
175	ガーナード	"	SSN662	スタージョン	4,250	8.18～8.21	4	8
176	ハドック	"	SSN621	スレッシュャー	3,750	8.22～9. 1	11	8
177	アスプロ	"	SSN648	スタージョン	4,250	8.26～8.27	2	8
178	スケート	"	SSN578	スケート	2,310	10. 8～10.14	7	4
179	ハドック	"	SSN621	スレッシュャー	3,750	11.15～11.17	3	9
180	サンフランシスコ	"	SSN711	ロサンゼルス	6,082	12.10～12.15	6	3
181	クイーンフィッシュ	"	SSN651	スタージョン	4,250	12.16～12.30	15	9
182	パーブ	"	SSN596	スレッシュャー	3,750	12.29～1. 4	7	8
183	タニー	"	SSN682	スタージョン	4,460	S59. 2. 1～2. 6	6	6
184	ボラック	"	SSN603	スレッシュャー	3,750	2. 4～2.14	11	4
185	ロングビーチ	巡洋艦	CGN9	ロングビーチ	15,540	3. 2～3. 5	4	5
186	ニューヨークシティ	潜水艦	SSN696	ロサンゼルス	6,082	3.20～3.30	11	3
187	ボラック	"	SSN603	スレッシュャー	3,750	3.23～4. 1	10	5
188	サンフランシスコ	"	SSN711	ロサンゼルス	6,082	3.28～4. 1	5	4
189	ブランジャー	"	SSN595	スレッシュャー	3,750	5. 4～5.12	9	9
190	サンフランシスコ	"	SSN711	ロサンゼルス	6,082	5.15～5.20	6	5
191	オマハ	"	SSN692	ロサンゼルス	6,082	5.16～5.22	7	2
192	タニー	"	SSN682	スタージョン	4,460	6.14～6.21	8	7
193	ブランジャー	"	SSN595	スレッシュャー	3,750	6.25～6.28	4	10
194	ドラム	"	SSN677	スタージョン	4,250	8. 5～8. 8	4	6
195	ドラム	"	SSN677	スタージョン	4,250	8. 9～8.11	3	7
196	サーゴ	"	SSN583	スケート	2,384	8.16～8.24	9	5
197	アスプロ	"	SSN648	スタージョン	4,250	8.16～8.24	9	9
198	キャバラ	"	SSN684	スタージョン	4,460	9. 3～9.11	9	1
199	トートッグ	"	SSN639	スタージョン	4,250	9. 6～9.13	8	6
200	ドラム	"	SSN677	スタージョン	4,250	9.11～9.13	3	8
201	インディアナポリス	"	SSN697	ロサンゼルス	6,082	9.19～9.24	6	3
202	インディアナポリス	"	SSN697	ロサンゼルス	6,082	9.30～10.14	15	4
203	ボラック	"	SSN603	スレッシュャー	3,750	11.17～11.23	7	6
204	サーゴ	"	SSN583	スケート	2,384	12. 1～12. 4	4	6
205	サンフランシスコ	"	SSN711	ロサンゼルス	6,082	12. 3～12. 7	5	6
206	ソードフィッシュ	"	SSN579	スケート	2,310	12. 3～12.13	11	12
207	カールビンソン	空母	CVN70	ニミッツ	91,487	12.10～12.12	3	1
208	ボラック	潜水艦	SSN603	スレッシュャー	3,750	S60. 1. 9～1.12	4	7
209	ウィリアム・H・ベイツ	"	SSN680	スタージョン	4,460	1.19～1.21	3	1
210	スケート	"	SSN578	スケート	2,310	1.25～1.30	6	5
211	ラ・ホヤ	"	SSN701	ロサンゼルス	6,082	1.28～1.31	4	1
212	ハドー	"	SSN604	スレッシュャー	3,750	3. 5～3. 8	4	2
213	ハドー	"	SSN604	スレッシュャー	3,750	3. 9～3.10	2	3
214	ウィリアム・H・ベイツ	"	SSN680	スタージョン	4,460	3.15～3.18	4	2
215	ホークビル	"	SSN666	スタージョン	4,250	3.25～3.27	3	4
216	ボラック	"	SSN603	スレッシュャー	3,750	3.29～4. 6	9	8
217	ニューヨークシティ	"	SSN696	ロサンゼルス	6,082	4.12～4.16	5	4
218	ハドー	"	SSN604	スレッシュャー	3,750	4.24～4.29	6	4
219	ホークビル	"	SSN666	スタージョン	4,250	5.18～5.23	6	5
220	タニー	"	SSN682	スタージョン	4,460	5.20～5.29	10	8
221	ニューヨークシティ	"	SSN696	ロサンゼルス	6,082	6. 3～6. 8	6	5
222	ニューヨークシティ	"	SSN696	ロサンゼルス	6,082	6.25～6.26	2	6
223	パーブ	"	SSN596	スレッシュャー	3,750	7. 3～7. 6	4	9

通算回数	艦名	艦種	艦番号	艦級	基準排水量	寄港期間	滞港日数	艦別回数
224	バファロー	潜水艦	SSN652	スタージョン	4,250	7. 3～7. 8	6	11
225	ハドー	"	SSN604	スレッシュャー	3,750	7.16～7.29	14	5
226	サンフランシスコ	"	SSN711	ロサンゼルス	6,082	7.26～7.28	3	7
227	パーミンガム	"	SSN695	ロサンゼルス	6,082	7.28～8.14	18	1
228	ポーツマス	"	SSN707	ロサンゼルス	6,082	8.12～8.17	6	1
229	バーブ	"	SSN596	スレッシュャー	3,750	8.21～8.26	6	10
230	サンフランシスコ	"	SSN711	ロサンゼルス	6,082	9.14～9.17	4	8
231	パーミンガム	"	SSN695	ロサンゼルス	6,082	10. 3～10. 8	6	2
232	ヒューストン	"	SSN713	ロサンゼルス	6,082	10.17～10.22	6	1
233	バファロー	"	SSN715	ロサンゼルス	6,082	10.29～11. 1	4	1
234	ヒューストン	"	SSN713	ロサンゼルス	6,082	11. 8～11.10	3	2
235	パーミット	"	SSN594	スレッシュャー	3,750	12. 8～12.10	3	8
236	ヒューストン	"	SSN713	ロサンゼルス	6,082	12.12～12.13	2	3
237	ピンタード	"	SSN672	スタージョン	4,250	12.14～12.26	13	6
238	ブレマートン	"	SSN698	ロサンゼルス	6,082	S61. 1. 5～1.13	9	1
239	パーミット	"	SSN594	スレッシュャー	3,750	1.14～1.24	11	9
240	インディアナポリス	"	SSN697	ロサンゼルス	6,082	1.23～2. 3	12	5
241	ブランジャー	"	SSN595	スレッシュャー	3,750	2.17～2.25	9	11
242	ボギー	"	SSN647	スタージョン	4,250	3. 4～3. 6	3	5
243	パーミット	"	SSN594	スレッシュャー	3,750	3. 5～3. 7	3	10
244	ブランジャー	"	SSN595	スレッシュャー	3,750	3.12～3.17	6	12
245	ブレマートン	"	SSN698	ロサンゼルス	6,082	3.16～3.17	2	2
246	フラッシュャー	"	SSN613	スレッシュャー	3,800	3.29～4. 9	12	9
247	インディアナポリス	"	SSN697	ロサンゼルス	6,082	4.26～5. 2	7	6
248	タニー	"	SSN682	スタージョン	4,460	5.15～5.17	3	9
249	ブレマートン	"	SSN698	ロサンゼルス	6,082	5.16～5.17	2	3
250	ブランジャー	"	SSN595	スレッシュャー	3,750	5.24～5.26	3	13
251	ボラック	"	SSN603	スレッシュャー	3,750	6.29～7. 4	6	9
252	ラ・ホヤ	"	SSN701	ロサンゼルス	6,082	7.25～7.29	5	2
253	ラ・ホヤ	"	SSN701	ロサンゼルス	6,082	7.30	1	3
254	ラ・ホヤ	"	SSN701	ロサンゼルス	6,082	8.14	1	4
255	サム・ヒューストン	"	SSN609	イーサンアレン	6,955	8.20～8.25	6	1
256	ロングビーチ	巡洋艦	CGN9	ロングビーチ	15,540	8.24～9. 2	10	6
257	タニー	潜水艦	SSN682	スタージョン	4,460	9.29～9.30	2	10
258	ボラック	"	SSN603	スレッシュャー	3,750	10. 1～10. 4	4	10
259	ガードフィッシュ	"	SSN612	スレッシュャー	3,750	10.13～10.20	8	7
260	ガードフィッシュ	"	SSN612	スレッシュャー	3,750	10.23	1	8
261	タニー	"	SSN682	スタージョン	4,460	10.26～10.27	2	11
262	ハドー	"	SSN604	スレッシュャー	3,750	11. 3～11. 6	4	6
263	ハドー	"	SSN604	スレッシュャー	3,750	11.12～11.15	4	7
264	ロサンゼルス	"	SSN688	ロサンゼルス	6,082	11.17～11.20	4	4
265	オリンピア	"	SSN717	ロサンゼルス	6,082	12. 3～12.11	9	1
266	ガードフィッシュ	"	SSN612	スレッシュャー	3,750	12. 4～12.15	12	9
267	オリンピア	"	SSN717	ロサンゼルス	6,082	12.16	1	2
268	ガードフィッシュ	"	SSN612	スレッシュャー	3,750	12.22～12.26	5	10
269	サンフランシスコ	"	SSN711	ロサンゼルス	6,082	12.23～12.24	2	9
270	オリンピア	"	SSN717	ロサンゼルス	6,082	S62. 1. 3～1.12	10	3
271	クイーンフィッシュ	"	SSN651	スタージョン	4,250	2. 2～2. 4	3	10
272	ウィリアム・H・ベイツ	"	SSN680	スタージョン	4,460	3. 9～3.12	4	3
273	ヒューストン	"	SSN713	ロサンゼルス	6,082	3.10～3.12	3	4
274	オリンピア	"	SSN717	ロサンゼルス	6,082	3.25～3.28	4	4
275	ロサンゼルス	"	SSN688	ロサンゼルス	6,082	4. 6～4.14	9	5
276	ポーツマス	"	SSN707	ロサンゼルス	6,082	5. 9～5.23	15	2
277	オリンピア	"	SSN717	ロサンゼルス	6,082	5. 9～5.15	7	5
278	リチャード・B・ラッセル	"	SSN687	スタージョン	4,460	5.24	1	1
279	バファロー	"	SSN715	ロサンゼルス	6,082	5.28～6. 3	7	2

通算回数	艦名	艦種	艦番号	艦級	基準排水量	寄港期間	滞港日数	艦別回数
280	パーミット	潜水艦	SSN594	パーミット	3,750	6.22～7. 3	12	11
281	ホークビル	"	SSN666	スタージョン	4,250	7. 3～7. 7	5	6
282	ポーツマス	"	SSN707	ロサンゼルス	6,082	7.11～7.12	2	3
283	バファロー	"	SSN715	ロサンゼルス	6,082	7.16～8. 3	19	3
284	ポーツマス	"	SSN707	ロサンゼルス	6,082	8.23	1	4
285	ホノルル	"	SSN718	ロサンゼルス	6,082	8.29	1	1
286	ホノルル	"	SSN718	ロサンゼルス	6,082	9. 1～9. 8	8	2
287	フラッシュャー	"	SSN613	パーミット	3,800	9.29～10. 7	9	10
288	ホノルル	"	SSN718	ロサンゼルス	6,082	10.13～10.21	9	3
289	ギタロ	"	SSN665	スタージョン	4,250	10.16～10.17	2	3
290	ウィリアム・H・ベイツ	"	SSN680	スタージョン	4,460	10.28～11. 5	9	4
291	ボギー	"	SSN647	スタージョン	4,250	11.19～11.24	6	6
292	ギタロ	"	SSN665	スタージョン	4,250	11.28～12. 3	6	4
293	ホークビル	"	SSN666	スタージョン	4,250	12.23～1. 4	13	7
294	ウィリアム・H・ベイツ	"	SSN680	スタージョン	4,460	12.31～1. 3	4	5
295	ソルトレイクシティ	"	SSN716	ロサンゼルス	6,082	S63. 1.29	1	1
296	ソルトレイクシティ	"	SSN716	ロサンゼルス	6,082	2. 2～2.17	16	2
297	ブランジャー	"	SSN595	パーミット	3,750	2.27～3.14	17	14
298	ボギー	"	SSN647	スタージョン	4,250	4.10～4.18	9	7
299	ガーナード	"	SSN662	スタージョン	4,250	4.14～4.24	11	9
300	オマハ	"	SSN692	ロサンゼルス	6,082	4.29～5. 4	6	3
301	ソルトレイクシティ	"	SSN716	ロサンゼルス	6,082	5. 2～5. 7	6	3
302	オマハ	"	SSN692	ロサンゼルス	6,082	5. 6～5.10	5	4
303	ホークビル	"	SSN666	スタージョン	4,250	5.16～5.20	5	8
304	ハドック	"	SSN621	パーミット	3,750	5.18～5.27	10	10
305	ブランジャー	"	SSN595	パーミット	3,750	6. 4～6. 6	3	15
306	オマハ	"	SSN692	ロサンゼルス	6,082	6.23～6.28	6	5
307	オリンピア	"	SSN717	ロサンゼルス	6,082	6.25～6.27	3	6
308	ソルトレイクシティ	"	SSN716	ロサンゼルス	6,082	7. 2～7. 5	4	4
309	ヒューストン	"	SSN713	ロサンゼルス	6,082	7.31～8. 8	9	5
310	ヒューストン	"	SSN713	ロサンゼルス	6,082	8.12～8.13	2	6
311	オリンピア	"	SSN717	ロサンゼルス	6,082	8.13～9. 3	22	7
312	オリンピア	"	SSN717	ロサンゼルス	6,082	9.21～9.25	5	8
313	ヒューストン	"	SSN713	ロサンゼルス	6,082	9.30～10. 3	4	7
314	ウィリアム・H・ベイツ	"	SSN680	スタージョン	4,460	10.21～10.24	4	6
315	バファロー	"	SSN715	ロサンゼルス	6,082	10.22～10.31	10	4
316	バファロー	"	SSN715	ロサンゼルス	6,082	11. 4～11.10	7	5
317	ガードフィッシュ	"	SSN612	パーミット	3,750	11. 9～11.21	13	11
318	バファロー	"	SSN715	ロサンゼルス	6,082	11.12	1	6
319	ガードフィッシュ	"	SSN612	パーミット	3,750	12. 9	1	12
320	ルイビル	"	SSN724	ロサンゼルス	6,082	12.13～12.19	7	1
321	ヒューストン	"	SSN713	ロサンゼルス	6,082	12.23～12.30	8	8
322	バファロー	"	SSN715	ロサンゼルス	6,082	12.31～1. 4	5	7
323	ホノルル	"	SSN718	ロサンゼルス	6,082	H 1. 1.28～2. 9	13	4
324	ロサンゼルス	"	SSN688	ロサンゼルス	6,082	2. 3～2. 9	7	6
325	ハドー	"	SSN604	パーミット	3,750	2.23～3. 3	9	8
326	ガードフィッシュ	"	SSN612	パーミット	3,750	3. 3～3.11	9	13
327	ホノルル	"	SSN718	ロサンゼルス	6,082	4.10	1	5
328	シカゴ	"	SSN721	ロサンゼルス	6,082	4.19～4.29	11	1
329	ルイビル	"	SSN724	ロサンゼルス	6,082	5. 8～5.11	4	2
330	ヘレナ	"	SSN725	ロサンゼルス	6,082	5. 9～5.13	5	1
331	ハドー	"	SSN604	パーミット	3,750	5.17～5.29	13	9
332	ホークビル	"	SSN666	スタージョン	4,250	5.29～5.31	3	9
333	ニューヨークシティ	"	SSN696	ロサンゼルス	6,082	6.10～6.19	10	7
334	ドラム	"	SSN677	スタージョン	4,250	6.30～7. 5	6	9
335	ポーツマス	"	SSN707	ロサンゼルス	6,082	7.17～7.20	4	5

通算回数	艦名	艦種	艦番号	艦級	基準排水量	寄港期間	滞港日数	艦別回数	
336	パーミット	潜水艦	SSN594	パーミット	3,750	7.18～7.27	10	12	
337	ニューヨークシティ	"	SSN696	ロサンゼルス	6,082	8.4～8.5	2	8	
338	サム・ヒューストン	"	SSN609	イーサンアレン	6,955	8.7～8.14	8	2	
339	クイーンフィッシュ	"	SSN651	スタージョン	4,250	8.13～8.15	3	11	
340	ギタロ	"	SSN665	スタージョン	4,250	9.4～9.9	6	5	
341	シカゴ	"	SSN721	ロサンゼルス	6,082	9.7～9.9	3	2	
342	ポーツマス	"	SSN707	ロサンゼルス	6,082	9.15～9.16	2	6	
343	ポーツマス	"	SSN707	ロサンゼルス	6,082	9.18～9.25	8	7	
344	パーミット	"	SSN594	パーミット	3,750	9.21～10.2	12	13	
345	クイーンフィッシュ	"	SSN651	スタージョン	4,250	9.29～9.30	2	12	
346	ロングビーチ	巡洋艦	CGN9	ロングビーチ	15,540		9.30	1	7
347	ヘレナ	潜水艦	SSN725	ロサンゼルス	6,082	10.3～10.6	4	2	
348	ヘレナ	"	SSN725	ロサンゼルス	6,082	10.29～11.6	9	3	
349	ブラッシャー	"	SSN613	パーミット	3,800	11.18～12.1	14	11	
350	ハドック	"	SSN621	パーミット	3,750	11.27～12.11	15	11	
351	パファー	"	SSN652	スタージョン	4,250	12.27～1.6	11	12	
352	ブラッシャー	"	SSN613	パーミット	3,800	H 2. 1.19～1.22	4	12	
353	オマハ	"	SSN692	ロサンゼルス	6,082	2.14～2.20	7	6	
354	パファー	"	SSN652	ロサンゼルス	4,250	3.20～4.1	13	13	
355	ブラッシャー	"	SSN613	パーミット	3,800	4.3	1	13	
356	トートッグ	"	SSN639	スタージョン	4,250	4.11～4.23	13	7	
357	ハドック	"	SSN621	パーミット	3,750	4.16～4.26	11	12	
358	ガードフィッシュ	"	SSN612	パーミット	3,750	5.2～5.14	13	14	
359	ソルトレイクシティ	"	SSN716	ロサンゼルス	6,082	5.26	1	5	
360	オマハ	"	SSN692	ロサンゼルス	6,082	5.28～5.31	4	7	
361	バッファロー	"	SSN715	ロサンゼルス	6,082	5.28～6.2	6	8	
362	ソルトレイクシティ	"	SSN716	ロサンゼルス	6,082	7.10～7.18	9	6	
363	ソルトレイクシティ	"	SSN716	ロサンゼルス	6,082	7.26	1	7	
364	パーミンガム	"	SSN695	ロサンゼルス	6,082	8.3～8.17	15	3	
365	パーミンガム	"	SSN695	ロサンゼルス	6,082	8.23	1	4	
366	アスプロ	"	SSN648	スタージョン	4,250	8.23	1	10	
367	パーミンガム	"	SSN695	ロサンゼルス	6,082	8.24～8.30	7	5	
368	アスプロ	"	SSN648	スタージョン	4,250	8.24～9.4	12	11	
369	バッファロー	"	SSN715	ロサンゼルス	6,082	9.5～9.19	15	9	
370	アスプロ	"	SSN648	スタージョン	4,250	9.7～9.10	4	12	
371	アスプロ	"	SSN648	スタージョン	4,250	9.10～9.13	4	13	
372	ガードフィッシュ	"	SSN612	パーミット	3,750	9.21～9.29	9	15	
373	ドラム	"	SSN677	スタージョン	4,250	9.22～9.28	7	10	
374	ドラム	"	SSN677	スタージョン	4,250	10.9～10.15	7	11	
375	オリンピア	"	SSN717	ロサンゼルス	6,082	10.9～10.15	7	9	
376	アスプロ	"	SSN648	スタージョン	4,250	10.22～10.29	8	14	
377	シカゴ	"	SSN721	ロサンゼルス	6,082	10.26	1	3	
378	オリンピア	"	SSN717	ロサンゼルス	6,082	10.26	1	10	
379	オリンピア	"	SSN717	ロサンゼルス	6,082	11.13	1	11	
380	シカゴ	"	SSN721	ロサンゼルス	6,082	11.13～11.19	7	4	
381	オリンピア	"	SSN717	ロサンゼルス	6,082	11.14	1	12	
382	パーミンガム	"	SSN695	ロサンゼルス	6,082	12.6	1	6	
383	パーミンガム	"	SSN695	ロサンゼルス	6,082	12.7	1	7	
384	ドラム	"	SSN677	スタージョン	4,250	12.21～12.31	11	12	
385	シカゴ	"	SSN721	ロサンゼルス	6,082	H 3. 1. 4	1	5	
386	オリンピア	"	SSN717	ロサンゼルス	6,082	1.22～1.24	3	13	
387	ガーナード	"	SSN662	スタージョン	4,250	2.12～2.28	17	10	
388	ロサンゼルス	"	SSN688	ロサンゼルス	6,082	2.26	1	7	
389	ロサンゼルス	"	SSN688	ロサンゼルス	6,082	3.4～3.15	12	8	
390	オリンピア	"	SSN717	ロサンゼルス	6,082	3.4～3.14	11	14	
391	ニューヨークシティ	"	SSN696	ロサンゼルス	6,082	3.5～3.8	4	9	

通算回数	艦名	艦種	艦番号	艦級	基準排水量	寄港期間	滞港日数	艦別回数
392	ニューヨークシティ	潜水艦	SSN696	ロサンゼルス	6,082	3.10～3.13	4	10
393	キャバラ	"	SSN684	スタージョン	4,460	3.22～4.1	11	2
394	ニューヨークシティ	"	SSN696	ロサンゼルス	6,082	4.25～5.10	16	11
395	ロサンゼルス	"	SSN688	ロサンゼルス	6,082	4.30～5.2	3	9
396	ロサンゼルス	"	SSN688	ロサンゼルス	6,082	5.3～5.6	4	10
397	ラ・ホヤ	"	SSN701	ロサンゼルス	6,082	6.27～7.5	9	5
398	ラ・ホヤ	"	SSN701	ロサンゼルス	6,082	7.6～7.8	3	6
399	ホノルル	"	SSN718	ロサンゼルス	6,082	7.12～7.22	11	6
400	ロサンゼルス	"	SSN688	ロサンゼルス	6,082	7.23～7.27	5	11
401	パサデナ	"	SSN752	ロサンゼルス	6,082	7.23～8.2	11	1
402	パサデナ	"	SSN752	ロサンゼルス	6,082	8.3	1	2
403	ハドック	"	SSN621	パーミット	3,750	8.6～8.8	3	13
404	ハドック	"	SSN621	パーミット	3,750	8.9～8.11	3	14
405	ハドック	"	SSN621	パーミット	3,750	8.22～9.17	27	15
406	パサデナ	"	SSN752	ロサンゼルス	6,082	8.30～9.4	6	3
407	ラ・ホヤ	"	SSN701	ロサンゼルス	6,082	9.10～9.20	11	7
408	ホノルル	"	SSN718	ロサンゼルス	6,082	9.22～9.24	3	7
409	ホノルル	"	SSN718	ロサンゼルス	6,082	9.25	1	8
410	タニー	"	SSN682	スタージョン	4,460	10.17～10.23	7	12
411	ニューヨークシティ	"	SSN696	ロサンゼルス	6,082	10.26	1	12
412	パファー	"	SSN652	スタージョン	4,250	11.7～11.19	13	14
413	タニー	"	SSN682	スタージョン	4,460	11.8～11.13	6	13
414	パファー	"	SSN652	スタージョン	4,250	11.21	1	15
415	サンフランシスコ	"	SSN711	ロサンゼルス	6,082	11.29	1	10
416	サンフランシスコ	"	SSN711	ロサンゼルス	6,082	11.30～12.9	10	11
417	サンフランシスコ	"	SSN711	ロサンゼルス	6,082	12.21～1.6	17	12
418	タニー	"	SSN682	スタージョン	4,460	12.23～1.2	11	14
419	ボギー	"	SSN647	スタージョン	4,250	12.30	1	8
420	サンフランシスコ	"	SSN711	ロサンゼルス	6,082	H 4. 1. 7	1	13
421	ヘレナ	"	SSN725	ロサンゼルス	6,082	3.2～3.17	16	4
422	サンフランシスコ	"	SSN711	ロサンゼルス	6,082	3.24～3.27	4	14
423	サンフランシスコ	"	SSN711	ロサンゼルス	6,082	3.27	1	15
424	ドラム	"	SSN677	スタージョン	4,250	3.30～4.13	15	13
425	インディアナポリス	"	SSN697	ロサンゼルス	6,082	4.16～4.22	7	7
426	ヘレナ	"	SSN725	ロサンゼルス	6,082	5.11～5.18	8	5
427	シカゴ	"	SSN721	ロサンゼルス	6,082	5.29～6.2	5	6
428	インディアナポリス	"	SSN697	ロサンゼルス	6,082	6.15	1	8
429	インディアナポリス	"	SSN697	ロサンゼルス	6,082	6.16～7.1	16	9
430	ウィリアム・H・ベイツ	"	SSN680	スタージョン	4,460	7.13～7.22	10	7
431	ウィリアム・H・ベイツ	"	SSN680	スタージョン	4,460	8.11～8.24	14	8
432	トビーカ	"	SSN754	ロサンゼルス	6,082	8.18～8.22	5	1
433	シカゴ	"	SSN721	ロサンゼルス	6,082	9.1～9.14	14	7
434	トートッグ	"	SSN639	スタージョン	4,250	10.13～10.22	10	8
435	ウィリアム・H・ベイツ	"	SSN680	スタージョン	4,460	10.23～10.25	3	9
436	アスプロ	"	SSN648	スタージョン	4,250	10.31～11.4	5	15
437	オマハ	"	SSN692	ロサンゼルス	6,082	11.3～11.17	15	8
438	アスプロ	"	SSN648	スタージョン	4,250	11.18～11.25	8	16
439	アスプロ	"	SSN648	スタージョン	4,250	11.26	1	17
440	ヒューストン	"	SSN713	ロサンゼルス	6,082	12.22～1.4	14	9
441	ガーナード	"	SSN662	スタージョン	4,250	H 5. 1. 21～1.31	11	11
442	ヒューストン	"	SSN713	ロサンゼルス	6,082	2.6～2.16	11	10
443	アスプロ	"	SSN648	スタージョン	4,250	2.9～2.19	11	18
444	タニー	"	SSN682	スタージョン	4,460	3.19～4.9	22	15
445	アスプロ	"	SSN648	スタージョン	4,250	3.29～4.3	6	19
446	ガーナード	"	SSN662	スタージョン	4,250	4.5～4.27	23	12
447	ホークビル	"	SSN666	スタージョン	4,250	6.11～6.21	11	10

通算回数	艦名	艦種	艦番号	艦級	基準排水量	寄港期間	滞港日数	艦別回数
448	ポーツマス	潜水艦	SSN707	ロサンゼルス	6,082	7.24～8.6	14	8
449	インディアナポリス	"	SSN697	ロサンゼルス	6,082	8.11～8.23	13	10
450	インディアナポリス	"	SSN697	ロサンゼルス	6,082	8.24～8.26	3	11
451	ブレマートン	"	SSN698	ロサンゼルス	6,082	10.14～10.23	10	4
452	ヘレナ	"	SSN725	ロサンゼルス	6,082	11.9～11.17	9	6
453	ポーツマス	"	SSN707	ロサンゼルス	6,082	11.9	1	9
454	ニューヨークシティ	"	SSN696	ロサンゼルス	6,082	11.22～11.23	2	13
455	ニューヨークシティ	"	SSN696	ロサンゼルス	6,082	11.24～11.27	4	14
456	タニー	"	SSN682	スタージョン	4,460	H 6. 1.13～1.29	17	16
457	ニューヨークシティ	"	SSN696	ロサンゼルス	6,082	1.17～1.29	13	15
458	シカゴ	"	SSN721	ロサンゼルス	6,082	2.8～2.18	11	8
459	アーカンソー	巡洋艦	CGN41	ヴァージニア	8,623	3.11～3.14	4	1
460	カールビンソン	空母	CVN70	ニミッツ	91,487	3.11～3.14	4	2
461	アッシュビル	潜水艦	SSN758	ロサンゼルス	6,082	3.11～3.14	4	1
462	パッファロー	"	SSN715	ロサンゼルス	6,082	3.18～4.7	21	10
463	パーミンガム	"	SSN695	ロサンゼルス	6,082	3.24～3.28	4	8
464	パッファロー	"	SSN715	ロサンゼルス	6,082	4.12	1	11
465	アスプロ	"	SSN648	スタージョン	4,250	5.10～5.19	10	20
466	パッファロー	"	SSN715	ロサンゼルス	6,082	5.23～5.30	8	12
467	アスプロ	"	SSN648	スタージョン	4,250	7.1～7.6	6	21
468	ヒューストン	"	SSN713	ロサンゼルス	6,082	7.8～7.11	4	11
469	カリフォルニア	巡洋艦	CGN36	カリフォルニア	9,561	7.15～7.20	6	1
470	ソルトレイクシティ	潜水艦	SSN716	ロサンゼルス	6,082	7.15	1	8
471	ジェファーソンシティ	"	SSN759	ロサンゼルス	6,082	7.15～7.19	5	1
472	ソルトレイクシティ	"	SSN716	ロサンゼルス	6,082	7.19～7.22	4	9
473	カリフォルニア	巡洋艦	CGN36	カリフォルニア	9,561	8.4～8.10	7	2
474	パッファロー	潜水艦	SSN715	ロサンゼルス	6,082	8.8～8.15	8	13
475	カリフォルニア	巡洋艦	CGN36	カリフォルニア	9,561	9.1～9.12	12	3
476	パファー	潜水艦	SSN652	スタージョン	4,250	9.5～9.9	5	16
477	パファー	"	SSN652	スタージョン	4,250	9.9～9.12	4	17
478	ジェファーソンシティ	"	SSN759	ロサンゼルス	6,082	9.13～9.30	18	2
479	ヒューストン	"	SSN713	ロサンゼルス	6,082	9.13	1	12
480	サンフランシスコ	"	SSN711	ロサンゼルス	6,082	9.16～10.3	18	16
481	ソルトレイクシティ	"	SSN716	ロサンゼルス	6,082	9.20～10.3	14	10
482	ヒューストン	"	SSN713	ロサンゼルス	6,082	9.22～9.26	5	13
483	ヒューストン	"	SSN713	ロサンゼルス	6,082	11.9～11.12	4	14
484	カリフォルニア	巡洋艦	CGN36	カリフォルニア	9,561	11.12～11.14	3	4
485	ソルトレイクシティ	潜水艦	SSN716	ロサンゼルス	6,082	11.14～11.15	2	11
486	トビーカ	"	SSN754	ロサンゼルス	6,082	11.29～12.9	11	2
487	ボギー	"	SSN647	スタージョン	4,250	H 7. 1.21～2.7	18	9
488	ウィリアム・H・ベイツ	"	SSN680	スタージョン	4,460	1.25～1.26	2	10
489	ウィリアム・H・ベイツ	"	SSN680	スタージョン	4,460	1.27～2.6	11	11
490	トートッグ	"	SSN639	スタージョン	4,250	3.10～3.11	2	9
491	トートッグ	"	SSN639	スタージョン	4,250	3.16～3.27	12	10
492	オリンピア	"	SSN717	ロサンゼルス	6,082	3.20～4.1	13	15
493	オリンピア	"	SSN717	ロサンゼルス	6,082	4.3～4.4	2	16
494	バサデナ	"	SSN752	ロサンゼルス	6,082	4.19～4.20	2	4
495	オリンピア	"	SSN717	ロサンゼルス	6,082	4.29～5.6	8	17
496	タニー	"	SSN682	スタージョン	4,460	5.11～5.13	3	17
497	トートッグ	"	SSN639	スタージョン	4,250	5.20～6.10	22	11
498	オリンピア	"	SSN717	ロサンゼルス	6,082	5.21～5.22	2	18
499	オリンピア	"	SSN717	ロサンゼルス	6,082	5.23	1	19
500	ニューヨークシティ	"	SSN696	ロサンゼルス	6,082	6.7～6.16	10	16
501	タニー	"	SSN682	スタージョン	4,460	6.22～7.8	17	18
502	ヘレナ	"	SSN725	ロサンゼルス	6,082	7.27～7.31	5	7
503	ニューヨークシティ	"	SSN696	ロサンゼルス	6,082	8.5～8.16	12	17

通算回数	艦名	艦種	艦番号	艦級	基準排水量	寄港期間	滞港日数	艦別回数
504	シカゴ	潜水艦	SSN721	ロサンゼルス	6,082	8.14～8.18	5	9
505	ホノルル	"	SSN718	ロサンゼルス	6,082	8.21～8.31	11	9
506	インディアナポリス	"	SSN697	ロサンゼルス	6,082	9.19～9.23	5	12
507	インディアナポリス	"	SSN697	ロサンゼルス	6,082	9.25	1	13
508	ホノルル	"	SSN718	ロサンゼルス	6,082	10.10～10.11	2	10
509	ホノルル	"	SSN718	ロサンゼルス	6,082	10.12～10.28	17	11
510	シカゴ	"	SSN721	ロサンゼルス	6,082	11.1～11.4	4	10
511	ブレマートン	"	SSN698	ロサンゼルス	6,082	11.18～11.21	4	5
512	シカゴ	"	SSN721	ロサンゼルス	6,082	11.20～12.2	13	11
513	パッファロー	"	SSN715	ロサンゼルス	6,082	11.29～12.1	3	14
514	パッファロー	"	SSN715	ロサンゼルス	6,082	12.2～12.13	12	15
515	ブレマートン	"	SSN698	ロサンゼルス	6,082	12.2～12.4	3	6
516	コロンブス	"	SSN762	ロサンゼルス	6,082	12.9～12.16	8	1
517	パーミンガム	"	SSN695	ロサンゼルス	6,082	12.18～1.5	19	9
518	コロンブス	"	SSN762	ロサンゼルス	6,082	H 8. 2.5～2.17	13	2
519	ピンタード	"	SSN672	スタージョン	4,250	2.10～2.17	8	7
520	コロンブス	"	SSN762	ロサンゼルス	6,082	3.19～3.29	11	3
521	コロンブス	"	SSN762	ロサンゼルス	6,082	3.31	1	4
522	アッシュビル	"	SSN758	ロサンゼルス	6,082	4.2～4.20	19	2
523	コロンブス	"	SSN762	ロサンゼルス	6,082	4.8～4.9	2	5
524	カールビンソン	空母	CVN70	ニミッツ	91,487	5.30～6.2	4	3
525	アーカンソー	巡洋艦	CGN41	ヴァージニア	8,623	5.30～6.2	4	2
526	ジェファーソンシティ	潜水艦	SSN759	ロサンゼルス	6,082	5.30～6.2	4	3
527	カリフォルニア	巡洋艦	CGN36	カリフォルニア	9,561	5.30～6.2	4	5
528	キャバラ	潜水艦	SSN684	スタージョン	4,460	6.4～6.12	9	3
529	ホークビル	"	SSN666	スタージョン	4,250	6.21～6.22	2	11
530	ホークビル	"	SSN666	スタージョン	4,250	6.23～6.25	3	12
531	サンフランシスコ	"	SSN711	ロサンゼルス	6,082	6.29～7.12	14	17
532	キャバラ	"	SSN684	スタージョン	4,460	7.18～7.21	4	4
533	サンフランシスコ	"	SSN711	ロサンゼルス	6,082	7.19～7.24	6	18
534	キャバラ	"	SSN684	スタージョン	4,460	7.22～7.27	6	5
535	ホークビル	"	SSN666	スタージョン	4,250	8.10～8.30	21	13
536	キャバラ	"	SSN684	スタージョン	4,460	8.30～9.14	16	6
537	スペイドフィッシュ	"	SSN668	スタージョン	4,250	9.18～9.26	9	1
538	ラ・ホヤ	"	SSN701	ロサンゼルス	6,082	9.21～9.24	4	8
539	ヒューストン	"	SSN713	ロサンゼルス	6,082	10.3～10.13	11	15
540	ソルトレイクシティ	"	SSN716	ロサンゼルス	6,082	10.30～11.11	13	12
541	カマヘメハ	"	SSN642	ベンジャミンフランクリン	7,330	11.11～11.17	7	1
542	トビーカ	"	SSN754	ロサンゼルス	6,082	11.13～11.18	6	3
543	トビーカ	"	SSN754	ロサンゼルス	6,082	11.19～12.2	14	4
544	タニー	"	SSN682	スタージョン	4,460	12.9～12.27	19	19
545	ヒューストン	"	SSN713	ロサンゼルス	6,082	12.13～12.14	2	16
546	ヒューストン	"	SSN713	ロサンゼルス	6,082	12.18～12.19	2	17
547	ロサンゼルス	"	SSN688	ロサンゼルス	6,082	H 9. 2.3～2.13	11	12
548	ロサンゼルス	"	SSN688	ロサンゼルス	6,082	2.18～2.26	9	13
549	ロサンゼルス	"	SSN688	ロサンゼルス	6,082	3.3～3.11	9	14
550	サンタフェ	"	SSN763	ロサンゼルス	6,082	3.15	1	1
551	サンタフェ	"	SSN763	ロサンゼルス	6,082	3.16	1	2
552	サンタフェ	"	SSN763	ロサンゼルス	6,082	3.16～3.31	16	3
553	トビーカ	"	SSN754	ロサンゼルス	6,082	4.5～4.15	11	5
554	ロサンゼルス	"	SSN688	ロサンゼルス	6,082	4.18～4.20	3	15
555	ロサンゼルス	"	SSN688	ロサンゼルス	6,082	4.20～4.28	9	16
556	ヘレナ	"	SSN725	ロサンゼルス	6,082	4.28～5.2	5	8
557	パッファロー	"	SSN715	ロサンゼルス	6,082	5.29	1	16
558	パッファロー	"	SSN715	ロサンゼルス	6,082	6.7～6.11	5	17
559	パッファロー	"	SSN715	ロサンゼルス	6,082	7.4～7.11	8	18

通算回数	艦名	艦種	艦番号	艦級	基準排水量	寄港期間	滞港日数	艦別回数
560	インディアナポリス	潜水艦	SSN697	ロサンゼルス	6,082	7.11~7.19	9	14
561	ロサンゼルス	〃	SSN688	ロサンゼルス	6,082	7.16~7.20	5	17
562	ポーツマス	〃	SSN707	ロサンゼルス	6,082	8.4~8.14	11	10
563	キー・ウエスト	〃	SSN722	ロサンゼルス	6,082	8.13~8.23	11	1
564	ポーツマス	〃	SSN707	ロサンゼルス	6,082	8.26~8.28	3	11
565	キー・ウエスト	〃	SSN722	ロサンゼルス	6,082	9.6~9.12	7	2
566	インディアナポリス	〃	SSN697	ロサンゼルス	6,082	9.16~9.18	3	15
567	ニミッツ	空母	CVN68	ニミッツ	91,487	9.21~9.23	3	1
568	ブレマートン	潜水艦	SSN698	ロサンゼルス	6,082	9.22~10.5	14	7
569	ブレマートン	〃	SSN698	ロサンゼルス	6,082	10.5~10.10	6	8
570	パッファロー	〃	SSN715	ロサンゼルス	6,082	10.9~10.21	13	19
571	ラ・ホヤ	〃	SSN701	ロサンゼルス	6,082	11.1	1	9
572	シャルロット	〃	SSN766	ロサンゼルス	6,082	11.1~11.3	3	1
573	カメハメハ	〃	SSN642	ベンジャミンフランクリン	7,330	11.10~11.14	5	2
574	ポーツマス	〃	SSN707	ロサンゼルス	6,082	11.12~11.17	6	12
575	ウィリアム・H・ベイツ	〃	SSN680	スタージョン	4,460	11.14~12.2	19	12
576	ウィリアム・H・ベイツ	〃	SSN642	スタージョン	4,460	12.4	1	13
577	ラ・ホヤ	〃	SSN701	ロサンゼルス	6,082	12.9~12.12	4	10
578	ラ・ホヤ	〃	SSN701	ロサンゼルス	6,082	12.16~12.26	11	11
579	シャルロット	〃	SSN766	ロサンゼルス	6,082	12.19~1.2	15	2
580	シャルロット	〃	SSN766	ロサンゼルス	6,082	H10.1.15~1.21	7	3
581	シカゴ	〃	SSN721	ロサンゼルス	6,082	2.23~3.5	11	12
582	アッシュビル	〃	SSN758	ロサンゼルス	6,082	3.2~3.13	12	3
583	ボギー	〃	SSN647	スタージョン	4,250	3.10~3.12	3	10
584	ボギー	〃	SSN647	スタージョン	4,250	3.15	1	11
585	サンフランシスコ	〃	SSN711	ロサンゼルス	6,082	4.16~4.18	3	19
586	ボギー	〃	SSN647	スタージョン	4,250	5.12~5.25	14	12
587	ヒューストン	〃	SSN713	ロサンゼルス	6,082	5.13	1	18
588	トビーカ	〃	SSN754	ロサンゼルス	6,082	6.1	1	6
589	サンフランシスコ	〃	SSN711	ロサンゼルス	6,082	6.23~7.2	10	20
590	ツーソン	〃	SSN770	ロサンゼルス	6,082	6.26~6.27	2	1
591	ツーソン	〃	SSN770	ロサンゼルス	6,082	6.27~7.1	5	2
592	ジェファーソンシティ	〃	SSN759	ロサンゼルス	6,082	7.1~7.5	5	4
593	パットフィッシュ	〃	SSN681	スタージョン	4,460	7.10~7.23	14	1
594	トビーカ	〃	SSN754	ロサンゼルス	6,082	7.10~7.17	8	7
595	グリーンビル	〃	SSN772	ロサンゼルス	6,082	7.31~8.1	2	1
596	アッシュビル	〃	SSN758	ロサンゼルス	6,082	8.7~8.8	2	4
597	アッシュビル	〃	SSN758	ロサンゼルス	6,082	8.8~8.10	3	5
598	パットフィッシュ	〃	SSN681	スタージョン	4,460	8.24~9.1	9	2
599	ヒューストン	〃	SSN713	ロサンゼルス	6,082	8.25~8.31	7	19
600	ソルトレイクシティ	〃	SSN716	ロサンゼルス	6,082	9.18~9.19	2	13
601	レイビル	〃	SSN724	ロサンゼルス	6,082	10.13~10.15	3	3
602	ヒューストン	〃	SSN713	ロサンゼルス	6,082	10.14~10.17	4	20
603	コロンブス	〃	SSN762	ロサンゼルス	6,082	10.17	1	6
604	レイビル	〃	SSN724	ロサンゼルス	6,082	10.20~10.24	5	4
605	グリーンビル	〃	SSN772	ロサンゼルス	6,082	10.22~11.4	14	2
606	レイビル	〃	SSN724	ロサンゼルス	6,082	10.26~11.2	8	5
607	レイビル	〃	SSN724	ロサンゼルス	6,082	11.5	1	6
608	カメハメハ	〃	SSN642	ベンジャミンフランクリン	7,330	11.8~11.12	5	3
609	キー・ウエスト	〃	SSN722	ロサンゼルス	6,082	11.13~11.14	2	3
610	グリーンビル	〃	SSN772	ロサンゼルス	6,082	11.14~11.19	6	3
611	コロンブス	〃	SSN762	ロサンゼルス	6,082	11.20~11.28	9	7
612	コロンブス	〃	SSN762	ロサンゼルス	6,082	12.5~12.8	4	8
613	レイビル	〃	SSN724	ロサンゼルス	6,082	12.12~12.24	13	7
614	ホノルル	〃	SSN718	ロサンゼルス	6,082	H11.1.13~1.22	10	12
615	レイビル	〃	SSN724	ロサンゼルス	6,082	2.15	1	8

通算回数	艦名	艦種	艦番号	艦級	基準排水量	寄港期間	滞港日数	艦別回数
616	ウィリアム・H・ベイツ	潜水艦	SSN680	スタージョン	4,460	3.15~3.18	4	14
617	ウィリアム・H・ベイツ	〃	SSN680	スタージョン	4,460	5.7~5.17	11	15
618	パッファロー	〃	SSN715	ロサンゼルス	6,082	5.11~5.12	2	20
619	パッファロー	〃	SSN715	ロサンゼルス	6,082	5.13~5.19	7	21
620	ホノルル	〃	SSN718	ロサンゼルス	6,082	6.7~6.11	5	13
621	ホノルル	〃	SSN718	ロサンゼルス	6,082	6.11~6.21	11	14
622	パッファロー	〃	SSN715	ロサンゼルス	6,082	6.23~7.10	18	22
623	オリンピア	〃	SSN717	ロサンゼルス	6,082	7.8~7.10	3	20
624	カメハメハ	〃	SSN642	ベンジャミンフランクリン	7,330	7.8~7.19	12	4
625	パッファロー	〃	SSN715	ロサンゼルス	6,082	7.13	1	23
626	オリンピア	〃	SSN717	ロサンゼルス	6,082	8.16~8.26	11	21
627	ロサンゼルス	〃	SSN688	ロサンゼルス	6,082	9.8	1	18
628	ポーツマス	〃	SSN707	ロサンゼルス	6,082	9.14~9.15	2	13
629	ポーツマス	〃	SSN707	ロサンゼルス	6,082	9.15~9.30	16	14
630	ロサンゼルス	〃	SSN688	ロサンゼルス	6,082	9.18~9.20	3	19
631	ブレマートン	〃	SSN698	ロサンゼルス	6,082	10.4~10.15	12	9
632	サンタフェ	〃	SSN763	ロサンゼルス	6,082	11.11	1	4
633	シャルロット	〃	SSN766	ロサンゼルス	6,082	12.20~1.3	15	4
634	アッシュビル	〃	SSN758	ロサンゼルス	6,082	H12.1.27~2.3	8	6
635	ジェファーソンシティ	〃	SSN759	ロサンゼルス	6,082	2.7~2.10	4	5
636	ジェファーソンシティ	〃	SSN759	ロサンゼルス	6,082	2.14~2.18	5	6
637	ソルトレイクシティ	〃	SSN716	ロサンゼルス	6,082	3.16~3.17	2	14
638	ソルトレイクシティ	〃	SSN716	ロサンゼルス	6,082	3.17~3.18	2	15
639	シャルロット	〃	SSN766	ロサンゼルス	6,082	3.30~4.4	6	5
640	シャルロット	〃	SSN766	ロサンゼルス	6,082	4.4~4.10	7	6
641	トビーカ	〃	SSN754	ロサンゼルス	6,082	4.12~4.21	10	8
642	シャルロット	〃	SSN766	ロサンゼルス	6,082	4.13~4.16	4	7
643	ヒューストン	〃	SSN713	ロサンゼルス	6,082	5.6~5.11	6	21
644	アッシュビル	〃	SSN758	ロサンゼルス	6,082	5.8~5.15	8	7
645	ヒューストン	〃	SSN713	ロサンゼルス	6,082	5.29~6.3	6	22
646	ヘレナ	〃	SSN725	ロサンゼルス	6,082	7.7~7.9	3	9
647	ヒューストン	〃	SSN713	ロサンゼルス	6,082	7.31~8.11	12	23
648	コロンブス	〃	SSN762	ロサンゼルス	6,082	8.14~8.23	10	9
649	ソルトレイクシティ	〃	SSN716	ロサンゼルス	6,082	8.14~8.28	15	16
650	ジャイアン	〃	SSN773	ロサンゼルス	6,082	9.7~9.15	9	1
651	ツーソン	〃	SSN770	ロサンゼルス	6,082	9.11~9.13	3	3
652	ホノルル	〃	SSN718	ロサンゼルス	6,082	9.18~9.21	4	15
653	カメハメハ	〃	SSN642	ベンジャミンフランクリン	7,330	10.12~10.23	12	5
654	ヘレナ	〃	SSN725	ロサンゼルス	6,082	10.19~10.25	7	10
655	ホノルル	〃	SSN718	ロサンゼルス	6,082	11.18~11.21	4	16
656	ツーソン	〃	SSN770	ロサンゼルス	6,082	12.13~12.14	2	4
657	ツーソン	〃	SSN770	ロサンゼルス	6,082	12.14~12.16	3	5
658	レイビル	〃	SSN724	ロサンゼルス	6,082	12.20~12.21	2	9
659	レイビル	〃	SSN724	ロサンゼルス	6,082	12.21~1.3	14	10
660	ホノルル	〃	SSN718	ロサンゼルス	6,082	12.24~1.2	10	17
661	トビーカ	〃	SSN754	ロサンゼルス	6,082	H13.1.23	1	9
662	トビーカ	〃	SSN754	ロサンゼルス	6,082	2.12~2.16	5	10
663	シカゴ	〃	SSN721	ロサンゼルス	6,082	3.23~3.31	9	13
664	シカゴ	〃	SSN721	ロサンゼルス	6,082	4.16~4.19	4	14
665	レイビル	〃	SSN724	ロサンゼルス	6,082	4.19~4.30	12	11
666	サンタフェ	〃	SSN763	ロサンゼルス	6,082	4.23~5.1	9	5
667	ロサンゼルス	〃	SSN688	ロサンゼルス	6,082	7.20~7.24	5	20
668	パッファロー	〃	SSN715	ロサンゼルス	6,082	8.4~8.13	10	24
669	サンタフェ	〃	SSN763	ロサンゼルス	6,082	8.27	1	6
670	サンタフェ	〃	SSN763	ロサンゼルス	6,082	8.29	1	7
671	コロンビア	〃	SSN771	ロサンゼルス	6,082	8.30~9.4	6	1

通算回数	艦名	艦種	艦番号	艦級	基準排水量	寄港期間	滞港日数	艦別回数
672	ブレマートン	潜水艦	SSN698	ロサンゼルス	6,082	11.11～11.17	7	10
673	ポーツマス	〃	SSN707	ロサンゼルス	6,082	11.20～11.27	8	13
674	パップアロー	〃	SSN715	ロサンゼルス	6,082	12.21～12.29	9	25
675	ソルトレイクシティ	〃	SSN716	ロサンゼルス	6,082	12.24～12.28	5	17
676	ジェファーソンシティ	〃	SSN759	ロサンゼルス	6,082	H14. 1.20～1.21	2	7
677	ポーツマス	〃	SSN707	ロサンゼルス	6,082	2.15～2.27	13	14
678	シャルロット	〃	SSN766	ロサンゼルス	6,082	3.14～3.19	6	8
679	ヘレナ	〃	SSN725	ロサンゼルス	6,082	4.3～4.9	7	11
680	ジェファーソンシティ	〃	SSN759	ロサンゼルス	6,082	4.4～4.16	13	8
681	シャルロット	〃	SSN766	ロサンゼルス	6,082	4.12～4.22	11	9
682	ラ・ホヤ	〃	SSN701	ロサンゼルス	6,082	6.12～7.5	24	12
683	ツーソン	〃	SSN770	ロサンゼルス	6,082	7.2～7.22	21	6
684	コロンプス	〃	SSN762	ロサンゼルス	6,082	7.17～7.27	11	10
685	シャルロット	〃	SSN766	ロサンゼルス	6,082	7.22～7.27	6	10
686	シャイアン	〃	SSN773	ロサンゼルス	6,082	8.9～8.16	8	2
687	シャルロット	〃	SSN766	ロサンゼルス	6,082	8.23～8.29	7	11
688	ホノルル	〃	SSN718	ロサンゼルス	6,082	8.28～8.30	3	18
689	ルイビル	〃	SSN724	ロサンゼルス	6,082	9.17～9.24	8	12
690	シャイアン	〃	SSN773	ロサンゼルス	6,082	9.20～9.28	9	3
691	ルイビル	〃	SSN724	ロサンゼルス	6,082	11.25～12.10	16	13
692	シカゴ	〃	SSN721	ロサンゼルス	6,082	H15. 1.23～1.25	3	15
693	ロサンゼルス	〃	SSN688	ロサンゼルス	6,082	2.27～3.10	12	21
694	ブレマートン	〃	SSN698	ロサンゼルス	6,082	3.25～3.29	5	11
695	シカゴ	〃	SSN721	ロサンゼルス	6,082	4.23～4.28	6	16
696	カールビンソン	空母	CVN70	ニミッツ	91,487	5.10～5.15	6	4
697	オリンピア	潜水艦	SSN717	ロサンゼルス	6,082	5.22～5.27	6	22
698	キー・ウエスト	〃	SSN722	ロサンゼルス	6,082	5.27～6.9	14	4
699	ブレマートン	〃	SSN698	ロサンゼルス	6,082	6.25～7.8	14	12
700	オリンピア	〃	SSN717	ロサンゼルス	6,082	6.27～7.3	7	23
701	サンタフェ	〃	SSN763	ロサンゼルス	6,082	9.17～9.23	7	8
702	ヘレナ	〃	SSN725	ロサンゼルス	6,082	10.13～10.20	8	12
703	コロンプス	〃	SSN762	ロサンゼルス	6,082	11.19～12.3	15	11
704	ポーツマス	〃	SSN707	ロサンゼルス	6,082	12.5～12.10	6	17
705	サンタフェ	〃	SSN763	ロサンゼルス	6,082	12.18～1.5	19	9
706	ポーツマス	〃	SSN707	ロサンゼルス	6,082	12.22～1.3	13	18
707	トビーカ	〃	SSN754	ロサンゼルス	6,082	H16. 1.28～1.30	3	11
708	シティオブコーバスクリスティ	〃	SSN705	ロサンゼルス	6,082	2.12～2.16	5	1
709	コロンプス	〃	SSN762	ロサンゼルス	6,082	4.8～4.19	12	12
710	ラ・ホヤ	〃	SSN701	ロサンゼルス	6,082	4.8～4.15	8	13
711	コロンビア	〃	SSN771	ロサンゼルス	6,082	4.26～5.2	7	2
712	ソルトレイクシティ	〃	SSN716	ロサンゼルス	6,082	5.5～5.12	8	18
713	ツーソン	〃	SSN770	ロサンゼルス	6,082	6.1～6.4	4	7
714	ホノルル	〃	SSN718	ロサンゼルス	6,082	6.9～6.14	6	19
715	アレキサンドリア	〃	SSN757	ロサンゼルス	6,082	7.9～7.19	11	1
716	オクラホマシティ	〃	SSN723	ロサンゼルス	6,082	8.18	1	1
717	サンフランシスコ	〃	SSN711	ロサンゼルス	6,082	8.20～8.30	11	21
718	シャルロット	〃	SSN766	ロサンゼルス	6,082	9.3～9.7	5	12
719	ツーソン	〃	SSN770	ロサンゼルス	6,082	9.13～9.20	8	8
720	オクラホマシティ	〃	SSN723	ロサンゼルス	6,082	9.22～9.29	8	2
721	ソルトレイクシティ	〃	SSN716	ロサンゼルス	6,082	10.1～10.6	6	19
722	シャルロット	〃	SSN766	ロサンゼルス	6,082	10.27	1	13
723	シャルロット	〃	SSN766	ロサンゼルス	6,082	12.21～12.30	10	14
724	アッシュヴィル	〃	SSN758	ロサンゼルス	6,082	H17. 1.24～2.3	11	8
725	シャイアン	〃	SSN773	ロサンゼルス	6,082	2.7～2.14	8	4
726	ロサンゼルス	〃	SSN688	ロサンゼルス	6,082	2.26～3.3	6	22
727	オリンピア	〃	SSN717	ロサンゼルス	6,082	4.12～4.22	11	24

通算回数	艦名	艦種	艦番号	艦級	基準排水量	寄港期間	滞港日数	艦別回数
728	メンフィス	潜水艦	SSN691	ロサンゼルス	6,082	7.21～8.1	12	1
729	シティオブコーバスクリスティ	〃	SSN705	ロサンゼルス	6,082	7.21～7.22	2	2
730	ヘレナ	〃	SSN725	ロサンゼルス	6,082	7.22～8.4	14	13
731	サンタフェ	〃	SSN763	ロサンゼルス	6,082	8.19～8.23	5	10
732	シティオブコーバスクリスティ	〃	SSN705	ロサンゼルス	6,082	8.22～8.29	8	3
733	キー・ウエスト	〃	SSN722	ロサンゼルス	6,082	8.29～9.8	11	5
734	ルイヴィル	〃	SSN724	ロサンゼルス	6,082	9.22～9.28	7	14
735	コロンビア	〃	SSN771	ロサンゼルス	6,082	9.26～9.30	5	3
736	バサデナ	〃	SSN752	ロサンゼルス	6,082	11.7～11.11	5	5
737	サンタフェ	〃	SSN763	ロサンゼルス	6,082	11.19～11.25	7	11
738	ジェファーソンシティ	〃	SSN759	ロサンゼルス	6,082	11.21～11.28	8	9
739	シカゴ	〃	SSN721	ロサンゼルス	6,082	12.9～12.13	5	17
740	トビーカ	〃	SSN754	ロサンゼルス	6,082	12.30～1.10	12	12
741	ツーソン	〃	SSN770	ロサンゼルス	6,082	H18. 3.30～4.1	3	9
742	ホノルル	〃	SSN718	ロサンゼルス	6,082	5.22～5.26	5	19
743	ツーソン	〃	SSN718	ロサンゼルス	6,082	5.30～6.9	11	10
744	パップアロー	〃	SSN715	ロサンゼルス	6,082	6.21～6.26	6	26
745	パップアロー	〃	SSN715	ロサンゼルス	6,082	7.24～7.28	5	27
746	アッシュヴィル	〃	SSN758	ロサンゼルス	6,082	8.15～8.21	7	9
747	パップアロー	〃	SSN715	ロサンゼルス	6,082	8.18～8.18	1	28
748	シーウルフ	〃	SSN21	シーウルフ	8,060	8.29～9.3	6	1
749	ホノルル	〃	SSN718	ロサンゼルス	6,082	9.7～9.14	8	20
750	アッシュヴィル	〃	SSN758	ロサンゼルス	6,082	10.19～10.26	8	10
751	ラ・ホヤ	〃	SSN701	ロサンゼルス	6,082	10.30～11.6	8	14
752	シーウルフ	〃	SSN21	シーウルフ	8,060	11.17～11.27	11	2
753	ボイシ	〃	SSN764	ロサンゼルス	6,082	12.1～12.6	6	1
754	プロヴィデンス	〃	SSN719	ロサンゼルス	6,082	12.22～1.2	12	1
755	ヒューストン	〃	SSN713	ロサンゼルス	6,082	H19. 1.25～1.29	5	24
756	プロヴィデンス	〃	SSN719	ロサンゼルス	6,082	2.3～2.10	8	2
757	キー・ウエスト	〃	SSN722	ロサンゼルス	6,082	2.24～2.26	3	6
758	ハンプトン	〃	SSN767	ロサンゼルス	6,082	3.21(～4.2)	(13)	1

資料 VI-17 原子力艦放射能調査指針大綱 (抜粋)

〔昭和43年9月5日、平成17年7月7日最終改正
文部科学省科学技術・学術政策局〕

[P65参照]

第1編 原子力艦寄港に伴う環境放射線モニタリング

第1章 基本的考え方

1-1 目的

国は、原子力艦寄港地周辺住民等の健康と安全を守るために、原子力艦のもつ特殊な性格に鑑み、原子力艦寄港地の神奈川県及び横須賀市、長崎県及び佐世保市並びに沖縄県（以下「関係地方公共団体」という。）の協力を得て、原子力艦寄港地周辺環境の放射能水準の調査を行い、その結果を公表することを目的とする。

さらに、原子力艦における異常事態（注1）が発生した場合は、速やかにモニタリングを強化するものとする。

具体的には、次の4項目に要約される。

- ①原子力艦寄港地周辺の環境放射線及び放射能の水準を把握すること
- ②原子力艦における異常事態が発生した場合、それを早期に検知し、かつ原子力艦寄港地周辺環境への影響の評価に資すること
- ③原子力艦における異常事態が発生した場合、原子力艦寄港地周辺住民等の線量を推定・評価すること
- ④原子力艦における異常事態が発生した場合、モニタリングを強化するとともに、緊急時モニタリングの準備を開始できるように体制を整えること

1-2 適用範囲 (略)

第2章 モニタリング計画

モニタリング体制、空間及び海水中の放射線の測定並びに環境試料中の放射能の測定、原子力艦における異常事態が発生した場合のモニタリングの強化についてのモニタリング計画を以下に示す。

2-1 モニタリング体制

- ①文部科学省は、海上保安庁、水産庁及び関係地方公共団体の協力を得て、原子力艦寄港地周辺のモニタリングを実施する。
- ②文部科学省は原子力艦寄港の通告があり次第速やかに、海上保安庁及び原子力艦寄港予定地の横須賀市、佐世保市又は沖縄県からなる放射能調査班（以下「調査班」という。）を編成し、モニタリングを実施する。
なお、神奈川県又は長崎県は、必要に応じ調査班に参加する。
- ③文部科学省は、科学技術・学術政策局の職員又は文部科学大臣が指名する者を現地に派遣し、放射能調査班長（以下「調査班長」という。）として原子力艦寄港時におけるモニタリングのとりまとめを行う。

2-2 放射線の測定

文部科学省は、海上保安庁及び関係地方公共団体の協力を得て、原子力艦停泊地点及びその周辺状況を考慮してモニタリングポストを配置し、原子力艦寄港の有無にかかわらず空間及び海水中の放射線を連続的に測定し、その値を常時把握することにより、原子力艦における異常事態が発生した場合の原子力艦に起因する外部被ばく及び内部被ばくによる線量等の推定、環境への影響等の評価に資する。

また、特殊な環境条件を避けて積算線量計を配置し、積算線量を求める。さらに、モニタリングポストにより原子力艦停泊地点及びその周辺海域について、空間及び海水中の放射線を測定する。

モニタリングの実施に際しては、気象状況を把握することが重要であり、その地域を代表する地点に気象観測装置を配置し、連続的に測定する。

2-2-1 モニタリングポスト等による放射線の測定

- ①モニタリングポストにより空間放射線量率及び海水中の放射線計数率の連続測定を行うとともに、気象も観測する。
- ②モニタリングポストにおける空間放射線量率及び海水中の放射線計数率の測定データ、気象データ等を集中的に監視する。
- ③原子力艦寄港地周辺にモニタリング地点を定め、定期的に可搬型モニタリングポスト等により空間放射線量率を測定する。

2-2-2 モニタリングポストによる放射線の測定

- ①原子力艦非寄港時においては、所定の測定コースを定め、原子力艦寄港地周辺海域における空間放射線量率及び海水中の放射線計数率を定期的に測定する。
- ②原子力艦寄港時においては、所定の測定コースを定め、原子力艦停泊地点及びその周辺海域における空間放射線量率及び海水中の放射線計数率を原則として1日1回以上測定する。

2-2-3 積算線量の測定

- ①原子力艦寄港地周辺において、モニタリングポイントを設置し、定期的に空間放射線の積算線量を測定する。

2-3 環境試料中の放射能の測定 (略)

2-4 モニタリングの強化

原子力艦寄港時において、モニタリングポスト又はモニタリングポストの空間放射線量率又は海水中の放射線計数率（以下「モニタリング値」という。）が警報値（注2）に達した場合、調査班長は、降雨・降雪等の気象要因、非破壊検査等の影響等について調査を行い、原因を追究し、原子力艦以外に要因がないかを確認する。

モニタリング値が警報値に達し、原子力艦に起因する可能性が高いと思われる場合、周辺住民等及び周辺環境への影響の有無又はその大きさを迅速に把握するため、調査班長は、モニタリングを強化するとともに、事態の推移に応じて、緊急時モニタリングの準備を海上保安庁、水産庁及び関係地方公共団体等に要請する。

モニタリングの強化にあたり、調査班員の被ばく線量を管理するとともに、必要に応じ、防護服、防護マスク等を着用し、放射線防護に努める。

2-4-1 強化内容

①空間及び海水中の放射線の監視強化

原子力艦寄港地周辺に設置されているモニタリングポストのデータ監視を頻繁に行うとともに、空間放射線量率及び海水中の放射線計数率の経時的変化を把握する。

また、モニタリングボートによる原子力艦停泊地点及びその周辺海域の空間放射線量率及び海水中の放射線計数率の測定回数を増やす。

②大気中の放射能（放射性ヨウ素）の監視強化

大気中の放射性ヨウ素を捕集し、放射性ヨウ素の濃度の測定を行い、必要に応じ、捕集頻度を増やす。

③海水中の放射能の監視強化

モニタリングポストに付設した採水器、モニタリングボート等により原子力艦停泊地点付近及びその周辺海域の海水の採取頻度を増やし、海水中の放射能濃度を測定する。

④気象情報の監視強化

モニタリングポストに付設した気象観測装置による観測記録の監視を頻繁に行うとともに、周辺の气象台との連絡を密にし、気象情報を収集する。

⑤積算線量の監視強化

必要に応じて、積算線量計をモニタリングポイントに追加又は交換する。積算線量計は、測定のため数時間～1日程度設置した後に回収し、原子力艦における異常事態発生後の積算線量を求める。直読式の電子式積算線量計を設置してある場合には、その指示値の読み取りを頻繁に行う。

⑥移動サーベイの実施

モニタリングポストによる測定に加え、可搬型モニタリングポスト等を用いて空間放射線量率の測定を行う。

⑦環境試料の採取・分析等

原子力艦停泊地点付近及びその周辺の陸上試料及び海洋試料を採取し、放射能濃度を測定する。

2-4-2 留意事項

モニタリングを強化する際には、以下の点に留意する。

① モニタリング値が警報値に達し、原子力艦に起因する可能性が高いと判断される場合、調査班長は、直ちに文部科学省、最寄の海上保安部署及び関係地方公共団体に連絡する。

文部科学省は外務省に連絡し、原子力艦の状況の把握に努める。

また、必要に応じ、文部科学省は、原子力緊急時支援・研修センター（日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構）、原子力安全技術センター、日本分析センター、放射線医学総合研究所等に専門家の派遣を要請し、モニタリングを強化する。

② モニタリング値が通報基準（注3）に達した場合、調査班長は、直ちに文部科学省、最寄の海上保安部署及び関係地方公共団体に通報する。

通報を受けた文部科学省は、官邸（内閣官房）、原子力安全委員会、内閣府（防災担当）及び外務省に通報する。

第3章 モニタリング結果の評価等

文部科学省は、モニタリング結果に対して、測定値の信頼性、測定結果から線量を推定する際に用いた条件の妥当性、年線量限度との関係において推定される線量の及ぼす影響を考慮し、総合的に評価する。評価にあたっては、原子力艦放射能調査に知見を有する専門家等の意見を踏まえるものとする。

なお、モニタリング結果の評価にあたって留意すべき事項として、モニタリングの質の保証及び測定結果の評価について以下に示す。

3-1 モニタリングの質の保証（略）

3-2 測定結果の評価

3-2-1 空間及び海水中の放射線の測定結果の評価

文部科学省は、非寄港時からモニタリングを行い、非寄港時におけるモニタリング値の範囲を把握しておき、寄港時におけるモニタリング値が通常の測定値の範囲内であることを確認する。

なお、モニタリング値が警報値に達した場合には、以下の項目について調査を行い、原因を明らかにするとともに、原子力艦からの寄与の有無の判断及びその環境への影響の評価に資する。

- ①測定器の性能、測定方法等測定条件の変化、データ伝送処理系の健全性
- ②降雨・降雪、雷、逆転層の出現等の気象要因、及び地理・地形上の要因等の自然条件の変化
- ③河川工事・掘削工事、船舶等による土砂の流入や舞い上がり
- ④非破壊検査等の影響
- ⑤核爆発実験等の影響

3-2-2 環境試料中の放射能の測定結果の評価（略）

3-2-3 線量の推定・評価

文部科学省は、原子力艦における異常事態が発生した場合、外部被ばくによる実効線量、吸入摂取や飲食物等の経口摂取に起因する内部被ばくによる預託線量に分けて算定し、それらの結果を総合することによって周辺住民等の被ばく線量を推定・評価する。この場合、前者については積算線量計のデータから、後者については大気中及び飲食物等中の主要な放射性核種の濃度と摂取量等に基づいて算定する。

なお、必要に応じて放射性ヨウ素の摂取による甲状腺に対する等価線量を算定するものとする。

3-2-4 公表

文部科学省は、原子力艦寄港時の空間及び海水中の放射線の測定結果、出港後及び定期調査における環境試料中の放射線の測定結果を評価し、公表する。

また、原子力艦における異常事態が発生した場合は、強化したモニタリングの測定結果、原子力艦に起因する線量の推定・評価等の情報についても公表する。

第2編 原子力艦に係る緊急時モニタリング

第1章 基本的考え方

1-1 目的

原子力艦の原子力災害が発生した場合（注4）、文部科学省は、海上保安庁、水産庁及び関係地方公共団体の協力を得て、原子力艦寄港地の周辺住民等の防護対策の検討及びその実施に資することを目的として、「緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）（注5）を実施する。

緊急時モニタリングは、原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合あるいは通報基準に達した場合に迅速に行う第1段階のモニタリングと、周辺環境に対する全般的影響を評価する第2段階のモニタリングからなる。

それぞれのモニタリングの具体的な目的は次のとおりである。

〔第1段階のモニタリング〕

- ①原子力艦寄港地周辺の空間放射線量率及び周辺環境中に放出された大気中の放射能濃度（放射性希ガスや放射性ヨウ素の濃度）の把握
- ②原子力艦寄港地周辺の海水中の放射線計数率及び放射能濃度の把握
- ③放射性物質の放出により影響を受ける環境試料中の放射能濃度の把握
- ④適切な防護対策に資するための周辺環境における予測線量の迅速な推定

〔第2段階のモニタリング〕

- ⑤ ①を継続し、さらに対象とする核種を増やすなど、より詳細な大気中の放射能濃度の把握
- ⑥ ②を継続し、さらに対象となる核種を増やすなど、より詳細な海水中の放射能濃度の把握
- ⑦ ③を継続し、さらに対象とする核種を増やすなど、より詳細な環境試料中の放射能濃度の把握
- ⑧ 周辺住民等が実際に被ばくしたと考えられる線量の評価

1-2 適用範囲（略）

1-3 緊急時モニタリングの実施

原子力艦の原子力災害が発生した場合、文部科学省は、「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」（平成16年8月25日中央防災会議主事会議申合せ）のⅢ、警戒体制の3、緊急時モニタリング及びモニタリング結果等の共有の実施（1）緊急時モニタリングの実施に基づき、緊急時モニタリングを実施する。

第2章 緊急時モニタリング計画

原子力艦の原子力災害が発生した場合の緊急時モニタリング体制、緊急時モニタリング用資機材、緊急時モニタリングの実施方法等について以下に示す。

なお、緊急時モニタリング計画を作成するにあたっては、寄港地周辺の地勢、社会的条件等を考慮して、実効性に重きを置く必要がある。

2-1 緊急時モニタリング体制

文部科学省は、海上保安庁、水産庁及び関係地方公共団体の協力を得て、あらかじめ役割分担を定め、迅速に対応できる体制を構築する。

さらに、各種情報伝達が、緊急時に混乱することなく正確かつ迅速に行うことができるよう、あらかじめ伝達すべき情報の内容や伝達の方法等について可能な限り具体的に定めるなど、報告様式、通信連絡手段等を確立しておく。また、要員、測定機器等の運搬手段等についても確立しておく。

緊急時モニタリングを実施するにあたり、文部科学省は海上保安庁、水産庁及び関係地方公共団体の協力を得て、以下の対応を行う。

- ①緊急時モニタリング作業の計画、立案、並びに緊急時モニタリング作業の指揮及び総括を行う。
- ②緊急時モニタリングの作業班の編成、資機材の分配等を行う。その際、国等から派遣される専門家又は緊急時モニタリング用資機材の受け入れ、配置について十分円滑かつ効果的になるように配慮する。
- ③モニタリング情報、気象・海象情報、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（以下「SPEEDIネットワークシステム」という。）による情報の収集を行う。
- ④空間放射線量率および海水中の放射線計数率の測定、大気中の放射能濃度の測定、環境試料の採取及び放射能濃度の測定等の緊急時モニタリング作業を実施する。さらに、環境試料の分析及び精密測定を行う施設をあらかじめ定めておく。
- ⑤緊急時モニタリング作業については、作業員の被ばく線量を管理するとともに、必要に応じ、防護服、防護マスク等を着用し、放射線防護に努める。

2-2 緊急時モニタリング用資機材（略）

2-3 緊急時モニタリングの実施方法

文部科学省は、海上保安庁、水産庁及び関係地方公共団体の協力を得て、緊急時モニタリングを迅速かつ有効に実施するため、被ばくの経路等を考慮し、モニタリング段階毎に測定項目、測定地点又は試料採取地点、測定方法等についてあらかじめ可能な限り具体的に定めておく。緊急時モニタリングにおいて対象となる主要な放射性核種は、環境への影響が大きいかあるいは被ばく評価上重要度の高い放射性希ガス及び放射性ヨウ素とし、放射線の種類はガンマ線とする。

なお、実施にあたっては機動性を高めるため、モニタリング用車両やモニタリングボート等を有効に利用し、さらに地点、状況等によっては、航空機によるモニタリングを有効に利用する。

2-3-1 第1段階のモニタリング

第1段階のモニタリングは、原子力艦の原子力災害が発生した場合において、速やかに開始されるべきものであり、この結果は、放射源の情報、気象情報及びSPEED Iネットワークシステム等から得られる情報とともに、予測線量の推定に用いられ、これに基づいて防護対策に関する判断がなされる。したがって、この段階においては何よりも迅速性が必要であり、第2段階で行われる測定ほど精度は要求されない。

以下に、測定項目、測定地点または試料採取地点、測定方法について述べる。

①測定項目

- 1) 空間放射線量率及び海水中の放射線計数率
- 2) 大気中の放射能濃度
- 3) 環境試料（海水、飲料水、葉菜、原乳及び雨水）中の放射性核種の濃度及び葉菜表面の汚染密度

②測定地点又は試料採取地点

次の各地点において空間放射線量率の測定、大気試料及び環境試料の採取を行う。

- 1) 最大空間放射線量率出現予測地点とその近傍；数点
- 2) 大気中の放射性核種の最大濃度の出現予測地点とその近傍；数点
- 3) 風下軸約60°セクター内における大気中の放射性核種の最大濃度の出現予測地点を中心とした風下軸の地表面直交線上；数点
- 4) 風下方向の人口密集地帯、集落、退避施設等；

地点数は当該地域の人口分布等を考慮して適宜決める

また、退避等の措置が実施された場合には、退避施設等におけるモニタリングを実施する。

なお、モニタリング用車両等を利用して、走行しながら空間放射線量率を連続測定した結果は、放射線量率の分布を迅速かつ広範囲に知る上で有効である。

③測定方法（略）

2-3-2 第2段階のモニタリング

第2段階のモニタリングは、第1段階のモニタリングで要求される迅速性より正確さが必要となることから、第1段階のモニタリングよりさらに広い地域につき、放射性物質及び放射線の周辺環境に対する全般的影響を評価し、確認するために行われる。

第2段階のモニタリングにおいては、積算線量及び人体への被ばく評価に必要な環境中に放出された放射性物質が対象となる。

なお、このモニタリングの結果は、周辺地域における放射能汚染状況のより詳細な把握や、各種防護対策の解除に用いられる。

以下に、測定項目、測定地点または試料採取地点、測定方法、環境試料に対する経時変化の追跡、積算線量の測定について述べる。

①測定項目

- 1) 空間放射線量率及び海水中の放射線計数率
- 2) 大気中の放射能濃度
- 3) 次の環境試料中の放射能濃度
 - (イ) 第1段階のモニタリング試料と同じもの
 - (ロ) 土壌、植物
 - (ハ) 農畜産物
 - (ニ) 源水（河川、浄水場等）
 - (ホ) 海産生物
- 4) 積算線量
積算線量計による測定結果、モニタリングポスト等の情報を主とし、他の方法からの結果を参考とする。
- ②測定地点又は試料採取地点
第1段階のモニタリングの結果を参考とし、必要と考えられる地点とする。
- ③測定方法（略）
- ④環境試料に対する経時変化の追跡（略）
- ⑤積算線量の測定（略）

第3章 線量等の推定と評価

緊急時における防護対策の決定にあたっては、モニタリング結果により主として放射性希ガス及び放射性ヨウ素等の放射能濃度及び線量の評価を行うことが基本である。一方、住民の防護対策に資するため、予測線量を評価する必要がある。

3-1 予測線量の評価

放射性物質または放射線が放出された場合、これらの影響を可能な限り避けるために防護対策を講ずる観点から、SPEED Iネットワークシステムあるいは簡易計算法に基づいて予測線量の推定を行う。

3-2 被ばく線量の評価

周辺住民等が実際に受ける線量の評価にあたっては、モニタリングの結果に基づき、外部被ばく及び内部被ばくによる実効線量を算定し、必要に応じ、周辺住民等の行動を考慮して、内部被ばくによる等価線量を算定する。

注1「原子力艦における異常事態」

外国政府等から外務省、現地防衛施設局又は関係地方公共団体が原子力艦から放射性物質の放出等の異常事態が発生したとの通報を受けた場合、あるいはモニタリングポスト又はモニタリングボートの空間放射線量率又は海水中の放射線計数率が通常の測定値を明らかに上回り、降雨・降雪等の気象要因、非破壊検査等の要因を調査した結果、原子力艦に起因する可能性が高いと判断された場合をいう。

注2「警報値」

原子力艦寄港時において、モニタリング値が通常のモニタリング値を明らかに上回る値であって、これまでの降雨・降雪等の気象条件の変化、河川工事・船舶等による

土砂の流入や舞い上がり等の影響を考慮して設定した値をいう。

注3 「通報基準」

原子力艦停泊地（繋留値）の敷地境界付近におけるモニタリング値に異常が検知された際に、原子力艦緊急事態にいたる可能性があるとして、関係機関に通報する基準をいう。なお、基準値については、原子力安全委員会が定める「敷地境界付近の放射線量率として、1地点で10分以上1時間あたり5マイクロシーベルト以上検出するか、あるいは2地点以上で1時間あたり5マイクロシーベルト以上検出した場合（ただし、落雷等※による検出は除く。）（※落雷や放射線を用いた非破壊検査等原子力艦に起因しない事象）」とする。

注4 「原子力艦の原子力災害が発生した場合」

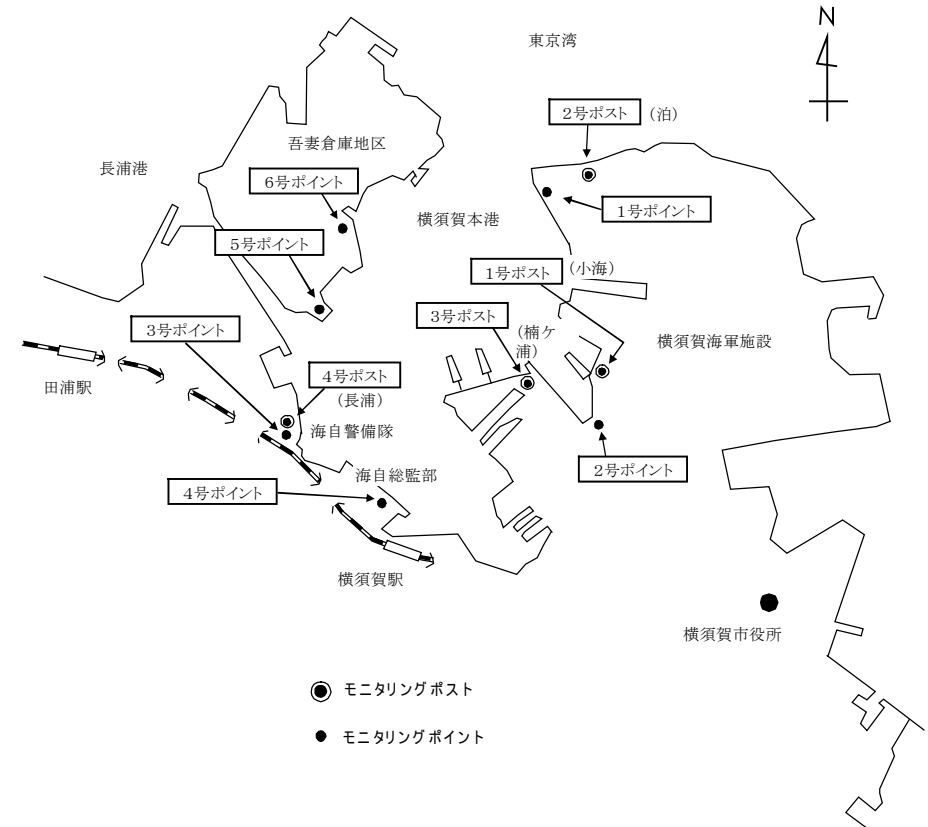
外国政府等から外務省、現地防衛施設局又は関係地方公共団体が原子力艦の原子力災害の恐れがあるとの通報を受けた場合又は発生したとの通報を受けた場合、あるいは、原子力艦寄港時におけるモニタリングにおいて通報基準に達した場合をいう。

注5 「緊急時環境放射線モニタリング」

原子力艦の原子力災害が発生した場合に実施される、周辺環境の放射能または放射線に関する情報を得るために特別に計画されたモニタリングをいう。

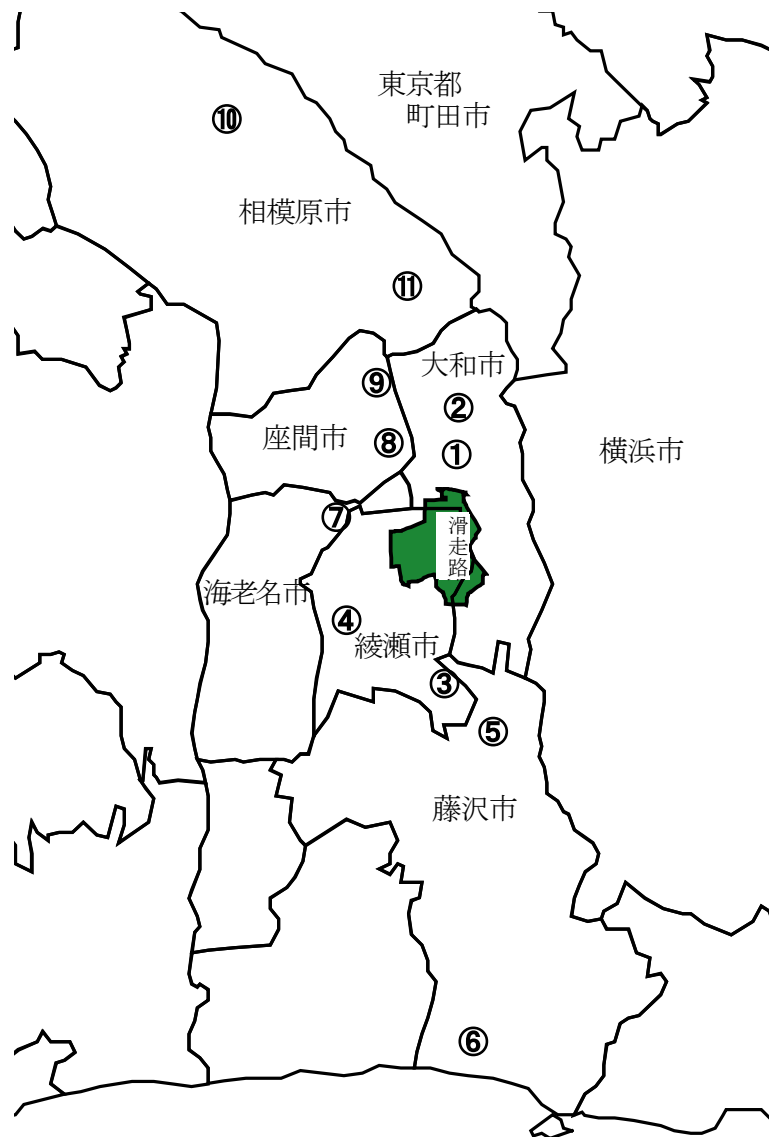
資料 VI-18 放射能調査測定点位置図

[P65 参照]



資料 VI-19 自動記録騒音計設置場所 (厚木海軍飛行場周辺)

[P113 参照]



No.	市名	騒音計設置地点		設置時期
		設置場所	位置	
①	大和市	上草柳	滑走路北端から北約1km	昭 44.12
②		西鶴間 (水道局大和増新)	滑走路北端から北約2km	昭 56. 4
③	綾瀬市	上土棚	滑走路南端から南約2km	昭 52. 9
④		綾西(綾西小)	滑走路南端から西約3km	昭 56. 4
⑤	藤沢市	下土棚 (富士見台小)	滑走路南端から南南東約 3.9 km	昭 44.12
⑥		辻堂東海岸 (辻堂小)	滑走路南端から南約14km	平 16. 4
⑦	海老名市	柏ヶ谷 (柏ヶ谷小)	滑走路北端から西約3km	昭 44.12
⑧	座間市	ひばりが丘 (ひばりが丘小)	滑走路北端から北西約 2.8 km	昭 56. 4
⑨		相模が丘 (相模中)	滑走路北端から北北西約 4.8 km	平 8. 4
⑩	相模原市	高根(共和小)	滑走路北端から北北西約 12 km	昭 51. 4
⑪		相模大野 (相模原市南台庁)	滑走路北端から北北西約 7.1 km	平 9. 4

資料 VI-20 騒音調査結果

[P113 参照]

① 滑走路北端から北約1km (大和市)

年度	最高音	総測定回数	1日平均測定回数	80dB以上の比率	90dB以上の比率	1日平均継続時間
昭 61	120 dB	36,375 回	99.7 回	72%	18%	26' 36"
62	121	38,743	105.9	72%	21%	30' 55"
63	121	37,444	102.6	67%	20%	29' 35"
平 元	121	37,471	102.7	71%	22%	30' 33"
2	120	38,516	105.5	73%	23%	33' 14"
3	122	43,172	118.0	72%	28%	38' 43"
4	120	32,825	89.9	70%	20%	27' 34"
5	120	31,614	86.9	70%	23%	26' 22"
6	119	34,796	95.3	71%	25%	28' 49"
7	119	31,087	85.2	71%	24%	23' 7"
8	120	31,652	87.2	72%	28%	24' 30"
9	122	30,735	84.2	71%	25%	23' 29"
10	121	26,684	73.3	75%	31%	20' 52"
11	123	30,179	82.5	77%	34%	23' 21"
12	123	21,673	79.4	79%	39%	24' 4"
13	120	29,747	81.5	82%	25%	16' 23"
14	121	27,378	75.0	74%	19%	13' 50"
15	121	27,925	76.3	76%	20%	14' 0"
16	118	24,879	68.2	77%	21%	12' 42"
17	118	22,276	61.0	77%	25%	11' 45"
18	118	23,989	65.7	78%	25%	12' 30"

② 滑走路北端から北約2km (大和市)

年度	最高音	総測定回数	1日平均測定回数	80dB以上の比率	90dB以上の比率	1日平均継続時間
昭 61	116 dB	15,275 回	42.7 回	83%	18%	11' 47"
62	119	16,300	44.8	87%	22%	13' 5"
63	118	18,211	49.9	77%	22%	16' 7"
平 元	117	23,782	65.2	78%	22%	19' 56"
2	119	25,454	69.7	81%	23%	19' 40"
3	123	26,465	72.3	78%	28%	23' 5"
4	120	21,479	58.8	76%	20%	16' 16"
5	118	21,285	58.3	78%	26%	17' 11"
6	117	22,815	62.5	78%	25%	19' 18"
7	120	21,704	59.5	76%	19%	13' 39"
8	116	20,004	55.1	76%	19%	12' 9"
9	119	18,451	50.6	76%	18%	11' 2"
10	120	17,193	47.1	71%	18%	10' 3"
11	118	19,300	52.7	70%	16%	11' 6"
12	118	14,389	52.3	73%	18%	18' 33"
13	116	24,068	68.7	79%	21%	17' 20"
14	118	22,473	61.6	73%	19%	15' 55"

年度	最高音	総測定回数	1日平均測定回数	80dB以上の比率	90dB以上の比率	1日平均継続時間
15	121	22,301	61.0	72%	20%	10' 45"
16	120	20,370	55.8	76%	21%	10' 25"
17	118	18,381	50.4	76%	25%	10' 14"
18	123	18,699	51.2	72%	21%	8' 51"

③ 滑走路南端から南約2km (綾瀬市)

年度	最高音	総測定回数	1日平均測定回数	80dB以上の比率	90dB以上の比率	1日平均継続時間
昭 61	116 dB	24,144 回	67.1 回	41%	15%	17' 2"
62	115	19,692	59.0	43%	14%	14' 40"
63	120	22,876	62.7	47%	16%	16' 41"
平 元	117	22,677	62.5	50%	16%	15' 17"
2	114	22,964	63.4	43%	14%	17' 56"
3	119	29,380	80.3	54%	22%	23' 30"
4	116	23,831	62.6	45%	15%	16' 33"
5	117	21,617	59.7	49%	18%	18' 16"
6	114	23,304	63.8	53%	17%	17' 35"
7	118	21,254	58.2	44%	14%	15' 7"
8	117	21,239	59.3	46%	17%	16' 31"
9	115	21,590	59.2	50%	17%	16' 36"
10	115	19,772	54.6	47%	16%	15' 16"
11	119	23,459	64.1	46%	16%	17' 37"
12	115	16,637	60.5	50%	17%	18' 33"
13	114	21,554	59.1	46%	18%	12' 18"
14	119	19,339	52.9	43%	15%	9' 51"
15	115	22,832	62.3	41%	16%	11' 28"
16	113	20,191	55.3	43%	17%	10' 5"
17	115	17,537	48.0	44%	18%	9' 18"
18	117	19,127	52.4	38%	16%	9' 44"

④ 滑走路南端から西約3km (綾瀬市)

年度	最高音	総測定回数	1日平均測定回数	80dB以上の比率	90dB以上の比率	1日平均継続時間
昭 61	111 dB	17,977 回	50.6 回	23%	9%	15' 43"
62	109	22,402	61.7	18%	6%	15' 47"
63	107	24,466	67.0	22%	8%	18' 50"
平 元	107	27,584	79.0	19%	6%	21' 8"
2	108	20,787	57.4	16%	5%	15' 14"
3	109	16,267	45.2	29%	15%	14' 12"
4	108	11,205	30.8	20%	10%	8' 5"
5	109	10,947	30.0	18%	8%	8' 8"
6	107	12,008	32.9	15%	5%	8' 10"
7	108	12,012	32.9	11%	4%	7' 22"
8	112	12,472	34.2	18%	7%	9' 4"
9	110	12,999	35.6	18%	9%	9' 59"
10	110	10,510	28.9	19%	9%	8' 1"

⑦ 滑走路北端から西約3km (海老名市)

年 度	最高音	総測定回数	1日平均測定回数	80dB以上の比率	90dB以上の比率	1日平均継続時間
昭 61	112 dB	17,558 回	48.1 回	24%	8%	13' 30"
62	109	18,878	51.6	29%	10%	15' 5"
63	109	18,289	50.1	28%	10%	14' 18"
平 元	110	20,038	54.9	27%	10%	16' 18"
2	108	22,011	65.3	22%	9%	17' 36"
3	108	26,116	72.1	31%	12%	23' 13"
4	108	21,323	61.4	20%	6%	15' 31"
5	109	16,533	45.8	21%	7%	12' 16"
6	106	17,181	47.1	16%	4%	11' 0"
7	106	16,254	44.5	14%	3%	9' 42"
8	112	15,949	43.7	19%	5%	11' 2"
9	109	15,975	43.9	21%	7%	11' 46"
10	106	13,283	36.4	21%	7%	9' 32"
11	108	18,527	50.6	20%	6%	13' 11"
12	109	13,974	50.8	22%	7%	13' 43"
13	108	16,708	57.9	24%	11%	14' 58"
14	108	11,253	30.8	24%	8%	6' 31"
15	107	13,112	35.9	18%	7%	6' 47"
16	108	11,837	32.4	21%	9%	6' 46"
17	111	11,275	30.9	22%	9%	6' 16"
18	109	13,139	36.0	20%	10%	6' 49"

⑧ 滑走路北端から北西約2.8km (座間市)

年 度	最高音	総測定回数	1日平均測定回数	80dB以上の比率	90dB以上の比率	1日平均継続時間
昭 61	111 dB	12,143 回	33.3 回	39%	6%	11' 19"
62	115	12,533	35.0	45%	11%	13' 56"
63	112	14,690	40.2	45%	10%	15' 31"
平 元	113	14,353	39.5	48%	12%	18' 12"
2	115	13,540	37.1	51%	15%	16' 37"
3	115	18,434	51.3	49%	15%	23' 53"
4	115	10,844	29.7	42%	11%	11' 11"
5	112	10,334	28.6	41%	9%	10' 14"
6	108	10,911	29.8	40%	7%	9' 42"
7	109	8,105	22.2	36%	7%	6' 48"
8	111	8,545	23.8	41%	10%	6' 25"
9	114	8,497	23.5	43%	11%	8' 13"
10	110	6,624	18.2	41%	11%	5' 53"
11	111	7,415	20.3	42%	13%	6' 11"
12	114	5,802	21.2	46%	16%	7' 55"
13	115	9,371	36.2	44%	13%	9' 55"
14	108	7,498	20.5	51%	9%	6' 8"
15	109	7,588	20.7	56%	12%	6' 3"
16	114	10,911	29.9	43%	14%	6' 31"
17	110	10,472	28.7	43%	14%	6' 22"
18	109	10,100	28.4	42%	14%	6' 7"

年 度	最高音	総測定回数	1日平均測定回数	80dB以上の比率	90dB以上の比率	1日平均継続時間
11	111	13,592	37.1	19%	9%	9' 43"
12	111	9,361	34.0	19%	8%	8' 60"
13	112	15,292	43.0	24%	10%	12' 18"
14	107	11,492	31.5	17%	7%	6' 5"
15	108	14,025	38.3	14%	6%	5' 26"
16	108	12,914	35.4	17%	9%	6' 0"
17	107	10,716	29.4	18%	8%	4' 58"
18	109	12,669	34.7	15%	6%	5' 15"

⑤ 滑走路南端から南南東約3.9km (藤沢市)

年 度	最高音	総測定回数	1日平均測定回数	80dB以上の比率	90dB以上の比率	1日平均継続時間
昭 61	108 dB	7,668 回	21.1 回	43%	9%	8' 2"
62	110	7,263	20.2	41%	13%	7' 32"
63	110	6,233	17.1	43%	13%	6' 27"
平 元	111	8,224	23.2	37%	11%	8' 11"
2	107	9,502	26.7	30%	14%	7' 52"
3	107	13,845	39.1	36%	13%	11' 55"
4	108	9,011	26.2	34%	11%	7' 47"
5	110	9,348	25.7	39%	15%	8' 38"
6	107	8,556	23.5	47%	16%	8' 53"
7	109	6,960	19.1	43%	15%	6' 54"
8	107	8,183	22.7	41%	16%	8' 1"
9	105	10,294	28.2	31%	10%	8' 29"
10	105	8,527	23.8	39%	13%	7' 55"
11	108	10,735	29.6	31%	9%	8' 13"
12	110	8,882	32.3	35%	15%	10' 18"
13	105	8,923	52.4	43%	14%	5' 42"
14	106	6,356	17.4	48%	16%	5' 26"
15	107	6,868	18.7	55%	20%	5' 48"
16	108	5,591	15.3	63%	24%	5' 1"
17	112	7,249	19.9	46%	18%	4' 58"
18	107	9,273	25.4	38%	14%	5' 19"

⑥' 滑走路南端から南南東約15.4km (藤沢市) 平成15年度のみ調査実施

年 度	最高音	総測定回数	1日平均測定回数	80dB以上の比率	90dB以上の比率	1日平均継続時間
平 15	104 dB	1,346 回	3.7 回	38%	2%	1' 21"

⑥ 滑走路南端から南約14km (藤沢市) 平成16年4月から調査開始

年 度	最高音	総測定回数	1日平均測定回数	80dB以上の比率	90dB以上の比率	1日平均継続時間
平 16	106 dB	3,789 回	10.7 回	55%	18%	3' 45"
17	105	4,777	13.1	43%	15%	3' 38"
18	104	5,636	15.4	36%	11%	3' 46"

※⑥' は平成16年4月に⑥に移動した。

⑨ 滑走路北端から北北西約 4.8 km (座間市) 平成8年5月から調査開始

年 度	最高音	総測定回数	1日平均測定回数	80dB以上の比率	90dB以上の比率	1日平均継続時間
平 8	107 dB	7,945 回	24.7 回	41%	14%	6' 54"
9	108	12,564	35.1	38%	11%	10' 55"
10	111	5,402	14.8	44%	10%	4' 30"
11	108	5,819	15.9	39%	10%	4' 2"
12	111	5,628	20.5	42%	10%	5' 37"
13	109	8,343	39.6	44%	13%	6' 37"
14	109	6,648	18.2	40%	10%	5' 26"
15	109	8,279	22.6	43%	14%	6' 1"
16	109	10,896	30.8	32%	12%	6' 23"
17	110	9,856	27.0	35%	15%	5' 51"
18	109	10,013	28.1	35%	14%	6' 2"

⑩ 滑走路北端から北北西約 12 km (相模原市)

年 度	最高音	総測定回数	1日平均測定回数	80dB以上の比率	90dB以上の比率	1日平均継続時間
昭 61	101 dB	3,233 回	8.9 回	25%	2%	2' 59"
62	99	3,688	10.1	24%	1%	3' 44"
63	101	5,381	14.7	19%	1%	3' 54"
平 元	104	6,009	16.7	20%	2%	4' 32"
2	102	4,621	12.9	14%	1%	3' 24"
3	102	6,076	16.6	19%	1%	4' 17"
4	103	7,281	20.4	19%	1%	5' 0"
5	103	6,593	18.1	18%	1%	4' 39"
6	103	6,503	17.8	21%	1%	4' 35"
7	101	3,776	10.3	20%	1%	2' 36"
8	98	4,229	11.6	33%	2%	3' 44"
9	100	4,102	11.3	21%	2%	2' 49"
10	103	2,809	7.7	20%	2%	1' 58"
11	97	2,786	7.6	20%	2%	2' 1"
12	100	1,937	7.3	23%	2%	1' 57"
13	100	1,690	11.0	38%	4%	1' 26"
14	100	1,572	4.3	27%	2%	1' 11"
15	104	2,055	5.6	35%	2%	1' 38"
16	103	1,928	5.3	39%	3%	1' 36"
17	101	1,775	4.9	43%	3%	1' 32"
18	102	2,518	6.9	29%	2%	1' 30"

⑪ 滑走路北端から北北西約 7.1 km (相模原市) 平成9年5月から調査開始

年 度	最高音	総測定回数	1日平均測定回数	80dB以上の比率	90dB以上の比率	1日平均継続時間
平 9	103 dB	4,482 回	14.5 回	61%	10%	5' 21"
10	104	4,355	11.9	54%	12%	4' 7"
11	105	4,169	11.4	61%	19%	4' 13"
12	105	2,868	10.4	56%	14%	3' 25"
13	105	4,603	24.6	59%	17%	4' 27"
14	105	3,897	11.0	50%	13%	3' 46"
15	105	2,808	7.6	64%	31%	3' 12"
16	107	3,403	9.3	67%	31%	3' 8"
17	108	3,642	10.0	68%	29%	3' 28"
18	106	4,022	11.0	56%	25%	3' 19"

注・測定回数は、70 dB以上の騒音が5秒以上継続したときの回数。

・欠測日のデータは除外して、数値を算出。

・⑧及び⑨の平成18年度の数値については、測定データの保存に際してエラーが生じたため、一部修復した結果を用いた。

・平成19年3月31日現在。

資料 VI-21 厚木飛行場周辺の航空機の騒音軽減措置（抄）

〔昭和38年9月12日 騒音対策特別分科委員会で同意〕
〔昭和38年9月19日 日米合同委員会で承認〕

[P114 参照]

1. 本特別分科委員会は、厚木海軍飛行場周辺における航空機の騒音問題を緩和する方策について検討し、これに関する勧告を行う目的をもって、1960年10月合同委員会により設置された。
2. 公式会議：省略
3. 非公式会議：省略
4. 厚木海軍飛行場周辺の航空機の騒音軽減に関する次の勧告は、本特別分科委員会の日米両国委員により合意された。
 - a. 飛行活動についての時間制限
 - (1) 22:00時から06:00時までの間厚木飛行場におけるすべての活動（飛行及びグループ・ラン・アップ）は運用上の必要に応じ、及び合衆国軍の態勢を保持する上に緊要と認められる場合を除き禁止される。
 - (2) 訓練飛行は日曜日には最小限に止める。
 - b. 抑制したアフターバーナーの使用
厚木海軍飛行場隣接区域の上空を高出力で長く低空飛行することを避けるため、アフターバーナー装備の航空機を操作する操縦士はすべて、厚木海軍飛行場空域内においてできるだけ速やかに離陸・上昇することが要求される。
しかしながら、アフターバーナーは、安全飛行状態を持続するために継続して使用しなければならない場合、又は、運用上の必要性による場合を除き、飛行場の境界線に達する前に使用を停止しなければならない。
 - c. 必要な「反射鏡利用による着艦訓練」（ミラー・ランディング・プラクティス）の一部を実施するための他の飛行場の使用
必要とされる「空母着艦訓練及び反射鏡利用による着艦訓練」（キャリア・アンド・ミラー・ランディング・プラクティス）の一部を実施するため、厚木海軍飛行場の付属飛行場を使用する場合は、現在厚木海軍飛行場で実施されている適当な諸規則が原則として適用される。
 - d. 飛行活動の規制
 - (1) 離陸及び着陸の間を除き、航空機は、人口稠密地域の上空を低空で飛行しない。
 - (2) 航空機は、運用上の必要性がなければ、低空で高音を発する飛行を行ったり、あるいは、他人に迷惑を及ぼすような方法で操縦しない。
 - (3) 航空機は、厚木海軍飛行場周辺の空域において、曲技飛行及び空中戦闘訓練を実施しない。ただし、年間定期行事として計画された曲技飛行のデモンストレーションはその限りでない。右は、合衆国海軍が指定された空対空訓練区域におい

て空中戦闘訓練を実施する場合には、適用しない。

- (4) 空母着艦訓練（キャリア・ランディング・プラクティス）及び反射鏡利用による着艦訓練（ミラー・ランディング・プラクティス）のための航空機は（場周）経路にあつては2機に制限される。
- (5) 空母着艦訓練（キャリア・ランディング・プラクティス）或いは、反射鏡利用による着艦訓練（ミラー・ランディング・プラクティス）の巡航速度は1マッハ以下にとどめる。
- e. 飛行高度の規制措置
 - (1) 離陸及び着陸の間を除き、空母着艦訓練（キャリア・ランディング・プラクティス）或いは、反射鏡利用による着艦訓練（ミラー・ランディング・プラクティス）のための航空機は、特定のタイプの訓練を必要とする場合を除き、平均海面上1,600フィート以下で飛行しない。特種の訓練は、訓練の必要に見合った必要最小限度に留めるものとし、かつ、そのパターンは、平均海面800フィート以下は通らない。

（昭44.11.20 第201回日米合同委員会において改定）
 - (2) 管制塔員は、当海軍飛行場の場周経路（トラフィックパターン）上の航空機の目視監視を行う。これは、管制塔員を有するすべての空港における標準的な運航方法である。
- f. 運用能力又は、体制が損なわれる場合を除き、ジェットエンジンは18:00時から08:00時までの間、試運転されない。

（昭44.11.20 第201回日米合同委員会において改定）
- g. 消音器の使用
 - (1) ジェットエンジンスタンドもしくは、テストセル地区におけるジェットエンジンテストの実施にあたっては、厚木海軍飛行場は、実行可能なできるだけ早い時期に効果的な消音器を装備し、それを騒音減衰のため使用する。
 - (2) エンジンテストを行うためには、ジェットエンジンテストセル地区が使用される。ただし、テストセルに適合しないジェット機エンジンがテストされなければならないような限られた場合は例外とする。そのような状況下においては、騒音の持続時間とレベルを最小限に保つよう最大の注意が払われるものとする。

（昭44.11.20 第201回日米合同委員会において改定）
- h. ヘリコプター飛行区域の制限
ヘリコプターは、厚木海軍飛行場が設定した発着ルートを飛行する。ただし、右は、緊急の目的又は、年間定期行事に際してデモンストレーションのため、飛行する場合には適用しない。
- i. 操縦士の教育
すべての操縦士は、周辺社会に多くの影響を与えている航空機騒音問題について、できるだけ多くの機会に十分な教育を受けるものとする。
- j. 騒音対策委員会の設置

すべての可能な方法が検討されることを確実にするため、合衆国軍構成員からなる騒音対策委員会を設置すること。

k. 広報活動

騒音抑制に関するすべての様相及びすぐ役に立つ防衛力を持つことの必要性について周辺の住民に知ってもらうよう、あらゆる機会を利用する。

1. 渉外連絡

(1) 厚木海軍飛行場司令官は、現地の騒音問題について地元当局又は、一般の人々と連絡を取る場合は、事前に座間防衛施設事務所に通報するよう努力する。

(2) 今後、厚木海軍飛行場司令官と日本政府(防衛施設庁)の代表者は、航空機騒音軽減のための新装置又は、方法についての情報を入手次第交換することとする。

m. 年に1回、通常7月1日頃、厚木海軍飛行場司令官は、日本政府からの要請を受けた上で、過去12ヶ月間の厚木海軍飛行場における四半期毎の平均月間離着陸回数を示す4つの数字を提供する。要求があれば、厚木海軍飛行場の附属飛行場についても同様な統計数字を提供する。

5. 厚木海軍飛行場における騒音問題は、本特別分科委員会の存続中詳細にわたり討議され、米国製及び日本製消音器と消音方法に関する情報の交換が行われてきた。本特別分科委員会における討議及び厚木海軍飛行場司令官の独自の措置の結果として、1960年12月以降の事項が既に実施されていることが報告されている。

以下省略

6. 勸告

- a 本特別分科委員会は課せられた目的を達成したので解散されたい。
- b 日本における航空機の騒音を軽減する方策に関して検討並びに勧告を行うための分科委員会の設置について配慮されたい。

特別分科委員会において同意、かつ、日米合同委員会あて附託された日付：
昭和38年9月12日

久保田 栄一	ジョン・D・ブリッジス空軍大佐
騒音対策特別分科委員会	騒音対策特別分科委員会
日本政府代表	アメリカ合衆国政府代表

日米合同委員会において承認された日付：昭和38年9月19日

竹内 晴内	G・H・ミラー海軍少将
日米合同委員会	日米合同委員会
日本政府代表	アメリカ合衆国政府代表

資料 VI-22 厚木飛行場への自衛隊ジェット機乗り入れ状況

[P117 参照]

(平成19年3月31日現在)

年度	乗入回数	内 訳	備 考	
平6	66	U-36 C-1 U-125	19回 43回 4回	
平7	78	U-36 C-1 U-125 T-2 F-1 F-4 F-15	36回 34回 4回 1回 1回 1回 1回	うちエアーショー 1回 " うちエアーショー 1回 " " "
平8	63	U-36 C-1 U-125 T-2 F-15	26回 31回 4回 1回 1回	うちエアーショー 1回 " うちエアーショー 1回 "
平9	53	U-36 C-1 U-125 F-1	23回 23回 3回 4回	うちエアーショー 1回
平10	72	U-36 C-1 U-125	38回 31回 3回	
平11	47	U-36 C-1 U-125 MT-2 F-15	34回 7回 4回 1回 1回	
平12	27	U-36 C-1 F-1 F-4 F-15 MT-2 U-125	8回 12回 1回 1回 1回 1回 3回	うちエアーショー 1回 うちNLP支援 6回 うちエアーショー 1回 " " "
平13	46	U-36 F-15 C-1 F-4 T-2 U-25 RF-4 U-125	9回 1回 29回 1回 1回 1回 1回 3回	うちエアーショー 1回 " うちNLP支援 13回 うちエアーショー 1回 " " "
平14	8	C-1 U-36	2回 6回	
平15	65	C-1 U-36 U-125	57回 1回 7回	
平16	223	C-1	223回	
平17	252	C-1 U-125	250回 2回	うちNLP支援 30回
平18	184	C-1 U-125	184回 2回	うちNLP支援 13回

(横浜防衛施設局調べ)

資料 VI-23 訓練通告に基づくNLPの状況

(1) 厚木基地 (平成19年3月31日現在)

通告期間	通告 日数	実施 日数	NLP時間中の状況		使用機種	苦情 件数
			最高音	測定数		
平14.10.20~22	3	3	94	49	S3,E2C	2
平15.1.20~22	3	1	88	14	S3	1
平15.10.24~27	4	0	—	—	—	—
平16.2.10~13	4	2	110	53	S3,E2C	4
平16.7.12~16	5	2	105	93	S3,E2C	6
平17.1.18~23	6	4	106	89	E2C	2
平17.5.18~20	3	2	108	93	E2C	1
平17.10.18~21	4	3	90	15	E2C	1
平18.5.22~25	4	3	113	38	E2C	3
平18.10.12~13	2	1	106	36	E2C	0

注・測定地点は、滑走路北端から北約1km。
 ・騒音測定回数は、70dB以上の騒音が5秒以上継続したときの回数。
 ・苦情件数は、NLP実施時間中に県及び周辺市※が受け付けたもの。
 ・予備日とは硫黄島で訓練を実施できない場合に備えて設定された訓練日程。

(2) 硫黄島 (平成19年3月31日現在)

通告期間	通告 日数	実施 日数	訓練の内容			使用機種	機数
			訓練回数	NLP回数	要員		
平14.10.12~22	11	8	約2,300	約1,040	約300	F14,FA18,EA6B,S3,E2C	約30
平15.1.10~19	10	9	約2,750	約1,160	約300	F14,FA18,EA6B,S3B,E2C	約40
平15.10.18~27 変更通告10.18~30	10 13	9	約2,650	約1,090	約300	FA18,EA6B,S3B,E2C,C2A	約30
平16.2.4~13	11	10	約3,740	約1,500	約300	FA18C,FA18F,EA6B,S3B, E2C,C2A	約30
平16.7.7~16	10	9	約2,570	約1,010	約300	FA18C,FA18F,EA6B,S3B, E2C,C2A	約30
平17.1.18~23	6	6	約2,560	約1,170	約300	FA18C,FA18E,FA18F,EA6B	約30
平17.5.11~19	10	9	約2,900	約1,200	約300	FA18C,FA18E,FA18F,EA6B, E2C,C2A	約40
平17.10.12~21	10	9	約3,400	約1,500	約300	FA18C,FA18E,FA18F,EA6B, E2C,C2A	約40
平18.5.16~25	10	9	約3,550	約1,350	約300	FA18C,FA18E,FA18F,EA6B, E2C,C2A	約40
平18.10.9~13	5	3	約1,340	約570	約260	FA18C,FA18E,FA18F,EA6B, E2C,C2A	約30

注・訓練日数、訓練回数及びNLP回数は、防衛施設庁の現地調査による。
 ・NLP回数は、訓練回数(昼の訓練を含む)の内数。
 ・要員は、米軍側のスタッフ数であり、自衛隊は含まない。

(3) 年度別の状況

(平成19年3月31日現在)

年度	厚木基地における 通告と実施日数			厚木基地における 通告時間中の状況			硫黄島における 通告と実施日数			硫黄島における 訓練の状況	
	通告 回数	通告 日数	実施 日数	騒音測定 回数	最高音	苦情件数	通告 回数	通告 日数	実施 日数	訓練回数	訓練割合
昭和58	3	57	45	3,492	120	1,226	—	—	—	—	—
59	4	61	44	3,428	118	1,882	—	—	—	—	—
60	4	39	36	4,854	118	796	—	—	—	—	—
61	11	85	57	3,566	120	783	—	—	—	—	—
62	5	61	55	6,111	118	3,204	—	—	—	—	—
63	8	77	64	4,623	118	2,004	—	—	—	—	—
平成元	3	49	39	3,586	115	1,427	—	—	—	—	—
2	3	32	27	3,617	117	2,682	—	—	—	—	—
3	6	68	51	5,383	118	2,202	4	11	11	約1,900	26.1
4	3	33	29	2,891	113	669	2	9	8	約3,190	52.5
5	3	14	14	1,397	112	674	4	24	16	約5,490	79.7
6	4	18	17	1,058	115	382	3	25	21	約7,030	86.9
7	2	7	4	52	89	0	2	24	23	約6,570	99.2
8	3	13	8	281	108	20	3	21	20	約6,520	95.9
9	2	9	9	626	119	174	1	10	9	約2,900	82.2
10	3	5	4	88	118	59	3	22	20	約7,440	98.8
11	2	8	10	528	113	186	1	7	6	約2,390	81.9
12	3	15	8	455	116	733	3	20	14	約4,060	89.9
13	1	4	3	108	106	3	2	17	14	約4,190	97.5
14	2	6	4	63	94	3	2	21	17	約5,050	98.8
15	2	8	2	53	110	4	2	24	19	約6,390	99.2
16	2	11	6	182	110	8	2	16	15	約5,130	96.6
17	2	7	5	108	108	2	2	20	18	約6,300	98.3
18	2	6	4	74	113	3	2	15	12	約4,890	98.5
合計	83	693	545	46,624	120	19,126	33	245	207	約79,440	85.6
	[平成5年4月以降の合計]			[5,073]						[74,350]	[93.6]

注・厚木基地の測定地点は、滑走路北端から北約1km。
 ・騒音測定回数は、70dB以上の騒音が5秒以上継続したときの回数。
 ・苦情件数は、NLP実施時間中に県及び周辺市※が受け付けたもの。
 ・訓練回数は、防衛施設庁職員の現地調査による。
 ・硫黄島での訓練割合は、硫黄島における訓練回数/(厚木基地における測定回数+硫黄島における訓練回数)(なお、合計欄の割合は、平成3年度以降の合計回数から算出している)
 ・平成6年度の通告回数4回には、事前通告がなく実施された1回を含む。

※周辺市：昭和58~平成14.8 7市(大和市、綾瀬市、藤沢市、相模原市、海老名市、座間市、横浜市)
 平成14.9~平成17.3 11市(上記7市及び鎌倉市、平塚市、茅ヶ崎市、町田市)
 平成17.4~ 12市(上記11市及び川崎市)

資料 VI-24 航空機騒音に係る環境基準

[P164 参照]

昭和 48 年 12 月 27 日、環境庁告示第 154 号
平成 5 年 10 月 28 日改正、環境庁告示第 91 号
平成 12 年 12 月 14 日、環境庁告示第 78 号

公害対策基本法(昭和 42 年法律第 132 号)第 9 条の規定に基づく騒音に係る環境上の条件のうち、航空機騒音に係る基準について次のとおり告示する。

航空機騒音に係る環境基準について

環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 16 条第 1 項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準(以下「環境基準」という。)及びその達成期間は、次のとおりとする。

第 1 環境基準

- 1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値(単位 W E C P N L)
I	70 以下
II	75 以下

(注) I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

- 2 I の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。
 - (1) 測定は、原則として連続 7 日間行い、暗騒音より 10 デシベル以上大きい航空機騒音のピークレベル(計量単位 デシベル)及び航空機の機数を記録するものとする。
 - (2) 測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。
 - (3) 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。
 - (4) 評価は、(1)のピークレベル及び機数から次の算式により 1 日ごとの値(単位 W E C P N L)を算出し、そのすべての値をパワー平均して行うものとする。

算式

$$dB(A) + 10 \log_{10} N - 27$$

(注) dB(A) とは、1 日のすべてのピークレベルをパワー平均したものをいい、N とは、午前 0 時から午前 7 時までの間の航空機の機数を N_1 、午前 7 時から午後 7 時までの間の航空機の機数を N_2 、午後 7 時から午後 10 時までの間の航空機の機数を N_3 、午後 10 時から午後 12 時までの間の航空機の機数を N_4 とした場合における次により算出した値をいう。

$$N = N_2 + 3 N_3 + 10 (N_1 + N_4)$$

- (5) 測定は、計量法(平成 4 年法律第 51 号)第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は遅い動特性(S L O W)を用いることとする。
- 3 1 の環境基準は、1 日当たりの離着陸回数が 10 回以下の飛行場及び離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

第 2 達成期間等

- 1 環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が 5 年をこえる地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分		達成期間	改善目標
新設飛行場		直ちに	
第三種空港及びこれに準ずるもの			
既設飛行場	第二種空港(福岡空港を除く)	A	5 年以内
		B	
	新東京国際空港		10 年以内
第一種空港(新東京国際空港を除く。)及び福岡空港		10 年をこえる期間内に可及的速やかに	1 5 年以内に、85WECPNL 未満とすること又は 85WECPNL 以上の地域において屋内で 65WECPNL 以下とすること。 2 10 年以内に、75WECPNL 未満とすること又は 75WECPNL 以上の地域において屋内で 60WECPNL 以下とすること。

備考

- 1 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。
- 2 第二種空港のうち、Bとはターボジェット発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい、AとはBを除くものをいう。
- 3 達成期間の欄に掲げる期間及び各改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日から起算する。
- 2 自衛隊等が使用する飛行場の周辺地域においては、平均的な離着陸回数及び機種並びに人家の密集度を勘案し、当該飛行場と類似の条件にある前項の表の飛行場の区分に準じて環境基準が達成され、又は維持されるように努めるものとする。
- 3 航空機騒音の防止のための施策を総合的に講じても、1の達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。

資料 VI-25 航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定

[P164 参照]

(昭和55年5月23日神奈川県告示第426号)

改正 昭和61年3月25日告示第251号

平成5年6月25日告示第643号

平成8年5月10日告示第436号

平成17年3月25日告示第211号

環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(昭和46年政令第159号)第2項の規定に基づき、航空機騒音に係る環境基準について(昭和48年環境庁告示第154号)第1の1の類型を当てはめる地域を次のとおり指定する。

その関係図面は、神奈川県環境農政部、神奈川県県央地域県政総合センター及び神奈川県湘南地域県政総合センター並びに関係市役所に備え置いて、一般の縦覧に供する。

地域の類型	当てはめる地域
I	藤沢市、茅ヶ崎市、相模原市、大和市、海老名市、座間市及び綾瀬市の区域で別図に表示するA線によって囲まれた地域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる工業専用地域及び厚木飛行場の敷地の地域を除く。以下「指定地域」という。)のうち、同号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同号に掲げる用途地域として定められた地域以外の地域
II	指定地域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

[別図は省略]

資料 VI-26 音の大きさのめやす

日常われわれは、音に囲まれて生活している。これらの音は様々で、快適と感じる音もあれば、不快と感じる音もある。一般に騒音といわれる音は、①大きな音、②会話や通話等の妨げになる音、③不快な音色の音、などとされている。

これらの音を図る単位として「dB(デシベル)」が用いられ、人が感じる感覚的な音の大きさを表している。この「dB」を日常生活に照らし合わせてみると次のようになる。

130 dB	… 最大可聴値(疼痛値)
120	… ビル工事現場
110	… 自動車のクラクション(前方1m)
100	… 電車通過時の線路わき
90	… 交通量の多い交差点
80	… 電車の中
70	… 電話のベル(1m)
60	… 一般の事務所内
50	… 昼間の住宅地
40	… 深夜の住宅地
30	… 放送スタジオ内
0	… 最小可聴値

資料 VI-27 横田及び厚木飛行場等の周辺における安全措置について

(昭和 40 年 7 月 30 日、基地問題等閣僚懇談会了解)

[P129 参照]

横田及び厚木飛行場に隣接する区域において、関係住民の安全をはかり、あわせて航空機の航行の安全に資するため、予算の範囲内において下記のとおり措置するものとする。

なお、その他の自衛隊の飛行場及び駐留軍に提供している飛行場のうち、ジェット機が配置されており、かつ、その離着陸の回数が頻繁な飛行場についても必要と認められる場合には、同様の措置をとることができる。

記

- 1 飛行場に隣接する区域で航空法(昭和 27 年法律第 231 号)第 2 条に規定する進入表面の投影面と一致する区域(以下「進入表面区域」という。)又は、転移表面の投影面と一致する区域のうち、防衛施設庁長官の定める区域内に所在する建物、立木竹及び工作物等の所有者及び関係人から他地域に移転したい旨の申請がありかつ、その必要があると認められるときは、その移転に要する費用を補償し、及びこれに伴い必要な場合には、これらの物件の所在する土地を買収する。なお、進入表面区域については必要と認められる場合には、勧奨により上記の措置をとることができる。
- 2 飛行場の進入表面区域のうち、着陸帯に接続する区域で防衛施設庁長官の定める区域に所在する土地(1により買収する土地を除く。)については、必要に応じ買収することができる。
- 3 飛行場の進入表面区域のうち、防衛施設庁長官の定める区域において、将来新たに住宅等が建築されないよう、必要に応じて、適切な措置をとる。
- 4 1の移転を円滑に行うため、必要に応じその対策について各具体的事例に即して関係各省庁は協議し、その促進のため協力するものとする。

資料 VI-28 厚木飛行場周辺の航空交通管制の再検討について

(昭和 53 年 6 月 29 日、防衛庁発表)

[P131 参照]

1 検討経過

52 年 9 月 27 日横浜市緑区で発生した米軍機航空事故に関する日米合同委員会事故分科委員会による勧告に基づき、厚木飛行場周辺における航空交通管制について、海上自衛隊第 4 航空群(厚木)と在日米軍(横田)との間で、勧告の趣旨を体して鋭意検討を続けた結果、このたび合意に達したので 7 月 3 日から新方式による航空交通管制業務を行う予定である。

2 検討項目

航空安全を最重点に人口稠密地域上空の飛行を最小限にすることを主眼として、レーダー誘導経路、計器出発進入経路等に関する全面的な見直し。

3 検討結果

(1) 横田レーダー誘導経路

横田レーダーの誘導経路については、北向き離陸の場合、従来は新潟及び三沢方面に飛行する際使用していた離陸後直進上昇する経路を、離陸後右旋回する経路とあわせて常用する経路とした。また、従来、厚木周辺における離陸後の高度は、2,000 フィートであったが、検討の結果 6,000~8,000 フィートまで上昇させる方式が最良であるとの結論に達したものである。

(レーダー誘導経路の概要)

① 南向き出発経路

南向き離陸後 6,000 フィートまで上昇する経路

② 北向き出発経路

- ・北向き離陸後南方向へ右旋回しつつ 6,000 フィートまで上昇する経路
- ・北向き離陸後、そのまま 8,000 フィートまで上昇する経路

(2) 計器出発進入経路

安全上及び管制上の見地から現状と同様の方式とした。

(3) G C A 経路

G C A の場周経路については、経路は現状のままとし、高度を 2,000 フィートから 3,000 フィートに上げる方式とした。

資料 VI-29 在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続（外務省 仮訳）

[P141 参照]

1. 目的

- (1) 合同委員会における日米双方の代表は、在日米軍に係る事件・事故に対する日本側関係当局の迅速な対応を確保し、かかる事件・事故が地域社会に及ぼす影響を最小限のものとするために、在日米軍に係る事件・事故の発生についての情報（以下「事件・事故発生情報」という。）を、日本側関係当局及び地域社会に対して正確にかつ直ちに提供することが重要であると認識する。この通報手続は、以上の認識を踏まえて、在日米軍に係る事件・事故発生情報の通報基準、通報経路、通報様式を定める。
- (2) この通報手続は米軍と日本当局との間の既存の連絡経路を補完することを目的としており、他のいかなる連絡手続をも代替し又は取り消すものではない。

2. 事件・事故発生情報の通報基準

- (1) 公共安全又は環境に影響を及ぼす可能性がある事件・事故が発生した場合の日本政府への通報については、米側は、中央レベルにおいて、これらの事件・事故について、事件・事故発生情報を得た後できる限り速やかに外務省日米安全保障条約課に通報するとともに、現地レベルにおいて、迅速に関係の防衛施設局に通報する。この通報の対象となる事件・事故の例は以下に掲げるとおりであるが、これらに限られない。これらの事件・事故は、事件・事故通報手続に関する特別作業班（AWGON）の付託事項第3項 d において示される基準を満たすものでなければならない。
 - (a) 墜落、投棄、危険物の落下等の航空機に係る事件。
 - (b) 衝突、沈没、座礁等の艦船に係る事件。
 - (c) 爆発又は爆発の相当な蓋然性がある弾薬に係る事件。
 - (d) 米国の施設・区域外への跳弾、日本人又はその財産の被弾等の訓練中の事件。
 - (e) 危険物、有害物又は放射性物質の誤使用、廃棄、流出又は漏出の結果として実質的な汚染が生ずる相当な蓋然性。
 - (f) 米国の施設・区域外での飛行場施設以外への米国軍用航空機の着陸。
 - (g) 米国の施設・区域内における差し迫った若しくは既に発生した危険又は災害であって、日本人又はその財産に実質的な傷害又は損害を与える可能性があるもの。

(h) 日本人又はその財産に実質的な傷害又は損害を与える可能性がある事件・事故。

(i) 米国の施設・区域の中で発生する又は施設・区域に対するテロ行為であって、米軍の人員若しくは施設・区域又は周辺地域社会の安全に影響し又は危険を及ぼすテロ行為の発生。

- (2) 上記2. (1)の事件・事故が地域社会に対して急迫の危険をもたらす時には、米側は、従来と同様に、迅速に現地の関係当局（警察、消防、海上保安部等）へ通報する。

3. 事件・事故発生情報の通報経路

在日米軍に係る事件・事故発生情報の通報経路は、別紙1において示されたとおりとする。

4. 事件・事故発生情報の通報様式

事件・事故の通報様式には、以下の事項が含まれる。

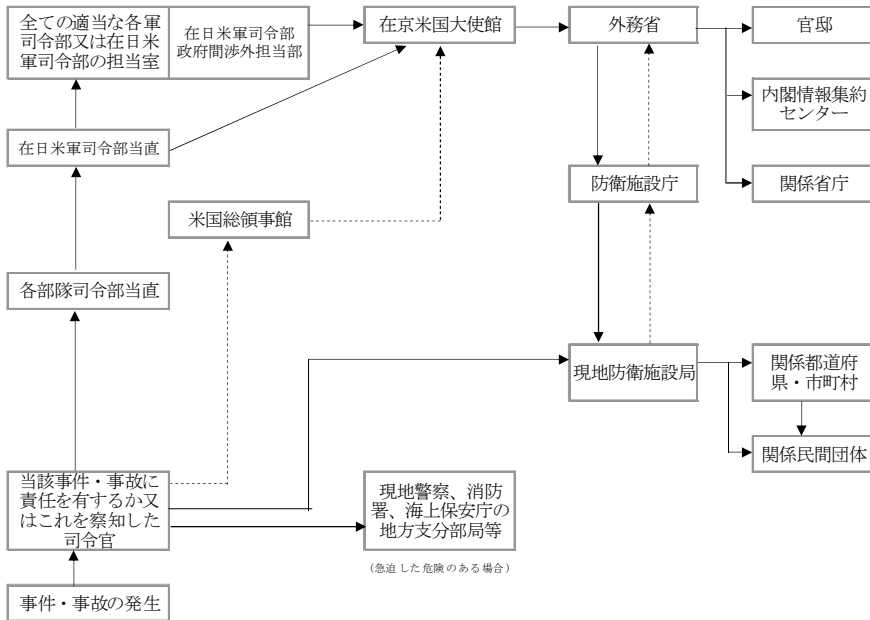
- (1) 事件・事故の発生日時
- (2) 事件・事故の発生場所
- (3) 事件・事故の概要
 - (a) 経緯
 - (b) 被害状況
 - (c) 処理状況
 - (d) 危険性残存の有無
 - (e) 環境破壊の有無
- (4) 日本側支援の必要性
- (5) 案件の番号
- (6) 通報者氏名
- (7) 通報受領者氏名
- (8) 現地への通報の有無と通報先当局

5. 留意事項

- (1) 日米双方は、時刻、曜日、日付に関わりなく、事件・事故通報を迅速に行う。
- (2) 双方の合同委員会事務局は、連絡担当者の電話番号を含め、通報が行われる経路を示す図表を編集し、定期的に更新することによって、別紙1に明記された通報経路の実効性の確保に努める。
- (3) 双方の合同委員会事務局は、直通F/AX機器、通報担当者の専用携帯電話、ボイス・メール等の整備を通じ、通信設備の改善に努める。

(4) この通報手続は、AWGON付託事項に規定されているとおり、必要に応じAWGONにおいて見直される。

別紙 1



- 注 ・実線は、正規の通報経路を示す。破線は、補助的な通報経路を示す。
- ・米側からの情報を受けた後、外務省、防衛施設庁及び現地防衛施設局は、至急、相互に情報を確認する。
 - ・この通報経路図は、日本政府内において外務省以外の機関が必要に応じて官邸に情報を伝達することを妨げるものではない。

資料 VI-30 航空事故等連絡協議会規約

[P142 参照]

(目的)

第1条 本協議会は、神奈川県下における米軍又は自衛隊による航空事故その他不測の事故及び事故に伴う災害（以下「航空事故等」という。）が発生した場合に備え、関係機関相互の迅速な連絡調整体制を整備し、総合的な応急対策の実施について連絡協議することを目的とする。

(名称)

第2条 本協議会は、航空事故等連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(構成)

第3条 協議会は別表の関係機関をもって構成する。

(協議事項)

第4条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 緊急連絡体制の整備
 - ア 関係各機関における連絡責任者の指定
 - イ 航空事故等緊急連絡情報の経路
- (2) 応急及び救援活動
 - ア 負傷者救援
 - イ 現場対策
 - ウ 財産被害者救済
 - エ 便宜供与その他
- (3) その他必要な事項

(会議の開催)

第5条 協議会の会議は、原則として年1回開催するものとする。ただし、関係機関から要請のあった場合、又は必要のある場合は、随時開催できる。

2 協議会は、必要に応じ関係機関の一部で構成する部会を設置し、部会を随時開催することができる。

(会議の運営及び決定事項)

第6条 会議の運営は、横浜防衛施設局が関係機関と調整の上、会議に必要な諸事項を定めて行うものとし、会議における決定事項は、会議録をもって確認するものとする。

(会議の庶務)

第7条 協議会の庶務は、横浜防衛施設局事業部業務課において処理する。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、必要事項は、協議会で定めるものとする。

附 則

この規約は、昭和62年1月20日から施行する。

航空事故等連絡協議会関係機関一覧表

別表

平成19年3月現在

機 関	担当部署	連 絡 先
第三管区海上保安本部	警備救難部救難課	045 (211) 0773~0774 1118
横浜海上保安部	警備救難課	045 (201) 1673
横須賀海上保安部	警備救難課	046 (862) 0118
神奈川県	企画部 基地対策課	045 (210) 3373
	安全防災局 災害消防課	045 (210) 3430
神奈川県 警察本部	刑事部 国際捜査課	045 (211) 1212 内4775
	警備部 災害対策課	045 (211) 1212 内5771
横浜市	都市経営局 基地対策部 基地対策課	045 (671) 2060 ts-kichitaisaku@city.yokohama.jp
	安全管理局 危機管理室	045 (671) 2064
	警防部 計画課	045 (334) 6713
横須賀市	企画調整部 基地対策課	046 (822) 8139~8140 mb-mo@city.yokosuka.kanagawa.jp
	消防局 情報調査課	046 (822) 0119
藤沢市	企画部 渉外課	0466 (50) 3506 shougai@city.fujisawa.kanagawa.jp
	消防本部 警防課	0466 (50) 3577 keibou@city.fujisawa.kanagawa.jp
茅ヶ崎市	防災安全部 防災対策課	0467 (82) 1111 内3281 bousai@city.chigasaki.kanagawa.jp
	消防本部 警防課	0467 (85) 9945 fire_keibou@city.chigasaki.kanagawa.jp
相模原市	企画部 渉外課	042 (769) 8207 shogaika@city.sagamihara.kanagawa.jp
	消防本部 警防課	042 (751) 9140 keibou-1@city.sagamihara.kanagawa.jp

機 関	担当部署	連 絡 先
厚木市	安心安全部 防災対策課	046 (225) 2190
	消防本部 警防課	046 (223) 9368
大和市	渉外室 基地対策課	046 (260) 5309~5310・5312 kichi@gov.city.yamato.lg.jp
	消防本部 警防課	046 (260) 5776
海老名市	企画部 企画政策課	046 (235) 4634
	企画調整担当	kikaku@city.ebina.kanagawa.jp
	消防本部消防総務課(警防担当)	046 (231) 0649
座間市	秘書室 渉外課	046 (252) 8307 shogaika@city.zama.kanagawa.jp
	消防本部 消防総務課	046 (256) 2211
綾瀬市	企画部基地対策課基地対策担当	0467 (70) 5604 sull130@city.ayase.kanagawa.jp
	消防本部 消防総務課 警防担当	0467 (76) 0119
寒川町	総務部防災安全課防災交通担当	0467 (74) 1111 内245
	消防本部 予防課 警防係	0467 (75) 8000
在日米陸軍司令部	渉外部	046 (251) 0422
米海軍厚木航空施設	渉外部	0467 (78) 2664
陸上自衛隊第4施設群	第2科長	046 (253) 7670 内220
陸上自衛隊第31普通科連隊	第3科防衛警備幹部	046 (856) 1291 内630
海上自衛隊第4航空群	作戦幕僚	0467 (78) 8611 内2213
横浜防衛施設局	事業部 業務課	045 (211) 7109 yk0331@yokohama.dfab.mod.go.jp
横須賀防衛施設事務所	業務課	046 (822) 2254
座間防衛施設事務所	業務第2係	046 (261) 4332
☆在日米海軍司令部	政策審議室	046 (816) 3055
☆川崎市	総務局危機管理室	044 (200) 2840

☆ オブザーバー

資料 VI-31 航空事故等に係る緊急措置要領

[P142 参照]

航空事故等連絡協議会規約に基づき、緊急措置要領を次のとおり定める。

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県下における米軍又は自衛隊による航空事故その他不測の事故及び事故に伴う災害(以下「航空事故等」という。)が発生した場合に備え、緊急連絡及び被災者に対する応急及び救援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(連絡責任者の指定)

第2条 関係機関は、緊急時における相互間の緊密かつ適切な通報及び救援活動等の連絡調整を図るため、あらかじめ別紙1「航空事故等緊急連絡先一覧表」のとおり勤務時間中及び勤務時間外の連絡責任者を指定しておくものとする。

2 指定された連絡責任者を変更したときは、速やかに横浜防衛施設局(事業部業務課)に通知し、横浜防衛施設局は、他の機関に通知するものとする。

(緊急連絡情報の経路等)

第3条 連絡責任者は、航空事故等の発生を知ったときは、別紙2「航空事故等緊急連絡経路図」により直ちに指定された他の機関の連絡責任者に対し、通報するものとする。

(緊急連絡の内容)

第4条 緊急連絡は、次の各号に掲げる事項について、判明の都度行うものとする。

- (1) 事故の種類(墜落、不時着、器物落下等)
- (2) 事故発生の日時、場所
- (3) 事故機の種別、乗員数、積載燃料の種類、量及び爆発物若しくは、危険物積載の有無
- (4) 事故現場の状況
- (5) 被害の状況
- (6) その他必要事項

2 事故に伴い災害が発生した場合は、さらに次の各号についても行うものとする。

- (1) 災害発生の場所、周辺の状況
- (2) 人身の場合は、住所、氏名、年齢、職業、傷害の程度、収容先名、電話番号等
- (3) 財産の場合は、所在地、構造、面積、被害の程度等
- (4) その他必要事項

(応急及び救援活動)

第5条 航空事故等が発生した場合の応急及び救援の分担並びに協力については、別紙3「米軍航空事故等応急及び救援活動分担表」、別紙4「自衛隊航空事故等応急及び救援活動分担表」のとおりとする。

(被災者救援の優先)

第6条 事故現場を管轄する関係機関は、あらゆる措置を講じ、被災者の応急及び救援活動に努めるものとする。

附 則

この要領は、昭和63年1月29日から施行する。

航空事故等緊急連絡先一覧表

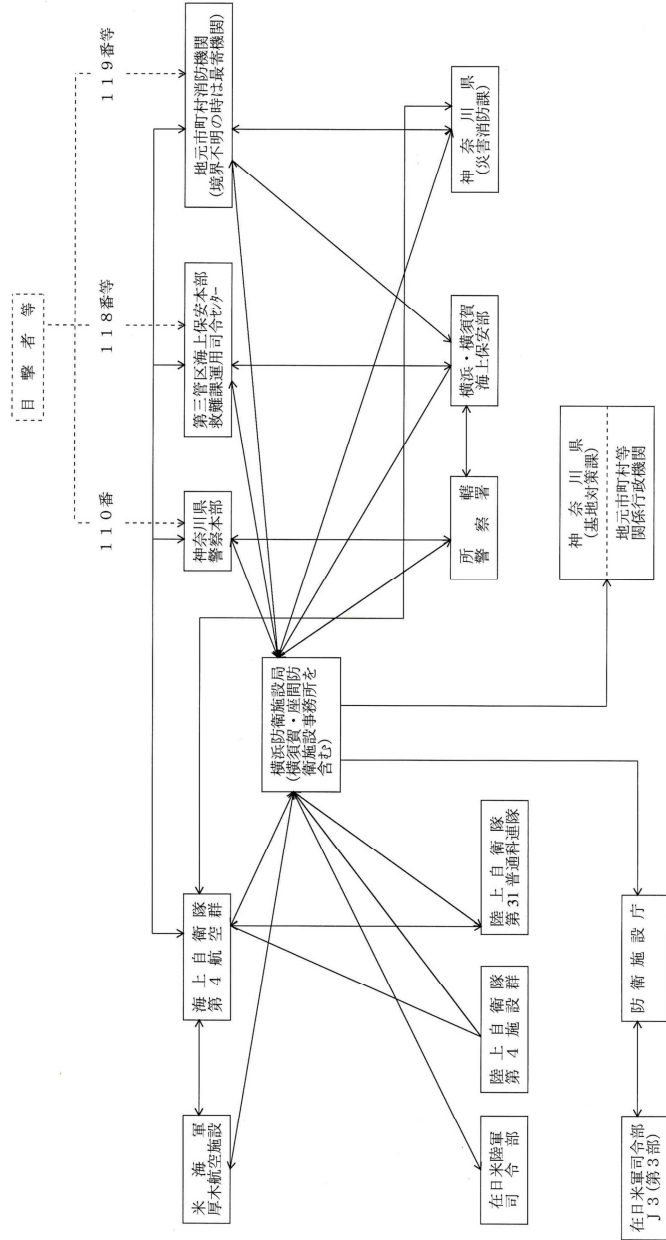
別紙1

機 関 名	勤務時間中	電 話 番 号	連絡先(正)	連絡先(副)
	勤務時間外	電 話 番 号	連絡先(正)	連絡先(副)
第三管区 海上保安本部	勤務時間中外とも	045(663)4999	救難課運用司令 センター	
横浜海上 保安部	勤務時間中	045(201)1673	警備救難課	
	勤務時間外	045(201)1673 045(641)4999	警備救難当直(一般連絡) 警備救難当直(緊急連絡)	
横須賀海上 保安部	勤務時間中	046(862)0118	警備救難課	
	勤務時間外	046(862)0118 (861)4999	警備救難当直(一般連絡) 警備救難当直(緊急連絡)	
神奈川県 企画部	勤務時間中	045(210)3373	基地対策課主幹	
	勤務時間外	045(210)3373	基地対策課	
安全防災局	勤務時間中	045(210)3430	災害消防課主幹	
	勤務時間外	045(210)3456	当直員	
神奈川県 警察本部	勤務時間中外とも	045(211)1212(代)	刑事部国際捜査 課課長補佐(内 4775)	刑事部国際捜査課 情報係長(内 4772)
			警備部災害対策 課課長補佐(内 5771)	対策第一係(内 5773)
横浜市 都市経営局	勤務時間中	045(671)2060	基地対策課	
	勤務時間外	※危機管理室から担当者に伝達する。		
安全管理局	勤務時間中	045(334)6713 045(671)2064	計画課長 危機管理室	
	勤務時間外	045(334)6777 045(671)2064	指令課指令係長 危機管理室	045-332-1351
横須賀市 企画調整部	勤務時間中	046(822)8139	基地対策課長	
	勤務時間中	046(822)0119(代)	情報調査課長 (内 7300)	046-821-6460(直)
消防局	勤務時間中	046(822)0119	情報調査課	
	勤務時間外	046(822)0119	情報調査課	
藤沢市 企画部	勤務時間中	0466(50)3506	渉外課	
	消防本部	勤務時間中	0466(50)3577	警防課
勤務時間外		0466(22)8182	指令課長	

機 関 名	勤務時間中	電 話 番 号	連絡先 (正)	連絡先 (副)
	勤務時間外	電 話 番 号	連絡先 (正)	連絡先 (副)
茅ヶ崎市 防災安全部 消防本部	勤務時間中	0467(82)1111(代)	防災対策課長 (内 3281~2)	0467-82-1540(直)
	勤務時間中	0467(85)4591(代)	警防課長(内 266.267)	0467-85-9945(直)
相模原市 企画部	勤務時間中	042(769)8207	渉外課長	
	勤務時間中	042(751)9140	警防課長	
厚木市 安心安全部 消防本部	勤務時間中	046(225)2190	防災対策課	
	勤務時間中	046(221)2331(代)	警防課長	046-223-9368(直)
大和市 渉外室 消防本部	勤務時間中	046(260)5312	基地対策課長	
	勤務時間中	046(260)5776	警防課長	
海老名市 企画部 消防本部	勤務時間中	046(235)4634	企画政策課長	
	勤務時間中	046(231)0355(代)	消防署長	046-231-0649(直)
座間市 秘書室 消防本部	勤務時間中	046(252)8307	渉外課	
	勤務時間中	046(256)2211(代)	消防署長	
綾瀬市 企画部 消防本部	勤務時間中	0467(70)5604	基地対策課	
	勤務時間中	0467(76)0119(代)	情報指令担当	
寒川町 総務部 消防本部	勤務時間中	0467(74)1111(代)	防災安全課長 (内 245)	
	勤務時間中	0467(75)8000(代)	警防担当	
	勤務時間外	0467(75)8000(代)	警備担当	

機 関 名	勤務時間中	電 話 番 号	連絡先 (正)	連絡先 (副)
	勤務時間外	電 話 番 号	連絡先 (正)	連絡先 (副)
在日米陸軍司令部	勤務時間中	046(251)0422	渉外部長	
	勤務時間外	046(407)3123	当直将校	
米海軍厚木航空 施設	勤務時間中	0467(78)2664	渉外部長	
	勤務時間外	0467(63)3100 ・3111	当直将校	
陸上自衛隊第4 施設群	勤務時間中	046(253)7670(代)	第2科長(内 220)	第3科長(内 230)
	勤務時間外	046(253)7670(代)	分屯地当直司令 (内 202)	
陸上自衛隊第 31普通科連隊	勤務時間中	046(856)1291	第3科防衛警備 幹部(内 630, 634)	
	勤務時間外	046(856)1291	(当直:内 629)	
海上自衛隊第4 航空群	勤務時間中	0467(78)8611(代)	作戦当直士官 (内 2245)	
	勤務時間外	0467(78)8611(代) 0467(77)6101(直) (災害時優先電話)	作戦当直士官 (内 2245)	
横浜防衛施設局	勤務時間中	045(211)7136 045(211)7109 045(651)1130 (災害時優先電話)	事業部業務課長	事業部業務課長 補佐
		046(822)2254	横須賀防衛施設 事務所長	横須賀防衛施設 事務所 業務第2係長
		046(261)4332	座間防衛施設事 務所長	座間防衛施設事 務所 業務第2係長
	勤務時間外	045(211)7136 045(211)7109 045(651)1130 (災害時優先電話)	事業部業務課長 090(4845)8035	事業部業務課長 補佐 事業部業務課渉 外係長 090(7173)7184

航空事故等緊急連絡経路図



米軍航空事故等応急及び救援活動分担表

区分	活動内容	施設局	警察	消防	海保	自衛隊	県	市町村
負傷者救援	救助・救急活動	○	○	◎	◎	○	○	○
	医療機関への搬送	○		◎		○		
	その他(入院後の対応等)	◎				○	○	○
現場対策	消火活動			◎	◎	○		
	交通整理・立入制限		◎	○	◎	○		
	現場保存	○	◎	○	◎	○		
	連絡所設置	◎	○	○	○	○	○	○
	通信・輸送	◎				○		
財産被害者救援	財産保護・警備	○	◎		◎	○		
	仮住居の斡旋・提供等	◎					○	○
	生活必需品支給	◎					○	○
	残置財産警備	◎						

注：◎印は主務機関とする。
 ○印は協力機関とする。
 海保の欄は、海上において航空事故が発生した場合を示す。
 航空事故等発生の場合の米軍の対応については、「米軍航空機事故に係る連絡調整体制及び緊急救助体制に関する在日米軍司令部と防衛施設庁との間の合意事項」に基づいて行われるものとする。

自衛隊航空事故等応急及び救援活動分担表

区分	活動内容	自衛隊	警察	消防	海保	県	市町村
負傷者救援	救助・救急活動	○	○	◎	◎	○	○
	医療機関への搬送	○		◎			
	その他(入院後の対応等)	◎				○	○
現場対策	消火活動			◎	◎		
	交通整理・立入制限		◎	○	◎		
	現場保存	○	◎	○	◎		
	連絡所設置	◎	○	○	○	○	○
	通信・輸送	◎					
財産被害者救援	財産保護・警備	○	◎		◎		
	仮住居の斡旋・提供等	◎				○	○
	生活必需品支給	◎				○	○
	残置財産警備	◎					

注：◎印は主務機関とする。
 ○印は協力機関とする。
 海保の欄は、海上において航空事故が発生した場合を示す。
 防衛施設局は、自衛隊の要請により応援する。

資料 VI-32 軽微な航空事故等に係る措置について

(昭和 63 年 1 月 29 日施行)

[P142 参照]

航空事故等が発生した場合の緊急通報については、航空事故等連絡協議会規約第 4 条に基づき協議し定めた「航空事故等に係る緊急措置要領」(以下「緊急措置要領」という。)により措置することとなるが、同協議会規約第 4 条(2)に定める応急及び救援活動を要しない航空事故等(「軽微な航空事故等」という。)の通報は、とかく軽視しがちで徹底を欠くきらいがあるので次のとおり措置することとする。

第 1 緊急連絡先及び連絡責任者の範囲

1 連絡先

神奈川県については企画部基地対策課

事故発生の所在市町及び近隣に所在する市町については基地対策担当課、警察及び消防機関とする。

2 連絡責任者

「緊急措置要領」別紙 1 による勤務時間中及び勤務時間外の連絡責任者とする。

連絡責任者に変更があったときは、速やかに横浜防衛施設局(事業部業務課)へ通知するものとする。

第 2 連絡事項

「緊急措置要領」別紙 1 中横浜防衛施設局及び横須賀・座間防衛施設事務所並びに第 4 航空群の連絡責任者は、知り得た情報をその都度できるだけ速やかに第 1 の 1 に定めた緊急連絡先に通報するとともに必要な措置をとるものとする。

第 3 緊急連絡を実施しなかった関係機関への措置

事故の内容及びその実体に応じ、後日又は協議会の会議の際、報告をもって代える。

資料 VI-33 渉外関係主要都道府県知事連絡協議会規約

[P153 参照]

(名 称)

第 1 条 この会は、渉外関係主要都道府県知事連絡協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目 的)

第 2 条 この協議会は、米軍提供施設等が所在する都道府県(別表に掲げる都道府県以下「都道府県」という。)相互間の連絡協調を密接にし、政府等に対して、基地問題の適切かつ迅速な措置について要望等を行い、これらの問題の効果的な解決を図ることを目的とする。

(組 織)

第 3 条 この協議会は、都道府県の知事を会員として組織する。

(事 業)

第 4 条 この協議会は、第 2 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 問題の解決策を図るための関係会議の開催
- (2) 情報の収集及びその伝達
- (3) 陳情及び請願
- (4) 広報活動及び情勢分析
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長 1 人及び副会長 3 人を置く。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長の職務を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(役員任期等)

第 6 条 会長及び副会長(以下「役員」という。)は会員の互選により定める。

2 役員任期は 2 年とする。

ただし、役員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、再任されることができる。

(会 議)

第 7 条 会議は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年 1 回、臨時総会は、必要のつど開催する。

2 総会は、要望書の採択、役員改選、予算、決算、規約の改正その他重要な事項を議決する。

3 会議は、会長が招集し会員の定数の 3 分の 2 以上が出席しなければ開会することができない。

4 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

5 会議の議事は、出席会員の過半数で決する。

(幹 事)

第 8 条 協議会にその事務を処理させるため、幹事を置く。

2 幹事は、都道府県の渉外事務主管部長または都道府県知事の指名する者をもってあ

てる。

3 幹事のうち、会長の属する都道府県の幹事を幹事長とする。

(幹事会)

第9条 総会に提出すべき事項、総会から付議された事項、緊急を要する事項及び軽易な事項を審議させるため協議会の下に幹事を会員とする幹事会を置く。

2 幹事会は、定例会及び臨時会とし、定例会は年1回、臨時会は必要のつど開催する。

3 第7条第3項から第5項までの規定は幹事会の会議に準用する。この場合において「会長」とあるのは「幹事長」と読みかえるものとする。

(参 与)

第10条 協議会に参与を置き、各道県にあつては東京事務所長を、東京都にあつては協議会を所管する担当課長をもってあてる。

2 参与は、幹事会に出席し必要な意見を述べることができる。

(会計監事)

第11条 協議会の会計を監査するため幹事のうちから2人を会計監事とし、会長が任命する。

2 会計監事の任期は2年とする。

(庶 務)

第12条 この協議会の事務は会長都道府県において処理する。

(経 費)

第13条 協議会の経費は、会員の分担金をもって支弁する。

2 分担金の金額は別に定める。

(会 計)

第14条 協議会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

1 この規約は、昭和37年1月12日から施行する。

2 この規約施行の日後最初に選任された役員の任期は、第6条の規定にかかわらず、昭和38年3月31日までとする。

附 則

1 この規約は、平成2年8月8日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成7年7月28日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成8年7月24日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成12年7月27日から施行する。

(別 表)

北海道	青森県	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県
山梨県	静岡県	広島県	山口県	福岡県	長崎県	沖縄県

資料 VI-34 神奈川県基地関係縣市連絡協議会規約

[P154 参照]

(名 称)

第1条 この会は、神奈川県基地関係縣市連絡協議会(以下「協議会」という。)という。

(組 織)

第2条 協議会は、神奈川県(以下「県」という。)及び基地に関係ある神奈川県内各市(以下「関係市」という。)をもって組織する。

(事務局)

第3条 協議会の事務局は、神奈川県庁内に置く。

(目 的)

第4条 協議会は、基地問題について県・関係市が密接な連絡を保ち、相互に協力し、その解決をはかることを目的とする。

(事 業)

第5条 協議会は、次の事業を行う。

- (1) 基地の返還及び整理・縮小に関すること。
- (2) 基地跡地の利用に関すること。
- (3) 基地公害の防止及び周辺対策に関すること。
- (4) 基地対策推進のための調査・研究に関すること。
- (5) その他目的達成に必要なこと。

(役職員)

第6条 協議会に次の役職員を置く。

- | | |
|-----------|----|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副 会 長 | 3名 |
| (3) 監 事 | 2名 |
| (4) 事務局長 | 1名 |

(役職員の選任)

第7条 役職員の選任は、次の方法による。

- (1) 会長は県知事とする。
- (2) 副会長は、関係市長の中から定例会において推薦した者を会長が委嘱する。
- (3) 監事は、定例会において互選する。
- (4) 事務局長は、県企画部基地対策課長とする。

(役職員の任期)

第8条 副会長及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 副会長及び監事は、その任期が満了したときにおいても後任者が就任するまでの間、引き続きその職務を行う。

(会 議)

第9条 協議会の会議は、特別会、定例会及び臨時会とする。

2 特別会は、県知事及び関係市長による会議として、重要な案件について必要がある場合に開催する。

3 定例会は、県及び関係市の基地関係部課長による会議とし、年4回開催する。

4 臨時会は、会長が必要と認める場合に定例会の構成員により開催する。

(召 集)

第10条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 特別会は会長が議長となり、定例会及び臨時会は、県企画部長(専ら渉外関係事務を司る次長が置かれているときは、その次長を含む。)が議長となる。

(特別委員会)

第11条 特定の基地問題を協議するため、定例会又は臨時会の決定により特別委員会を設置することができる。

2 特別委員会は、当該基地問題に関係ある県及び市の部課長をもって構成する。

3 特別委員会の活動のため必要があると認めるときは、学識経験者等を委嘱し、又はこれに委託して調査、研究することができる。

(会 計)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 協議会の経費は、県及び関係市の負担金をもってあてる。

3 前項の負担金の額は、定例会においてこれを定める。

4 協議会の予算の決定及び決算の承認は、定例会において行う。

(補 則)

第13条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、定例会にはかつて会長が定める。

附 則

この規約は、昭和39年5月21日から施行する。

附 則

この規約は、昭和49年10月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和50年10月22日から施行する。

附 則

この規約は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和52年10月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成12年4月1日から施行する。

協議会の構成員

神奈川県、横浜市、横須賀市、藤沢市、逗子市、相模原市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市

資料 VI-35 厚木基地騒音対策協議会規約

[P156 参照]

(名 称)

第1条 この会は、厚木基地騒音対策協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 厚木基地における夜間連続離着陸訓練等による航空機騒音問題に関し、県内の行政及び議会関係者が相互の連絡、協調を密にして、騒音問題の解消に向けて実効ある運動を進めることを目的とする。

(事 業)

第3条 この協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 国、国会、米軍等への要請活動

(2) 騒音問題に関する情報交換

(3) 代替訓練施設の早期実現等航空機騒音対策の協議

(4) その他目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第4条 この協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 神奈川県知事(以下「知事」という。)、神奈川県議会議長及び神奈川県議会議員(若干名)

(2) 横浜市、藤沢市、相模原市、大和市、海老名市、座間市及び綾瀬市の市長並びに市議会議員

(会 長)

第5条 協議会に、会長を置き、会長は知事をもって充てる。

2 会長は、この協議会の会務を掌理し、この会を代表する。

(顧 問)

第6条 協議会に顧問を置く。

2 顧問は、神奈川県第12区、第13区、第14区、第15区及び第16区選出の衆議院議員及び神奈川県選出の参議院議員のうちから、会長が委嘱する。

この場合において、委嘱されるべき衆議院議員から当該議員に代えて他の衆議院議員が推薦された場合には、その議員に顧問を委嘱することができる。

3 顧問は、会議に出席し、意見を述べることができる。

(会 議)

第7条 会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会長に事故あるときは、会長が指名するものが議長となる。

3 会議は、必要に応じて開催する。

(幹事会)

第8条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、予算・決算等協議会の運営に関する事項を処理する。

3 幹事は、県及び市の部長(専ら渉外関係事務を司る次長が置かれているときは、その次長を含む。以下同じ。)をもって充て、幹事長は県の部長とする。

4 幹事会は、必要に応じて開催する。

(事務局)

第9条 事務局は、神奈川県企画部基地対策課内に置く。

(経費)

第10条 協議会の経費は、県及び関係市の負担金をもって充てる。

(補則)

第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、昭和63年8月16日から施行する。

附則

この規約は、平成9年1月23日から施行する。

附則

この規約は、平成11年6月1日から施行する。

附則

この規約は、平成12年4月27日から施行する。

資料 VI-36 横須賀基地防犯連絡会議規約

[P158 参照]

(趣旨)

第1条 横須賀海軍施設周辺住民と米合衆国軍隊の構成員、軍属及びその家族(以下「米軍人等」という。)との良好な関係の形成と基地に係わる犯罪等の防止のため、神奈川県、横須賀市、国及び米軍による協議機関として、連絡会議を設置する。

(名称)

第2条 この連絡会議の名称を、横須賀基地防犯連絡会議(以下「連絡会議」という。)とする。

(協議事項)

第3条 連絡会議の協議事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 横須賀海軍施設周辺の地域社会における日米の良好な関係の形成に関すること
- (2) 米軍人等が関係する犯罪等の防止に関すること
- (3) その他前各号に準ずる事項

(構成員)

第4条 連絡会議の構成員は、別表の機関の代表者とする。

(会議の議事・運営)

第5条 連絡会議は必要に応じて開催するものとし、少なくとも年1回開催する。

2 連絡会議は神奈川県が招集し、議事の運営を行う。

(連絡会議の事務局)

第6条 連絡会議の事務局を神奈川県企画部基地対策課に置く。

(補則)

第7条 この規約に定めるもののほか、連絡会議の運営について必要な事項は、連絡会議でこれを定める。

附則

本規約は、平成9年2月21日から施行する。

附則

本規約は、平成11年6月1日から施行する。

附則

本規約は、平成17年4月1日から施行する。

別表 [横須賀基地防犯連絡会議の構成員]

[日本側] 神奈川県警察本部刑事部国際捜査課 横須賀警察署
横須賀市企画調整部 横須賀防衛施設事務所
神奈川県企画部 横須賀三浦地域県政総合センター

[米側] 太平洋地区検察局在日支部 在日米海軍司令部法務部
横須賀基地憲兵隊 横須賀基地法務部
在日米海軍犯罪調査局

資料 VI-37 県央地区渉外連絡委員会規約

[P158 参照]

(趣 旨)

第1条 相模原市、大和市、海老名市、座間市及び綾瀬市(以下「県央地区」という)の市民と同市に所在する米合衆国軍隊の構成員、軍属及びその家族との良好な関係の形成のため、神奈川県及び県央地区の各市が、協議機関として連絡委員会を設置する。

(名 称)

第2条 この連絡委員会の名称を「県央地区渉外連絡委員会」(以下「委員会」という。)とする。

(協議事項)

第3条 委員会の協議事項は、各号に掲げるとおりとする。

- (1) 県央地区の地域社会における日米の良好な関係の形成に関すること
- (2) その他前項に準ずる事項

(構成員)

第4条 委員会は、委員及びオブザーバーで構成するものとし、別表の機関の代表者とする。

(委員会の運営)

第5条 委員会は、必要に応じて開催するものとし、少なくとも年1回開催する。

- 2 委員会は、神奈川県が招集する。
- 3 委員会の議事運営は、日本側にあつては神奈川県を代表する者が、米軍にあつては、米側の代表者がこれにあたる。

(幹事会)

第6条 委員会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、予算・決算等委員会の運営に関する事項を所掌する。
- 3 幹事は、神奈川県及び県央地区の各市の課長をもって充て、幹事長は、神奈川県企画部基地対策課長とする。
- 4 幹事会は、必要に応じて開催する。

(監 事)

第7条 委員会の下に、監事2名を置く。

- 2 監事は、幹事の互選により選出し、会計を監査する。

(委員会の事務局)

第8条 委員会の事務局を神奈川県企画部基地対策課に置く。

(経 費)

第9条 委員会の経費は、神奈川県及び県央地区の各市の負担金をもって充てる。

(補 則)

第10条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会または幹事会でこれを定める。

附 則

この規約は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成10年9月8日から施行する。

附 則

この規約は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成15年4月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年12月1日から施行する。

別 表

委 員	オブザーバー
[日本側] 神 奈 川 県 神 奈 川 県 警 察 本 部 相 模 原 市 大 和 市 海 老 名 市 座 間 市 綾 瀬 市 [米側] 在 日 米 陸 軍 司 令 部 在 日 米 陸 軍 基 地 管 理 本 部 米 海 軍 厚 木 航 空 施 設 司 令 部	横 浜 防 衛 施 設 局

資料 VI-38 池子住宅地区及び海軍補助施設に係る地域連絡協議会規約

[P159 参照]

(趣 旨)

第1条 この規約は、池子住宅地区及び海軍補助施設の設置及び運用に関連し必要となる逗子市民と合衆国軍隊の構成員、軍属及びその家族との間で構成される地域社会の良好な関係の形成並びに親善交流促進のため、池子住宅地区及び海軍補助施設に係る地域連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会の協議事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 逗子市民と合衆国軍隊の構成員、軍属及びその家族との間の親善交流に関すること。
- (2) 池子住宅地区及び海軍補助施設に係る日米の良好な関係を形成するための意見交換に関すること。

(構 成)

第3条 協議会は、逗子市、在日米軍(在日米海軍司令部及び海軍横須賀基地司令部)、防衛施設庁(横浜防衛施設局)及び神奈川県(知事部局及び県警本部)の代表者をもって構成する。

2 構成員が会議に出席できない場合は、あらかじめ指定した代理者を、協議会に出席させることができる。

(協議会の運営)

第4条 協議会は、逗子市長が構成員のいずれかの要請によりいつでも招集するものとし、少なくとも年2回は開催されるものとする。

2 協議会の議長は、逗子市長及び在日米海軍司令部の代表者が交替でこれに当たる。

(協議会の事務局)

第5条 協議会の事務局を逗子市に置く。

2 事務局は、協議会の各構成員が確認した後、会議録を速やかに作成しなければならない。

(委 任)

第6条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、協議会でこれを定めるものとする。

附 則

本協議会は、平成8年2月14日から効力を発する。

資料 VI-39 神奈川県内における提供施設の整備について

[P180 参照]

施設名	年度 平 14	平 15	平 16	平 17	平 18
根 岸 住 宅 地 区	防災施設の整備	防災施設の整備	防災施設の整備		
横 浜 ノースドック	汚水排水施設、雨水排水施設、ユーティリティの整備	雨水排水施設、電話交換所、ユーティリティの整備		管理棟の整備	
吾 妻 倉 庫 地 区	ユーティリティの整備	ユーティリティの整備			
浦郷倉庫地区	ユーティリティの整備	ユーティリティの整備	工場の整備		
横 須 賀 海 軍 施 設	工場、家族住宅、運動施設の整備	工場、診療所等の整備	隊舎、電話交換所、工場の整備	家族住宅、教育施設、隊舎、管理棟、油分離施設、工場の整備	油分離施設の整備
池子住宅地区 及 海軍補助施設	防災施設、学校の整備	橋梁の整備	防災施設の整備	防災施設、家族住宅の整備	学校、家族住宅の整備
小柴貯油施設			防災施設の整備	防災施設の整備	
キ ャ ン プ 座 間	管制塔、ユーティリティの整備		防災施設、教育施設、管理棟の整備	防災施設、学校、教育施設、管理棟、道路の整備	ユーティリティ、道路の整備
厚 木 海 軍 飛 行 場	家族住宅、消防署、駐機場の整備	整備用格納庫、倉庫の整備	汚水排水施設の整備	駐機場、消音装置、倉庫の整備	
相 模 総 合 補 給 廠		ユーティリティの整備		ユーティリティ、管理棟、倉庫の整備	
相 模 原 住 宅 地 区		電話交換所の整備	家族住宅の整備	電話交換所、家族住宅の整備	

※整備には、調査・設計・敷地造成などを含む

資料 VI-40 在日米軍労務費（日米負担内訳）

[P180 参照]

(平成 19 年 3 月 31 日現在)
(単位:百万円)

区分年度	米側の負担		日本側の負担							合計
	給与等 (負担率)	1. 給与費 特別協定 給与	2. うち、新 たな負担 給	3. 格差給等 給	4. 福利費	5. 管理費	6. 総額 (負担率)	7. 合計		
昭53	86,239 (93.3%)				5,206	981	6,187 (6.7%)	92,426		
54	78,747 (84.9%)			6,764	6,764	6,237	963	13,964 (15.1%)	92,711	
55	79,949 (84.4%)			7,156	7,156	6,584	989	14,729 (15.6%)	94,678	
56	82,776 (83.9%)			7,215	7,215	7,602	1,059	15,876 (16.1%)	98,652	
57	86,470 (84.0%)			7,240	7,240	8,016	1,133	16,388 (16.0%)	102,858	
58	86,893 (83.7%)			7,536	7,536	8,179	1,180	16,895 (16.3%)	103,788	
59	92,093 (83.7%)			8,344	8,344	8,408	222	17,974 (16.3%)	110,067	
60	97,129 (83.4%)			9,274	9,274	8,776	1,278	19,328 (16.6%)	116,457	
61	94,602 (83.2%)			8,384	8,384	9,356	1,327	19,067 (16.8%)	113,669	
62	81,207 (69.2%)	16,504		8,594	25,098	9,633	1,363	36,094 (30.8%)	117,300	
63	78,503 (65.6%)	20,866		8,796	29,662	10,092	1,379	41,132 (34.4%)	119,635	
平元	70,141 (56.8%)	32,155		9,022	41,176	10,649	1,422	53,247 (43.2%)	123,389	
2	60,836 (47.3%)	45,860		9,123	54,984	11,425	1,472	67,881 (52.7%)	128,717	
3	53,884 (40.5%)	56,436	(7,533)	9,475	65,911	11,647	1,563	79,120 (59.5%)	133,005	
4	47,822 (34.6%)	66,872	(15,538)	9,914	76,786	11,993	1,650	90,430 (65.4%)	138,251	
5	33,720 (23.9%)	83,306	(32,511)	9,827	93,133	12,516	1,679	107,328 (76.1%)	141,048	
6	17,994 (12.6%)	100,415	(50,683)	9,914	110,329	13,146	1,698	125,173 (87.4%)	143,167	
7	1,079 (0.8%)	117,265	(68,906)	9,671	126,936	14,034	1,708	142,678 (99.2%)	143,757	
8	932 (0.6%)	118,509		9,837	128,346	14,794	1,704	144,844 (99.4%)	145,776	
9	839 (0.6%)	118,573		9,799	128,372	16,152	1,707	146,230 (99.4%)	147,069	
10	770 (0.5%)	120,012		9,831	129,844	16,578	1,710	148,132 (99.5%)	148,902	
11	856 (0.6%)	122,292		9,707	131,998	16,536	1,717	150,251 (99.4%)	151,107	
12	748 (0.5%)	121,169		9,820	130,989	16,709	1,571	149,269 (99.5%)	150,016	
13	754 (0.5%)	120,148		9,730	129,878	17,156	1,545	148,579 (99.5%)	149,333	
14	675 (0.5%)	119,208		9,726	128,934	17,719	1,358	148,011 (99.5%)	148,686	
15	655 (0.5%)	115,384		9,542	124,926	18,452	1,314	144,692 (99.5%)	145,347	
16	708 (0.5%)	113,371		10,008	123,380	18,358	1,278	143,016 (99.5%)	143,724	
17	667 (0.5%)	113,812		9,901	123,713	18,636	1,256	143,605 (99.5%)	144,272	
18	600 (0.4%)	113,498		9,997	123,495	18,905	1,132	143,533 (99.6%)	144,133	

注・防衛施設庁資料による。

・「米側の負担」は推定額であり、「日本側の負担」は当初予算額である。

・計数は、四捨五入によっているので符合しないことがある。

・参考

(1)給与費...特別協定給与及び格差給等給与。

(2)特別協定給与...昭和 62 年 6 月から日本側が負担している調整手当等 8 手当及び平成 3 年度から日本側が負担している基本給、時間外勤務給等。 全 43 項目)

(3)うち新たな負担...平成 3 年度から平成 7 年度までの日本側負担の基本給、時間外勤務給等であり、平成 8 年度以降新たな負担はない。

(4)格差給等給与...昭和 54 年度から日本側が負担している格差給、語学手当及び退職手当のうち国家公務員の水準を上回る部分。

(5)福利費...昭和 53 年度から日本側が負担している社会保険料の事業主負担分、健康診断費、制服費、ほう賞金等。

(6)管理費...昭和 53 年度から日本側が負担している在日米軍従業員の労務管理に要する人件費及び事務費。

資料 VI-41 駐留軍従業員県別在籍者一覧表

(平成 19 年 3 月 31 日現在、単位:人)

都県	基本労務契約・船員契約					諸機関労務協約					合計	備考	
	陸軍	海軍	空軍	海兵隊	計	陸軍	海軍	空軍	海兵隊	AAFES			計
青森県	6	141	837		984	5	1	105		188	299	1,283	5.06%
埼玉県			5		5							5	0.02%
東京都	115	43	1,531		1,689	73	278	341		313	1,005	2,694	10.62%
神奈川県	2,115	5,478	38		7,631	203	1,115			121	1,439	9,070	35.76%
1 根岸住宅地区		140	2		142		40				40	182	0.72%
2 横浜ノースドック	138	36			174		10			6	16	190	0.75%
3 上瀬谷通信施設		62			62		16				16	78	0.31%
4 深谷通信所		4			4							4	0.02%
5 鶴見貯油施設		91			91							91	0.36%
6 吾妻倉庫地区		139			139							139	0.55%
7 横須賀海軍施設	10	4,085	13		4,108	6	699				705	4,813	18.98%
8 浦郷倉庫地区		60			60							60	0.24%
9 池子住宅地区及び海軍補助施設		97	2		99		30				30	129	0.51%
10 相模総合補給廠	601				601	11				1	12	613	2.42%
11 相模原住宅地区	75		5		80	9				13	22	102	0.40%
12 キャンプ座間	1,291	1	13		1,305	177				101	278	1,583	6.24%
13 厚木海軍飛行場		763	3		766		320				320	1,086	4.28%
静岡県				96	96				23	10	33	129	0.51%
広島県	374				374	8					8	382	1.51%
山口県		57	7	796	860	3			324		327	1,187	4.68%
長崎県	6	1,323	8		1,337	2	278				280	1,617	6.38%
本土計	2,616	7,042	2,426	892	12,976	294	1,672	446	347	632	3,391	16,367	64.54%
沖縄県	755	411	2,414	2,510	6,090	25	141	587	493	1,657	2,903	8,993	35.46%
那覇		411		2,510	2,921		141		493		634	3,555	14.02%
コザ	755		2,414		3,169	25		587		1,657	2,269	5,438	21.44%
合計	3,371	7,453	4,840	3,402	19,066	319	1,813	1,033	840	2,289	6,294	25,360	100.00%

注・横浜防衛施設局による。

・備考欄は対全国構成比。

・AAFESとは、「Army and Air Force Exchange Service」の略。

資料 VI-42 米軍提供財産の返還後の利用に関する基本方針について

(昭和51年6月21日、国有財産中央審議会答申) [P181 参照]

在日米軍基地は漸次縮小され、特に最近においては、昭和48年1月26日の日米合同委員会で合意をみた「関東平野における合衆国軍施設の整理統合計画」(いわゆる「関東プラン」)等に基づき、多くの大規模な提供財産が逐次返還されてきている。

これらの大規模な返還財産には、首都圏に所在するものが多いが、このような広大な土地は、将来再び得られないと考えられるので、現下の都市問題、土地問題の解決に大きく寄与するよう、その有効な利用が期待される場所である。

従って、その利用に当たっては、国家的需要の充足、住民福祉の向上等各般の要請に総合的にこたえつつ、長期的視野に立って最も効率的な利用計画の策定に取り組むべきであり、そのためには、関係者全員の理解と協調が強く求められているといえよう。

国有地の有効利用については、既に昭和47年3月10日当審議会の答申において「公用公共用の用途に優先的に充てること」を指摘したところであるが、これらの大規模な返還財産の処理に当たっては、上記答申の趣旨に沿って対処することが特に重要であると考えられる。

以上のような視点から、米軍提供財産の返還後の利用に関しては、次のような考え方により対処すべきであると考えられる。

1 処理基準の必要性

返還財産については、長年にわたる米軍基地の存在からくる特別な住民感情もあって、その利用計画に対する地元住民の関心は極めて高く、可能な限り多くの面積を地元で利用したいという強い要望がある。

一方、国や政府関係機関等においても、行政需要の増大等に対処するため首都圏での施設の設置を要するものが多く、最近における用地取得難から、返還財産に対する需要は極めて大きい。

同時に、これらの大規模な返還財産は、いわば残された最後の貴重な国有地であるから現在の需要のみならず、現時点では予測できない将来の需要にも充てることを考慮すべきである。

このような情勢の下において、大規模な提供財産が多数返還されつつあるとき、その個々の財産につき統一的な原則なしに利用計画を策定しようとしても、各方面からの競合する要望の調整は、実際問題として極めて困難であるのみならず、各地元相互間で不公平な結果を招くことになりかねない。

従って、返還財産の有効利用を早期に実現するためには、この際、その利用区分に関し統一的な処理基準を設け、それに基づき速やかに利用計画を策定することが必要である。

2 処理基準の概要

返還財産の利用区分に関する統一的な処理基準としては、次によることが適当と認められる。

すなわち、大都市及びその周辺に所在する大規模な返還財産(10万平方メートル程度以上の土地)については、特別なものを除き、おおむねその面積を3等分して、それぞれ次のように処理するものとする。

- (1) 地元地方公共団体等が利用する(A地区)。
- (2) 国、政府関係機関等が利用する(B地区)。
- (3) 当分の間処分を留保する(C地区)。

この場合、A地区及びB地区への充当は、それぞれ緊急性が高く、かつ、早期に実施可能なものから優先的に行うこととし、A地区、B地区それぞれにおいて当面の需要がその面積に満たない場合には、残余の土地はC地区(留保地)に含め留保するものとする。

この処理基準に従って具体的な利用計画を策定するに当たっては、地元地方公共団体を含め関係機関相互間で十分意見の調整を図る外、当該返還財産を含む周辺地域一帯の総合的土地利用計画との整合性についても配慮すべきである。

3 留保地の考え方

この処理基準における留保地は、現時点では予測できない需要に備えるためのものである。特に最近のように、社会的、経済的変動の激しい時間においては、大規模な返還財産の全域にわたって具体的な利用計画を短期間に決めてしまうことは適当でなく、その一部について利用計画の策定を留保しておくことが、長期的にみて土地全体としてのより有効な活用に資すると考えられる。

将来、留保地の利用計画を策定するに当たっては、地元地方公共団体を含め関係者間で十分な調整を図るべきであり、また、その利用計画においては、A地区及びB地区の利用状況との調和を保つことはもちろん、当該返還財産を取巻く周辺地域一帯の実情との整合性についても配慮すべきことはいままでのない。

なお、留保地については、将来の利用計画策定を阻害しない範囲内において、地元住民のための運動広場等として利用できるよう、その一部を地方公共団体等に対し暫定的に開放することも考慮すべきである。

4 返還財産の処分条件

昭和47年3月10日、当審議会は、「庁舎等の移転跡地のように移転経費を要した国有地を運用処分する場合には、その移転経費を考慮し、原則として有償処分によることとする」旨の答申を行ったところである。

返還財産については、その返還に当り相当の移転経費を要しているものが大部分である。また、これらの移転経費は、米軍基地の全体的整理縮小に伴って必要とされるものであるから、返還財産全体に対応させて考えるべきであり、個々の返還財産ごとに直接その返還財産に要した移転経費の額のみに応じて処分条件を定めることは適切とはいえない。

従って、返還財産の処分に際しては、原則として有償処分とし、法令上優遇措置の認められる用途に充てる場合は、その優遇措置の適用限度について、すべての返還財産を通じ統一を図ることとすべきである。

このことは、返還財産の存在しない他の地方公共団体とのバランス上必要であり、また返還財産を利用する地方公共団体等相互間の負担の公平のためにも不可欠である。

資料 VI-43 返還財産の処分条件について

[P183 参照]

(昭和 54 年 12 月 24 日 蔵理第 4824 号)
改正 平成 元年 1 月 31 日 蔵理第 310 号
同 12 年 12 月 26 日 蔵理第 4631 号
同 15 年 7 月 2 日 財理第 2579 号

大蔵省理財局長から各財務局長、沖縄総合事務局長宛

在日米軍から返還された財務省所管普通財産(旧軍港市転換法(昭和 25 年法律第 220 号)第 4 条又は第 5 条(特別の措置)の規定を適用する場合の当該財産を除く。以下「返還財産」という。)を地方公共団体等に対して処分(貸付けを含む。以下同じ。)をしようとする場合において、当該処分につき優遇措置を定めている法令を適用するときの取扱いを、昭和 51 年 6 月 21 日付国有財産中央審議会答申「米軍提供財産の返還後の利用に関する基本方針について」(以下、「答申」という。)の趣旨に沿って、普通財産の処分条件に係る他の通達の規程にかかわらず、下記のように定め、昭和 54 年 11 月 1 日以後処分する財産について適用することとしたから、了知されたい。なお、昭和 53 年 5 月 24 日付蔵理第 2104 号「返還財産の処理について」は、廃止する。

記

1 対象財産

返還財産のうち未利用の土地(使用承認、管理委託等により暫定的に利用されているものを含む。)で、昭和 32 年 1 月 1 日以降に返還されたものに適用する。

2 処分条件

返還財産を、別表第 1 又は別表第 2 の A 欄に定める施設の用に供しようとする地方公共団体等に処分をしようとする場合におけるこれらの表の B 欄に定める法令上の優遇措置の適用については、それぞれ、これらの表の C 欄に定めるところによるものとする。

なお、処分相手方が水害予防組合又は土地改良区である場合の取扱いについては、別表第 1 に定める地方公共団体についての取扱いに準ずるものとする。

更に、別表第 1 第 10 項(4 割減額売払い)の適用に関しては、次の各号のいずれかに該当する場合には、同項 C 欄の規定にかかわらず、時価からその 4 割 5 分を減額した対価により売り払うことができるものとする。

(1) 返還財産を高等学校の用地として売り払う場合において、当該学校の設置場所が、文部科学省において、高等学校の新增設建物整備補助金の交付に当たり、高等学校の生徒が急増している都道府県と認めた区域内にあるとき。

(2) 返還財産を別表第 1 第 10 項 A 欄の(1)から(3)まで、(7)及び(9)から(12)までに掲げる施設のうち別表第 2 に掲げるものの用地として売り払う場合において、当該施設の設置場所が首都圏整備法(昭和 31 年法律第 83 号)第 2 条に規定する既成市街地又は近郊整備地帯の区域内にあるとき。

3 優遇措置の適用面積

上記 1 に定めるところによって、売払いに当たり優遇措置を適用することができる面積は、適正規模(昭和 48 年 12 月 26 日付蔵理第 5722 号「国有財産特別措置法の規定により普通財産を減額譲渡又は貸付する場合の取扱いについて」記第 1 の 2(1)に定める適正規模をいう。以下同じ。)の範囲内に限るものとし、やむを得ず適正規模を超える面積を売り払う場合には、当該超える面積については、時価によるものとする。

4 特例

特別の事情があるため、本通達に定めるところと異なる処理をすることが適当であると認められる場合には、理財局長の承認を得た上、当該処理をすることができるものとする。

別表 第1 処分相手方が地方公共団体の場合

欄 項	A(施設)	B(優遇措置を定める法令の規定)	C(処分条件)
1	(1)火葬場 (2)墓地 (3)ごみ処理施設 (4)尿尿処理施設 (5)と畜場	国有財産法(昭和23年法律第73号)第22条第1項第1号及び第28条第4号	譲与又は無償貸付け
2	公共下水道、流域下水道及び都市下水道	下水道法(昭和33年法律第79号)第36条	
3	都道府県道及び市町村道	道路法(昭和27年法律第180号)第90条第2項	
4	(1)ため池 (2)用排水路 (3)信号機 (4)道路標識 (5)国有財産法施行令(昭和23年政令第246号)第15条(小規模な施設)に規定する施設	国有財産法第22条第1項第1号	無償貸付け
5	(1)水道施設 (2)防波堤、岸壁、さん橋、上屋等の臨港施設	国有財産特別措置法(昭和27年法律第219号。以下「措置法」という。)第2条第1項	
6	(1)緑地 (2)公園	国有財産法第22条第1項第1号	処分する面積の3分の2について無償貸付け、残りの3分の1について時価売払い
7	(1)国有財産特別措置法施行令(昭和27年政令第264号。以下「政令」という。)第1条の2第1項に規定する保護施設(救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設) (2)政令第1条の2第1項に規定する児童福祉施設(助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重傷心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設)	措置法第2条第2項第1号から第5号	時価からその5割を減額した対価による売払い

7 (続)	(3)政令第1条の2第3項に規定する身体障害者更正援護施設(身体障害者厚生施設、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設) (4)政令第1条の2第4項に規定する知的障害者援護施設(知的障害者更正施設及び知的障害者授産施設) (5)政令第1条の2第5項に規定する老人福祉施設(老人デーサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム)	措置法第2条第2項第1号から第5号まで	時価からその5割を減額した対価による売払い
8	更生保護事業法(平成7年法律第86号)第49条の規定に基づき保護観察所の長の委託を受けて行う保護の用に主として供する施設	措置法第2条第2項第6号	
9	学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の施設(学校給食の実施に必要な施設を含む。以下「学校施設」という。)のうち小学校、中学校、中等教育学校(前期課程に限る。)、盲学校、聾学校又は養護学校の施設で、政令第1条の2第8項各号に規定する地域(児童生徒急増地域等)にあるもの	措置法第2条第2項第7号	
10	(1)措置法第3条第1項第1号イに規定する医療施設及び保健所の施設 (2)同号ロに掲げる社会福祉事業施設のうち本表第7項A欄に掲げる施設以外のもの (3)同号ハに掲げる学校施設のうち本表第9項A欄に掲げる施設以外のもの (4)同号ニに掲げる公民館の施設 (5)同号ホに掲げる公立図書館の施設 (6)同号ヘに掲げる公立博物館の施設 (7)同号トに掲げる職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び障害者職業能力開発校の施設以外のもの (8)同号チに規定する更生保護事業施設のうち本表第8項A欄に掲げる施設以外のもの (9)同号リに規定する農業者研修教育施設その他これに準ずる施設 (10)同号ヌに規定する住民に賃貸する	措置法第3条第1項第1号イからワまで	時価からその4割を減額した対価による売払い

10 (続)	<p>目的で経営する住宅施設</p> <p>(11) 同号ルの規定に基づき政令第1条の3第1項に規定する公害の状況をは握し、又は公害の防止のための規制の措置を適正に実施するために必要な監視又は公害の防止のための規制の措置を適正に実施するために必要な監視又は測定に関する施設及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物の処理施設(ごみ処理施設及びし尿処理施設を除く)</p> <p>(12) 措置法第3条第1項第1号ヲの規定に基づき政令第1条の3第2項に規定する体育館、水泳プール及び運動場</p> <p>(13) 同号ワの規定に基づき政令第1条の3第3項に規定する排水ポンプ、俵、丸太その他の水防に必要な器具、又は資材を保管するための施設、消防自動車、動力ポンプ、その他の消防の用に供する機械器具を保管するための施設、消防の用に供する望楼及び警鐘台その他の防災上必要な監視又は通信に関する施設及び救急自動車を保管するための施設</p>	措置法第3条第1項第1号イからワまで	時価からその4割を減額した対価による売払い
-----------	---	--------------------	-----------------------

別表 第2 処分相手方が地方公共団体以外の場合

欄 項	A(施設)	B(優遇措置を定める法令の規定)	C(処分条件)
1	<p>(1) 社会福祉法人が生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)の規定に基づき都道府県知事又は市町村長の委託を受けて行う当該委託に係る保護又は措置等の用に主として供する施設</p> <p>(2) 社会福祉法人が措置法第2条第2項第3号ロに規定する身体障害者福祉法の規定による施設訓練等支援費の支給に係る者に対する身体障害者支援の用に主として供する施設</p> <p>(3) 社会福祉法人が措置法第2条第2項第4号ロに規定する知的障害者福祉法の規定による施設訓練等支援費の支給に係る者に対する知的障害者更生施設支援又は知的障害者授産施設支援の用に主として供する施設</p> <p>(4) 社会福祉法人が措置法第2条第2項第5号ロに規定するづき介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による通所介護又は短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の支給に係る者に対する居宅サービス等の用に主として供する施設</p> <p>(5) 社会福祉法人が措置法第2条第2項第5号ハに規定する介護保険法の規定による介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者に対する施設サービス等の用に供する施設</p>	措置法第2条第2項第1号から5号まで	時価からその5割を減額した対価による売払い
2	社会福祉法人が社会福祉事業法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設のうち前項A欄に掲げる施設以外のもの(同法第58条第1項の規定により女性を行うことが出来る場合に限る)	措置法第3条第1項第4号	時価からその4割を減額した対価による売払い
3	更生保護法人が更生保護事業法第49条の規定に基づき保護観察所の長の委託を受けて行う保護の用に主として供する施設	措置法第2条第2項第6号	時価からその5割を減額した対価による売払い

4	更生保護法人が更生保護事業法第2条第1項に規定する更生保護事業の用に供する施設のうち前項A欄に掲げる施設以外のもの(同法第58条の規定により補助を行うことができる場合に限る)	措置法第3条第1項第4号及び第2項	時価からその4割を減額した対価による売払い
5	学校法人が設置する学校施設のうち小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、盲学校、聾学校又は養護学校及び幼稚園の施設(私立学校法(昭和24年法律第270号)第59条第1項の規定により助成を行うことができる場合に限る)	同上	同上
6	学校法人が設置する学校施設のうち前項A欄に掲げる施設以外のもの(私立学校法第59条第1項の規定により助成を行うことができる場合に限る)	同上	時価からその2割5分を減額した対価による売払い
7	日本赤十字社がその業務のうち社会福祉事業法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設(日本赤十字社法(昭和27年法律第305号)第39条第1項の規定により助成を行うことができる場合に限る)	同上	時価からその4割を減額した対価による売払い
8	日本赤十字社がその業務の用に供する施設のうち前項A欄に掲げる施設以外のもの(日本赤十字社法第39条第1項の規定により助成を行うことができる場合に限る)	同上	時価からその2割5分を減額した対価による売払い
9	日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団又は地方道路公社が設置する道路	道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第28条第2項	処分する面積の2分の1について無償貸付、残りの2分の1について時価売払い

資料 VI-44 大口返還財産の留保地の取扱いについて

(昭和62年6月12日、国有財産中央審議会答申)

[P183 参照]

当審議会がその処理につき答申した米軍から返還された主要な財産(以下「大口返還財産」という。)の留保地については、次のとおり取り扱うことが適当である。

1 基本的な考え方

(1) 留保地は、予測できない将来の公用・公共用の需要に備えるため、当分の間用途の決定が留保されているものであるが、

① 大都市圏に残された数少ないまとまった国有地であり、今後再びこのような土地が得られることは期待できないため、長期的観点からその有効活用を考える必要があること、

② 当審議会が答申した処理計画(以下「処理計画」という。)に従い、留保地以外の地区において各種施設等の整備が行われ、また、今後も整備が進められる見込みであり、それによって都市環境の改善及び防災性の向上が図られると考えられること、

から引き続きできる限りこれを留保しておくことが望ましい。

(2) 一方、留保地の利用要望がある場合は個別に検討し、必要性及び緊急性があると認められるものについては、留保地を利用することもやむを得ないと考える。

(3) この場合、一定の基準の下に取り扱う必要があるが、地元利用、国利用という利用区分は設定しないこととし、次のような考え方によることが適当である。

① 留保地は公用・公共用の用途に充てること。

② 大きくまとまった留保地については、広域的な都市問題等の解決または国家的需要に寄与するよう利用すること。

③ 留保地を利用して実施しようとする計画(以下「利用計画」という。)に必要性及び緊急性が認められ、留保地を充てなければ当該計画の実現が困難な場合であって、かつ、処理計画に基づく処理が相当程度進捗している場合に限りその利用を認めること。

④ 処理計画上の施設との調和並びに周辺地域の実情及び都市計画との整合性を図ること。

2 留保地の利用を認める場合の基準

(1) 期間の経過

処理計画の答申後5年以上経過していること。

(2) 利用計画の必要性及び緊急性

① 利用計画について、次のように必要性及び緊急性が認められること。

ア 当該計画を認めなければ、広域的な都市計画事業その他の事業の実施又は国家的需要への対応に支障を来す場合。

イ 周辺住民の行政に対する需要の変化に対応して設置する施設であって他の地域に比べ著しく立遅れているなど早急に施設を設置する必要がある場

合。

- ② 留保地の利用を認めた後3年以内に土地の取得等をする。なお、3年以内に土地の取得等ができない場合は、事情やむを得ないものを除き当該地は再度留保地とすること。

(3) 処理計画の進捗割合

処理計画の進捗割合が、留保地の利用を認める年度において、原則として次のすべてを満たしていること。

- ① 利用計画にかかる大口返還財産の土地の処理進捗率(処理済面積の処理計画面積に対する割合)が80%以上であること。
② 当該大口返還財産の利用計画主体にかかる土地の処理が完了し、又は完了する見込みであり、かつ、当該土地上に建設される施設の整備進捗率が70%以上であること。

(4) 処理計画の答申において将来の留保地の利用につき「ただし書」が付されているものの取扱い

処理計画の答申において将来の留保地の利用につき「ただし書」が付されている大口返還財産について「ただし書」にいう構想が具体化した場合においても、基本的考え方の趣旨を踏まえ、その利用を検討すること。

(5) 留意事項

留保地の利用を検討するに当たっては、次の事項にも留意すること。

- ① 利用計画が、公有地又は民有地の利用により実現することができないかを検討するとともに、留保地の利用を認める場合であってもその利用面積は必要最小限のものとする。
② 利用計画主体の財政状況、計画施設に類似する施設の整備・利用の状況及び当該施設の運営計画等に照らし、その妥当性及び実現可能性を検討すること。その場合において、計画施設の有効活用を図るための諸条件にも配慮すること。
③ 関係地方公共団体等との調整に努めること。
④ 利用を求めた以外の土地については、引き続き用途の決定を留保し、その取扱いは慎重に行うこと。

3 処理未済のもの取扱い

処理計画に基づく土地の処理が未だ終了していないものについては、その実現可能性等を検討し、実現が困難なもので「大口返還財産の利用計画一部変更処理基準」に基づく計画の変更ができないものは、留保地とすること。

4 国有財産地方審議会への付議

留保地の利用については、当該留保地を所管する財務局長が、国有財産地方審議会に付議して処理すること。

5 処分条件

留保地の利用を認めるに当たっては、昭和58年に返還財産以外の国有地の処分条件が変更されたことなど現行の返還財産の処分条件設定時から諸事情が変化していること、及び、返還財産が所在する地方公共団体とそれ以外の地方公共団体とのバランス等を考慮して、その処分条件のあり方を検討する必要がある。

資料 IV-45 大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて

(財理第257号、平成15年7月2日、財務省理財局長から関東財務局長宛)

[P184参照]

在日米軍から返還された大口返還財産の留保地については、平成15年6月24日の財政制度等審議会答申「大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて」の趣旨に沿って、下記のとおり取り扱うこととしたので、通知する。

記

1 基本方針

留保地の今後の取扱いについては、従来の「原則留保、例外公用・公共利用」の基本的考え方を転換し、原則利用の考え方にに基づきその活用を促進するという新しい基本方針の下で、地域の特性や土地利用計画との調和を図りつつ、都市部に残る大規模な国有地の計画的な有効活用を促進するものとする(この基本方針を「原則利用、計画的有効活用」という。)

2 留保地の活用に向けた具体策

(1) 利用計画の策定の要請

イ 留保地の規模、立地条件、これまでの経緯等を勘案し、関係地方公共団体に対し、合理的な期間(5年程度)を設定して利用計画の策定を要請するものとする。

(注)「利用計画」とは、道路・上下水道等の都市基盤施設、公園・教育文化施設等の公的施設、住宅施設、業務施設などをどの区画にどのように整備するかを定める基本計画をいう。

ロ 利用計画の策定を円滑に進めるため、関係地方公共団体が関係行政機関の職員、学識経験者、民間有識者等で構成する連絡協議会を設置した場合において、国の参画を求められたときは、積極的に協力するものとする。

(2) 関係地方公共団体等に対する支援措置

イ 売却条件の緩和

(イ) 留保地を売却する場合の売却条件については、昭和54年12月24日付蔵理第4824号「返還財産の処分条件について」通達を適用する。

(ロ) 留保地を関係地方公共団体に対して時価で売り払う場合には、土地開発公社等を関係地方公共団体に含めることができる。

(注)この規定は、留保地を公園又は緑地に充てる場合に適用する。

ロ 関係地方公共団体による暫定的利用

関係地方公共団体による暫定的利用については、次のとおり取り扱うものとする。

(イ) 関係地方公共団体が利用計画を策定した場合には、昭和48年10月23日付蔵理第4676号「普通財産の管理を委託する場合の取扱いについて」通達記の3に定める管理委託の期間にかかわらず、利用計画に基づく売却等を行うまでの期間の範囲内において適当と認める期間を定め、管理を委託する

ことができる。

また、関係地方公共団体から利用計画に基づく売却等を行うまでの期間の範囲内において、有償貸付けの要望があったときは、平成13年3月30日付財理第1308号「普通財産貸付事務処理要領」通達記の第1節の第1の1の(1)のイ又はロの規定を適用せず、有償貸付けを認めることができる。

- (ロ) 関係地方公共団体における利用計画が未策定の段階においても、関係地方公共団体が自ら取得して活用する区域と民間による活用を推進する区域を画定した場合には、関係地方公共団体が自ら取得して活用する区域について、利用計画の策定期間内において具体的な利用計画が策定されるまでの間、管理委託を行い、又は有償貸付けを認めても差し支えないものとする。その後利用計画が策定された段階で、暫定的利用と利用計画との整合が図られると認められるときは、管理委託又は有償貸付けを更新することができる。

(注)留保地に係る利用計画の策定と暫定的利用の関係は、別添参考の図解を参照。

ハ 都市基盤整備用地の先行的な処分等

関係地方公共団体が留保地を道路、上下水道等の都市基盤整備用地に充てる場合には、当該関係地方公共団体の利用計画の策定又は都市計画決定等を条件に先行的な処分を行うことができる。

ニ その他の配慮事項

- (イ) 関係地方公共団体が留保地を取得し、定期借地方式やPFI(Private Finance Initiative)方式等による開発事業手法を活用して公共施設を整備する場合には、昭和41年2月22日付蔵国有第339号「普通財産にかかる用途指定の処理要領について」通達の別紙の第4の5の規定は適用しない。

- (ロ) 関係地方公共団体が留保地を取得する場合において、用地取得や施設整備の財源上の問題から一括取得が困難なときは、延納の特約や分割取得あるいは一部有償貸付けなどを認め、利用計画の具体化を円滑なものとするよう配慮するものとする。

(3) 民間に対する処分等

イ 一般競争入札の取扱い

一般競争入札により留保地を売却する場合には、平成3年9月30日付蔵理第3603号「一般競争入札等の取扱いについて」通達の取扱いによるが、当該留保地の位置環境、立地条件等から、関係地方公共団体のまちづくり構想や土地利用計画に沿った開発が行われることを確保する必要があるときは、当該関係地方公共団体と協議を行い、土地利用条件を設定した入札あるいは提案方式による入札を実施することができる。

ロ 事業用借地権の設定

- (イ) 関係地方公共団体が民間事業者の誘致等の利用計画を策定した場合において、当該関係地方公共団体から借地借家法(平成3年法律第90号)第24条に基づく事業用借地権を設定することについて要請があったときは、民間の土地需要等その必要性を総合的に判断して、これを設定することができる。

る。

- (ロ) 事業用借地権を設定する場合には、民間事業者の業種、事業計画、土地の利用形態その他の事情を総合勘案して、適切な存続期間を設定するものとする。

なお、事業用借地権を設定する場合の契約の取扱いについては、平成8年6月28日付蔵理第2422号「物納財産等に係る定期借地契約の取扱いについて」通達を準用して処理することができる。

ハ 都市計画等に関する調整

留保地の計画的かつ円滑な有効活用を図るため、関係地方公共団体に対し、必要に応じ市街化調整区域の市街化区域への編入、地区計画等の都市計画決定、あるいは景観まちづくり条例等に基づく重点地区の指定などに機動的に取り組むよう要請するものとする。

(4) 国による暫定的利用の拡大

- イ 関係地方公共団体における留保地の利用計画が未策定の場合、あるいはその策定がなされても関係地方公共団体から暫定的利用の要望が出されない場合には、当該留保地の効率的、収益的な管理を図るため、その規模、立地条件あるいは利用計画の策定状況、更にはその利用計画の具体化の時期等を勘案しつつ、地域住民の福祉の向上、利便性の増進等にも配慮し、有償貸付け又は管理委託を活用して、速やかな売却の支障とならない範囲で、暫定的利用に積極的に取り組むものとする。

- ロ この暫定的利用に当たっては、広く一般を対象として、効果的な情報提供及び需要の把握に努めるものとする。また、暫定的利用の内容については、臨時的な駐車場や資材置き場等の短期間の有償貸付けに限定せず、住宅展示場などの一時使用目的の借地権の設定など速やかな売却の支障とならない範囲で、利用内容の多様化も検討するものとする。

- ハ なお、暫定的利用の需要が競合する場合には、公正性、公平性、経済性等に配慮し、競争原理を働かせながら、契約相手方を決定するものとする。

3 留保地以外の未処理の土地の取扱い

個別の処理の大綱答申等において地元地方公共団体等利用として区分された土地(昭和51年6月21日国有財産中央審議会答申「米軍提供財産の返還後の利用に関する基本方針について」の利用区分でいうA地区)で、現在まで未処理となっているものについても、留保地と同様に取り扱うものとする。

4 特例

特別の事情があるため、本通達に定めるところと異なる処理をすることが適当であると認められる場合には、理財局長の承認を得た上、当該処理をすることができるものとする。

資料 VI-46 提供施設の年度別推移

(面積単位：千㎡)

年度別	神奈川県		全 国		年度別	神奈川県		全 国	
	施設数	施設面積	施設数	施設面積		施設数	施設面積	施設数	施設面積
昭27 4.28	162	35,861	2,824	1,352,636	56	21	21,714	116	481,677
27	147	36,636	1,282	1,341,301	57	21	21,720	119	571,960
28	140	36,249	728	1,299,927	58	20	21,709	119	574,554
29	129	36,451	659	1,298,223	59	20	21,707	127	841,654
30	114	37,965	567	1,123,303	60	19	21,438	130	849,325
31	101	38,251	458	1,005,602	61	19	21,431	131	872,594
32	95	34,508	369	660,746	62	19	21,432	135	959,880
33	83	32,157	273	494,905	63	19	21,437	138	967,422
34	79	28,978	243	336,030	平元	19	21,438	141	983,462
35	58	31,253	188	311,969	2	19	21,443	143	984,672
36	51	26,972	166	306,668	3	19	21,419	142	987,299
37	51	27,128	168	361,733	4	19	21,413	143	988,744
38	49	27,136	163	359,698	5	18	21,472	138	983,103
39	49	26,974	152	360,828	6	17	21,409	136	981,267
40	48	26,649	146	358,636	7	17	21,409	134	985,776
41	46	26,579	146	361,246	8	17	21,409	132	984,637
42	45	26,572	145	359,065	9	17	21,437	132	990,221
43	45	26,572	147	364,733	10	17	21,437	132	1,011,852
44	38	26,191	126	306,247	11	17	21,438	134	1,010,217
45	36	25,397	117	306,456	12	16	21,427	134	1,010,214
46	32	24,072	105	291,299	13	16	21,425	134	1,011,049
47	28	23,577	172	548,789	14	16	21,421	134	1,010,746
48	28	23,363	156	519,469	15	16	21,421	134	1,011,359
49	27	22,701	141	509,558	16	16	21,421	135	1,011,361
50	26	22,661	136	501,837	17	15	20,895	134	1,011,161
51	26	22,773	131	496,864	18	15	20,895	134	1,021,850
52	25	22,739	125	487,563					
53	24	22,750	123	487,382					
54	24	22,768	120	485,335					
55	24	22,761	117	482,686					

- ・防衛施設庁による。
- ・2-4-bによる自衛隊等の共同使用施設を含む。
- ・昭和27年4月28日は平和条約発行日、各年度は3月31日現在、「全国」欄は、1月1日現在。
- ・昭和47年5月15日、沖縄返還。

資料 VI-47 調達庁告示第4号(抜粋)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第2条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許されている施設及び区域の名称は次のとおり変更された。

昭和36年4月19日

調達庁長官 丸山 信

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定により在日合衆国軍が使用する施設及び区域表

I 陸上施設

横浜市

FAC 番号	施設名	所在・地名
3063	横浜海浜住宅地区	中区本牧町
3064	山手住宅地区	中区山手町
3066	根岸住宅地区	中区滝上、根岸旭台、南区山谷町、磯子区塚越、寺久保、西根岸上町
3067	横浜ノース・ドック	神奈川区千若町、瑞穂町
3072	富岡倉庫地区	金沢区富岡町
3078	田奈弾薬庫	港北区奈良町
3096	上瀬谷通信施設	保土ヶ谷区上川井町、戸塚区瀬谷町
3097	深谷通信所	戸塚区深谷町
3113	小柴貯油施設	金沢区柴町、長浜町
3115	大船倉庫地区	戸塚区小菅谷町
3140	神奈川ミルク・プラント	神奈川区亀住町
3144	鶴見貯油施設	鶴見区安善町
3156	富士倉庫	中区新山下町
3160	中山通信所	港北区荏田町
3165	岸根兵舎地区	港北区篠原町
3166	新山下住宅地区	中区新山下町
3177	横浜神栄生糸ビル	中区本町
3617	横浜冷蔵倉庫	中区新港町
3620	鶴見倉庫地区	鶴見区末広町
3623	横浜海上救難施設	中区新山下町
3626	横浜ベーカリー	神奈川区金港町
3642	根岸競馬場地区	中区箕沢
3643	横浜ランドリー	神奈川区山内町
3650	米陸軍調達部事務所	中区本町、南仲通

FAC 番号	施設名	所在・地名
3661	横浜兵員クラブ	中区山下町
3662	米陸軍医料倉庫	南区井土ヶ谷下町
3672	横浜チャペル・センター	中区横浜公園
3679	鶴見野積場	鶴見区大黒町
3680	横浜貯油施設	鶴見区大黒町
3687	ノース・ドック附近地区	神奈川区千若町

神奈川県

FAC 番号	施設名	所在・地名
3079	キャンプ座間	相模原市、高座郡座間町
3080	キャンプ淵野辺	相模原市上溝
3081	武山電話交換所	横須賀市武山長坂
3082	茅ヶ崎通信所	茅ヶ崎市柳島
3083	厚木海軍飛行場	大和市、高座郡綾瀬町
3084	相模総合補給廠	相模原市矢部新田、上矢部小山
3085	久里浜ノース・ドック	横須賀市川間
3086	久里浜サウス・ドック	横須賀市八幡久里浜
3087	池子弾薬庫	逗子市池子
3088	衣笠弾薬庫	横須賀市大矢部町
3089	長井住宅地区水道施設	横須賀市長井町、三浦郡初声町
3090	吾妻倉庫地区	横須賀市箱崎町
3091	猿島減磁ステーション	横須賀市猿島
3092	第一及び第三海堡	東京湾
3093	久里浜倉庫地区	横須賀市八幡久里浜、内川新田
3094	田浦倉庫	横須賀市田浦
3095	大観山通信施設	足柄下郡湯河原町大観山
3098	米陸軍医療センター	相模原市上鶴間
3099	横須賀海軍施設	横須賀市本町
3101	在日米海軍司令官官邸	横須賀市公郷町
3102	相模原住宅地区	相模原市上鶴間
3103	長井住宅地区	横須賀市長井町

FAC 番号	施設名	所在・地名
3104	長坂小銃射撃場	横須賀市長坂
3107	座間小銃射撃場	相模原市麻溝
3108	海軍兵員クラブ	横須賀市本町
3110	田浦送油施設	横須賀市長浦
3116	追浜海軍航空隊施設	横須賀市浦郷
3117	浦郷倉庫地区	横須賀市浦郷
3120	米陸軍出版センター	川崎市木月
3132	観音崎艦船監視所	横須賀市鴨居
3161	追浜ヘリコプター地区	横須賀市浦郷
3171	ヘリコプター発着訓練場	横須賀市長沢
3697	横須賀海軍埠頭	横須賀市逸見町

資料 VI-48 全面返還一覧（昭和27年～49年）

[P20 参照]

返還年月日	施設名	所在地
27.06.10	逗子兵員俱樂部	逗子市
27.07.15	PXモータープール	横浜市中区弁天通、南仲通、本町
27.08.04	道路建設資材置場	横浜市中区南幸町
27.08.22	ノースドック油槽管	横浜市神奈川区守屋町
27.09.03	三菱倉庫	横浜市神奈川区大野町
27.09.05	YOD（守屋町工場）	横浜市神奈川区守屋町
27.09.19	PX製菓工場	横浜市中区伊勢佐木町
27.09.30	鎌倉維持管理事務所	鎌倉市小町
27.10.20	中央記録局	横浜市中区海岸通
27.10.27	QM貯油所	横浜市神奈川区守屋町、宝町
27.12.04	葉山アパートメント・ビル	葉山町
27.12.19	コカコーラ倉庫	横浜市金沢区昭和町
28.01.16	海上輸送隊事務所及び身廻品倉庫	横浜市中区海岸通
28.02.17	クラブ45番	横浜市中区伊勢佐木町
28.03.05	建物17号	横須賀市船越
28.03.20	JLC倉庫	横浜市中区新山下町
28.03.31	葉山維持管理事務所	葉山町一色
28.03.31	葉山消防所	葉山町一色
28.04.01	第2メイジャーポート	横浜市中区海岸通
28.05.22	住宅用家具倉庫	横浜市中区長者町
28.08.03	YEDクラブ	横浜市中区山手町
28.10.14	QM貯油所	横浜市神奈川区守屋町
28.10.15	レッドクロス倉庫	横浜市鶴見区生麦町神明前
28.10.20	陸軍輸送司令部	横浜市中区山下町
28.11.24	PX自動車修理工場	横浜市中区本町
28.12.05	在日兵站司令部(JLC)(横浜税関)	横浜市中区海岸通
28.12.19	第2メイジャーポート兵舎地区	横浜市中区弁天通
29.02.15	JLC事務所	横浜市中区北仲通、元浜町
29.03.22	小原台地区	横須賀市
29.03.31	ルソン・アパート婦人宿舎	横浜市中区海岸通
29.05.17	ミンドロ・コート	横浜市中区山下町
29.06.02	サビックベイ婦人宿舎	横浜市中区本町
29.06.11	サマー・アパート婦人宿舎	横浜市中区本町
29.08.24	横浜CID本部	横浜市中区本町
29.08.27	パナイコート婦人軍属宿舎	横浜市中区山下町
29.11.08	第155病院外来患者診療所(証券取引所)	横浜市中区本町

返還年月日	施設名	所在地
30.01.11	YOD（ヴィクター地区）	横浜市神奈川区守屋町
30.01.12	横浜PX倉庫	横浜市中区花咲町
30.01.27	石川組倉庫	横浜市中区新山下町
30.03.18	YOD（昭和電工地区）	横浜市神奈川区恵比寿町
30.04.08	横浜PX（松屋デパート）	横浜市中区伊勢佐木町
30.04.08	ダヴァオコート婦人宿舎	横浜市中区山下町
30.04.08	プナアパートメント士官宿舎	横浜市中区南仲通
30.06.24	横浜兵器廠（YOD）	横浜市神奈川区宝町
30.07.22	PX写真工場	横浜市中区吉田町
30.09.02	川崎無線送信所	川崎市川崎区池上新田
30.09.09	東京銀行ビル下士官クラブ	横浜市中区山下町
30.11.21	オクタゴン劇場	横浜市中区伊勢佐木町
30.12.19	インピリアルアパート士官宿舎	横浜市中区山下町
30.12.19	ヨーバスビルディング	横浜市中区伊勢佐木町
30.12.20	高射砲陣地	横浜市神奈川区区子安台
30.12.20	第155病院	横浜市中区末広町、羽衣町、蓬萊町
30.12.21	高射砲陣地	横浜市磯子区岡村町
30.12.22	高射砲陣地	横浜市港北区岸根町
30.12.25	高射砲陣地	横浜市保土ヶ谷区花見台
30.12.27	第519MP隊地区	横浜市神奈川区北軽井沢
31.02.20	浅野ドック地区	横浜市神奈川区橋本町
31.06.01	追浜X4号建物	横須賀市浦郷
31.06.05	横浜MP本部	横浜市中区長者町
31.06.21	第7野戦郵便局	横浜市中区海岸通
31.08.06	キャンプ・コウ	横浜市中区福富町
31.08.17	NYKビルディング	横浜市中区海岸通
31.09.04	第8001TC倉庫	横浜市中区海岸通、新港町
31.09.10	第2メイジャーポート	横浜市鶴見区大黒町
31.09.11	三菱ホテル軍属宿舎	横浜市中区緑町
31.10.09	タガティ・コート士官宿舎	横浜市中区山手町
31.10.17	互楽荘アパート軍属宿舎	横浜市中区山下町
31.10.31	バンド・ホテル士官宿舎	横浜市中区新山下町
31.12.14	キャンプ・マクネリ	横浜市中区花ノ木町、宮元町
32.01.18	レイテ・セブ・コート	横浜市中区山下町
32.03.22	ウイレイ・B・ブルークス兵舎	横浜市港北区箕輪町
32.10.25	慶応大学住宅地区	横浜市港北区日吉町
32.10.31	YOD（LVT地区）	横浜市神奈川区恵比寿町

返還年月日	施設名	所在地
33.01.23	陸軍消防施設	横浜市鶴見区生麦町神明前
33.03.03	日進ドラム缶置き場	横浜市鶴見区生麦町神明前
33.03.04	横浜兵器廠（YOD）	横浜市神奈川区新子安
33.03.26	コアリアコート士官宿舎	横浜市中区万代町、不老町
33.04.15	ロスコ・M・カルコート兵舎	横浜市神奈川区新子安
33.04.16	長井海岸訓練場	三浦市初声町、横須賀市長井町
33.05.12	杉田兵器工場	横浜市金沢区富岡町
33.05.15	横浜スペシャル・サービスクラブ	横浜市中区伊勢佐木町
33.05.16	PX中央倉庫	横浜市戸塚区吉田町、上倉田町
33.05.21	キャンプ・ムーア	川崎市中原区木月
33.06.30	JLC調達部事務所（横浜開港記念会館）	横浜市中区本町
33.07.07	武山小銃射撃場	横須賀市武山
33.07.08	フライヤー体育館	横浜市中区伊勢佐木町
33.08.26	北辰兵器修理工場	横浜市保土ヶ谷区川辺町
33.10.13	横浜シグナル・デポー	川崎市川崎区扇町
33.11.10	QM貯油所	横浜市神奈川区守屋町
33.11.17	横浜自動車部隊	横浜市中区
34.04.01	二子山超短波中継所	足柄下郡芦湯村字二子
34.06.25	辻堂演習場	茅ヶ崎市小和田
34.08.31	第2メイジャー・ポート	川崎市川崎区水江町
34.10.30	日綿実業ビル	横浜市中区日本大通
35.06.15	山下公園住宅地区	横浜市中区山下町山下公園
35.06.29	追浜倉庫地区	横須賀市浦郷
35.06.30	JLC滑走路及びシグナルデポー修理部	横浜市磯子区鳳町
35.07.07	第2メイジャー・ポート倉庫	横浜市中区新港町海運局構内
35.07.20	港務部波止場	横須賀市逸見町
35.10.17	相模工廠淵野辺工場	相模原市淵野辺
35.10.19	田浦倉庫	横須賀市田浦
35.10.24	追浜ヘリコプター地区	横須賀市追浜
35.10.24	ヘリコプター発着訓練場	横須賀市長沢
35.11.28	鶴見倉庫地区	横浜市鶴見区末広町
36.01.10	2号住宅地区	横浜市中区本牧町
36.01.10	横須賀C-八地区	横須賀市本町
36.01.10	追浜兵器工場	横須賀市浦郷
36.01.10	相模倉庫地区	相模原市
36.01.10	本牧小学校	横浜市中区本牧町
36.01.10	薬品倉庫地区	横浜市鶴見区大黒町

返還年月日	施設名	所在地
36.01.10	通信大隊地区	横浜市中区新山下町
36.01.10	QM貯油所	横浜市鶴見区大黒町
36.01.10	第2メイジャー・ポート	横浜市中区新港町海運局構内
36.01.10	補助発電所	横浜市中区本町
36.03.31	茅ヶ崎通信所	茅ヶ崎市柳島
36.05.05	田奈弾薬庫	横浜市港北区奈良町
36.06.30	中山通信所	横浜市港北区荏田町
36.08.14	久里浜ノース・ドック	横須賀市川間
36.08.14	久里浜サウス・ドック	横須賀市八幡久里浜
36.09.11	富士倉庫	横浜市中区新山下町
36.11.30	キャンプ・マクギル(武山電話交換所)	横須賀市武山長坂
36.11.30	猿島減磁ステーション	横須賀市猿島
36.12.09	ダイナモメーター施設	相模原市上矢部
38.08.30	米陸軍医療倉庫	横浜市南区井土ヶ谷下町
39.01.01	第1、2、3海堡	東京湾
40.12.31	ノースドック付近地区	横浜市神奈川区千若町
41.05.31	在日米海軍司令官官邸	横須賀市公郷町
42.01.20	大船倉庫地区	横浜市戸塚区小菅ヶ谷町
42.06.09	横浜海上救難施設	横浜市中区新山下町
44.04.30	観音崎艦船監視所（旧観音崎砲台）	横須賀市鴨居
44.06.30	横浜兵員クラブ	横浜市中区山下町
44.06.30	横須賀海軍埠頭	横須賀市逸見町
44.07.31	座間小銃射撃場	相模原市麻溝
44.11.23	根岸競馬場地区	横浜市中区箕沢
45.02.06	横浜神栄生糸ビル	横浜市中区本町
45.02.06	米陸軍調達部事務所	横浜市中区本町
45.05.28	田浦送油施設	横須賀市長浦
45.10.16	長井住宅地区水道施設	三浦市初声町、横須賀市長井町
47.01.17	横浜ランドリー	横浜市神奈川区山内町
47.02.09	山手住宅地区	横浜市中区山手町
47.03.15	衣笠弾薬庫	横須賀市大矢部町
47.03.22	久里浜倉庫地区	横須賀市八幡久里浜、内川新田
47.04.03	追浜海軍航空隊施設	横須賀市浦郷
47.05.15	鶴見野積場	横浜市鶴見区大黒町
47.08.25	岸根兵舎地区	横浜市港北区篠原町
47.10.23	横浜貯油施設	横浜市鶴見区大黒町
49.11.30	キャンプ淵野辺	相模原市上溝

資料 VI-49 都道府県別基地面積一覽

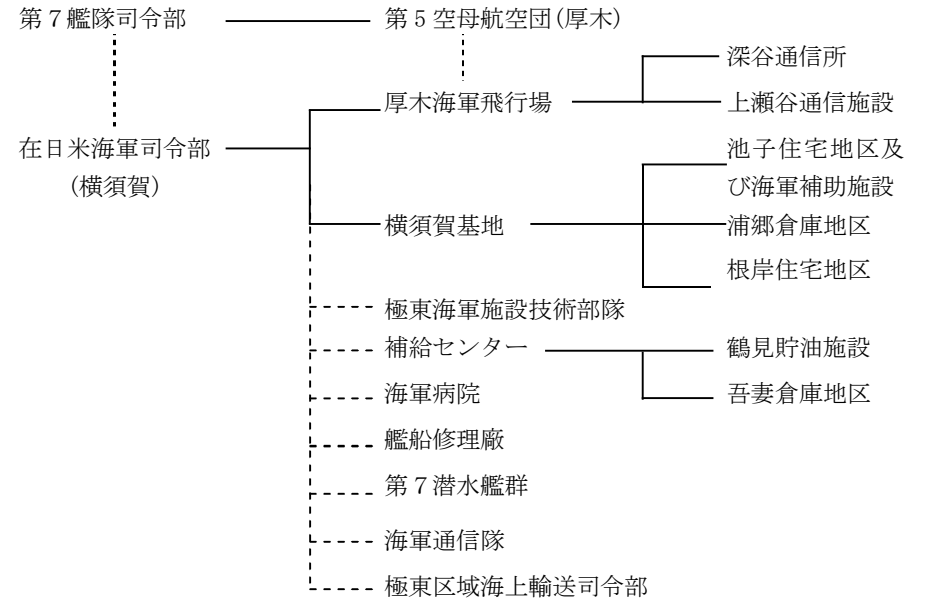
(平成 19 年 1 月 1 日現在)

都道府県	施設数		施設面積		県土に占める		備 考		
	順位		順位	割合	順位	面積	人口	人口密度	
			千㎡	%		km ²	人	人/Km ²	
全 国	133		1,021,850	0.27		377,923	127,756,815	338	
北海道	18	2	344,596	0.41	9	83,456	5,627,424	67	
青森県	7	5	32,069	0.36	10	* 8,918	1,436,628	161	
岩手県	1		23,264	0.15		15,279	1,385,037	91	
宮城県	3	10	45,692	0.67	7	* 6,862	2,359,991	344	
山形県	1		1,308	0.02		* 6,652	1,216,116	183	
茨城県	1		1,078	0.02		6,096	2,975,023	488	
群馬県	1		5,796	0.09		6,363	2,024,044	318	
埼玉県	4	8	2,052	0.05		* 3,767	7,053,689	1,872	
千葉県	1		2,102	0.04		* 5,082	6,056,159	1,192	
東京都	7	5	16,029	0.76	6	* 2,103	12,570,904	5,978	
神奈川県	15	3	20,895	0.86	5	2,416	8,790,900	3,639	
新潟県	1		14,080	0.13		* 10,789	2,431,396	225	
石川県	1		1,606	0.04		4,185	1,173,994	280	
山梨県	(1)		45,969	1.09	4	* 4,201	884,531	211	
岐阜県	1		1,626	0.02		* 9,768	2,107,293	216	
静岡県	4	8	89,160	1.22	2	* 7,329	3,792,457	517	
滋賀県	1		24,090	0.63	8	* 3,794	1,380,343	364	
兵庫県	1		20	0.00		8,395	5,590,381	666	
岡山県	1		14,561	0.21		* 7,009	1,957,056	279	
広島県	7	5	5,227	0.06		8,479	2,876,762	339	
山口県	2		6,407	0.10		6,112	1,492,575	244	
福岡県	2		1,415	0.03		* 4,844	5,049,126	1,042	
佐賀県	1		13	0.00		2,440	866,402	355	
長崎県	13	4	4,606	0.11		4,095	1,478,630	361	
熊本県	3	10	16,281	0.25		* 6,403	1,842,140	288	
大分県	1		56,350	1.11	3	* 5,099	1,209,587	237	
宮崎県	1		9,135	0.14		* 6,346	1,152,993	182	
鹿児島県	(1)		3,409	0.04		* 9,043	1,753,144	194	
沖縄県	34	1	233,015	10.24	1	2,275	1,360,830	598	

注・「施設面積」は防衛施設庁(平成 19 年 1 月 1 日現在)、「面積」は国土交通省国土地理院(平成 18 年 10 月 1 日現在)、「人口」は総務省(平成 17 年 10 月 1 日現在)による。
 ・端数は四捨五入してあるため、計が符合しないことがある。
 ・富士演習場は静岡・山梨県に、大矢野原・霧島演習場は熊本・宮崎・鹿児島県にまたがる。
 ・*のある都県の面積には、都県にまたがって境界未定となっている市区町村等の面積(3,177.89 km²)は含まない。

資料 VI-50 在日米海軍(県内所在の主な部隊のみ) 概要図

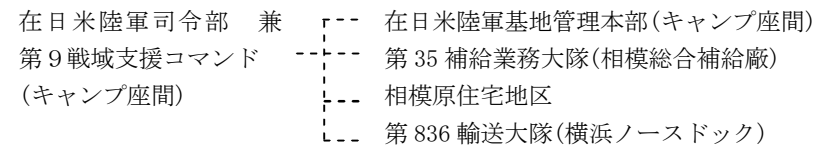
(平成 19 年 3 月 31 日現在)



注・ ---- は調整関係を示す。

資料 VI-51 在日米陸軍(県内所在の主な部隊のみ) 概要図

(平成 19 年 3 月 31 日現在)



注・ ---- は調整関係を示す。

資料 VI-52 在日米軍に提供されている施設・区域（陸上）一覧表

(本土所在分) (平成19年1月1日現在、単位：千㎡)

施設・区域名	用途	所在地	土地面積	備考
名寄演習場	演習場	北海道名寄市	1,734	全部 2-4-b
旭川近文台演習場	演習場	旭川市	1,416	全部 2-4-b
滝川演習場	演習場	滝川市ほか	1,367	全部 2-4-b
キャンプ千歳	通信	千歳市	4,274	
東千歳駐屯地	演習場	〃	81	全部 2-4-b
千歳飛行場	飛行場	千歳市ほか	2,584	全部 2-4-b
北海道・千歳演習場	演習場	恵庭市ほか	92,288	全部 2-4-b
札幌駐屯地	演習場	札幌市	14	全部 2-4-b
丘珠駐屯地	その他	〃	2	全部 2-4-b
上富良野中演習場	演習場	空知郡上富良野町ほか	34,688	全部 2-4-b
別海矢白別大演習場	演習場	野付郡別海町ほか	168,178	全部 2-4-b
釧路駐屯地	兵舎	釧路郡釧路町	26	全部 2-4-b
鹿追駐屯地	演習場	河東郡鹿追町	59	全部 2-4-b
鹿追然別中演習場	演習場	〃	32,832	全部 2-4-b
帯広駐屯地	演習場	帯広市	774	全部 2-4-b
美幌訓練場	演習場	網走郡美幌町	2,269	全部 2-4-b
倶知安高嶺演習場	演習場	虻田郡倶知安町	928	全部 2-4-b
遠軽演習場	演習場	紋別郡遠軽町	1,082	全部 2-4-b
三沢飛行場	飛行場	青森県三沢市ほか	15,955	一部 2-4-b
三沢対地射爆撃場	演習場	〃	7,655	
八戸貯油施設	倉庫	八戸市ほか	181	一部 2-4-b
八戸駐屯地	兵舎	八戸市	53	全部 2-4-b
青森小谷演習場	演習場	青森市	3,183	全部 2-4-b
弘前演習場	演習場	中津軽郡西目屋村ほか	4,907	全部 2-4-b
岩手岩手山中演習場	演習場	岩手県岩手郡滝沢村ほか	23,264	全部 2-4-b
仙台駐屯地	演習場	宮城県仙台市	55	全部 2-4-b

施設・区域名	用途	所在地	土地面積	備考
霞の目飛行場	飛行場	宮城県仙台市ほか	260	全部 2-4-b
大和王城寺原大演習場	演習場	加美郡色麻町ほか	45,377	全部 2-4-b
神町大高根演習場	演習場	山形県村山市ほか	1,308	全部 2-4-b
車力通信所	通信	青森県つがる市	135	一部 2-4-b
百里飛行場	飛行場	茨城県小美玉市ほか	1,078	全部 2-4-b
キャンプ朝霞	兵舎	埼玉県和光市	118	
所沢通信施設	通信	所沢市	966	
大和田通信所	通信	新座市ほか	1,194	
朝霞駐屯地	演習場	朝霞市ほか	17	全部 2-4-b
木更津飛行場	飛行場	千葉県木更津市	2,102	
赤坂プレス・センター	事務所	東京都港区	32	
ニューサンノー米軍センター	その他	〃	7	
横田飛行場	飛行場	福生市ほか	7,139	一部 2-4-b
府中通信施設	通信	府中市	17	一部 2-4-b
多摩サービス補助施設	その他	稲城市ほか	1,957	
由木通信所	通信	八王子市	4	
硫黄島通信所	通信	小笠原村	6,630	一部 2-4-b
高田関山演習場	演習場	新潟県妙高市ほか	14,080	全部 2-4-b
相馬原演習場	演習場	群馬県高崎市ほか	5,796	全部 2-4-b
根岸住宅地区	住宅	神奈川県横浜市	429	
横浜ノース・ドック	港湾	〃	550	
富岡倉庫地区	港湾	〃	29	
上瀬谷通信施設	通信	〃	2,422	
深谷通信所	通信	〃	774	
鶴見貯油施設	倉庫	〃	184	
キャンプ座間	事務所	相模原市ほか	2,346	
相模総合補給廠	工場	相模原市	2,144	

施設・区域名	用途	所在地	土地面積	備考
相模原住宅地区	住宅	神奈川県相模原市	595	
厚木海軍飛行場	飛行場	〃 綾瀬市ほか	5,069	一部 2-4-b
池子住宅地区及び海軍補助施設	住宅	〃 逗子市ほか	2,884	
吾妻倉庫地区	倉庫	〃 横須賀市	815	
横須賀海軍施設	港湾	〃 〃	2,363	一部 2-4-b
長坂小銃射撃場	演習場	〃 〃	97	全部 2-4-b
浦郷倉庫地区	倉庫	〃 〃	194	
富士営舎地区	兵舎	静岡県御殿場市	1,177	
富士演習場	演習場	〃 御殿場市ほか	133,916	全部 2-4-b
(内数) 北富士演習場	演習場	山梨県富士吉田市ほか	45,969	全部 2-4-b
(内数) 東富士演習場	演習場	静岡県御殿場市ほか	87,947	全部 2-4-b
滝ヶ原駐屯地	演習場	〃 〃	8	全部 2-4-b
沼津海浜訓練場	演習場	〃 沼津市	28	
岐阜飛行場	その他	岐阜県各務原市	1,626	全部 2-4-b
小松飛行場	飛行場	石川県小松市ほか	1,606	全部 2-4-b
今津饗庭野中演習場	演習場	滋賀県高島市	24,090	全部 2-4-b
伊丹駐屯地	演習場	兵庫県川西市ほか	20	全部 2-4-b
秋月弾薬庫	倉庫	広島県江田島市	559	
第一術科学校訓練施設	演習場	〃 〃	建物のみ	全部 2-4-b
川上弾薬庫	倉庫	〃 東広島市	2,604	
原村演習場	演習場	〃 〃	1,689	全部 2-4-b
広弾薬庫	倉庫	〃 呉市	359	
呉第六突堤	港湾	〃 〃	14	
灰ヶ峰通信施設	通信	〃 〃	1	
岩国飛行場	飛行場	山口県岩国市ほか	6,384	
祖生通信所	通信	〃 岩国市	24	
日本原中演習場	演習場	岡山県勝田郡奈義町ほか	14,561	全部 2-4-b
板付飛行場	飛行場	福岡県福岡市	508	一部 2-4-b
築城飛行場	飛行場	〃 行橋市ほか	906	全部 2-4-b

施設・区域名	用途	所在地	土地面積	備考
佐世保海軍施設	港湾	長崎県佐世保市	425	一部 2-4-b
佐世保ドライ・ドック地区	港湾	〃 〃	83	一部 2-4-b
赤崎貯油所	倉庫	〃 〃	785	
佐世保弾薬補給所	倉庫	〃 〃	582	
庵崎貯油所	倉庫	〃 〃	227	
針尾島弾薬集積所	倉庫	〃 〃	1,297	
立神港区	港湾	〃 〃	138	
崎辺小銃射撃場	演習場	〃 〃	建物のみ	全部 2-4-b
崎辺海軍補助施設	倉庫	〃 〃	129	
針尾住宅地区	住宅	〃 〃	317	
大村飛行場	その他	〃 大村市	建物のみ	全部 2-4-b
横瀬貯油所	倉庫	〃 西海市	618	
対馬通信所	通信	〃 対馬市	5	
背振山通信施設	通信	佐賀県神埼市ほか	14	
日出生台・十文字原演習場	演習場	大分県玖珠郡玖珠町ほか	56,350	全部 2-4-b
新田原飛行場	飛行場	宮崎県児湯郡新富町ほか	1,801	全部 2-4-b
大矢野原・霧島演習場	演習場	熊本県上益城郡山都町ほか	26,965	全部 2-4-b
北熊本駐屯地	演習場	〃 熊本市	21	全部 2-4-b
健軍駐屯地	演習場	〃 〃	39	全部 2-4-b
本土計 99 施設			788,835	

(沖縄県所在分)

(平成19年1月1日現在、単位：千㎡)

施設・区域名	用途	所在地	土地面積	備考
北部訓練場	演習場	沖縄県国頭郡国頭村ほか	78,332	一部 2-4-b
奥間レスト・センター	その他	〃 〃 国頭村	546	
慶佐次通信所	通信	〃 〃 東村	10	
伊江島補助飛行場	演習場	〃 〃 伊江村	8,015	
八重岳通信所	通信	〃 名護市ほか	37	
キャンプ・ハンセン	演習場	〃 国頭郡金武町ほか	51,182	一部 2-4-b
ギンバル訓練場	演習場	〃 〃 金武町	601	
金武レッド・ビーチ訓練場	演習場	〃 〃 〃	17	
金武ブルー・ビーチ訓練場	演習場	〃 〃 〃	381	
キャンプ・シュワブ	演習場	〃 名護市ほか	20,626	
辺野古弾薬庫	倉庫	〃 名護市	1,214	
嘉手納弾薬庫地区	倉庫	〃 中頭郡読谷村ほか	26,579	
トリイ通信施設	通信	〃 〃 読谷村	1,934	
嘉手納飛行場	飛行場	〃 〃 嘉手納町ほか	19,872	一部 2-4-b
キャンプ桑江	医療	〃 〃 北谷町	675	
キャンプ瑞慶覧	兵舎	〃 〃 北谷町ほか	6,425	
ホワイト・ビーチ地区	港湾	〃 うるま市	1,568	
浮原島訓練場	演習場	〃 〃	254	全部 2-4-b
津堅島訓練場	演習場	〃 〃	16	
天願栈橋	港湾	〃 〃	31	
キャンプ・コートニー	兵舎	〃 〃	1,339	
キャンプ・マクトリアス	兵舎	〃 〃	379	
陸軍貯油施設	倉庫	〃 うるま市ほか	1,277	
キャンプ・シールズ	兵舎	〃 沖縄市	701	
泡瀬通信施設	通信	〃 〃	552	
普天間飛行場	飛行場	〃 宜野湾市	4,805	
牧港補給地区	倉庫	〃 浦添市	2,737	
那覇港湾施設	港湾	〃 那覇市	559	

施設・区域名	用途	所在地	土地面積	備考
鳥島射撃場	演習場	沖縄県島尻郡久米島町	41	一部 2-4-b
久米島射撃場	演習場	〃 〃 〃	2	
出砂島射撃場	演習場	〃 〃 渡名喜村	245	
黄尾嶼射撃場	演習場	〃 石垣市	874	
赤尾嶼射撃場	演習場	〃 〃	41	
沖大東島射撃場	演習場	〃 島尻郡北大東村	1,147	
沖縄計 34 施設			233,015	
全国計 133 施設			1,021,850	

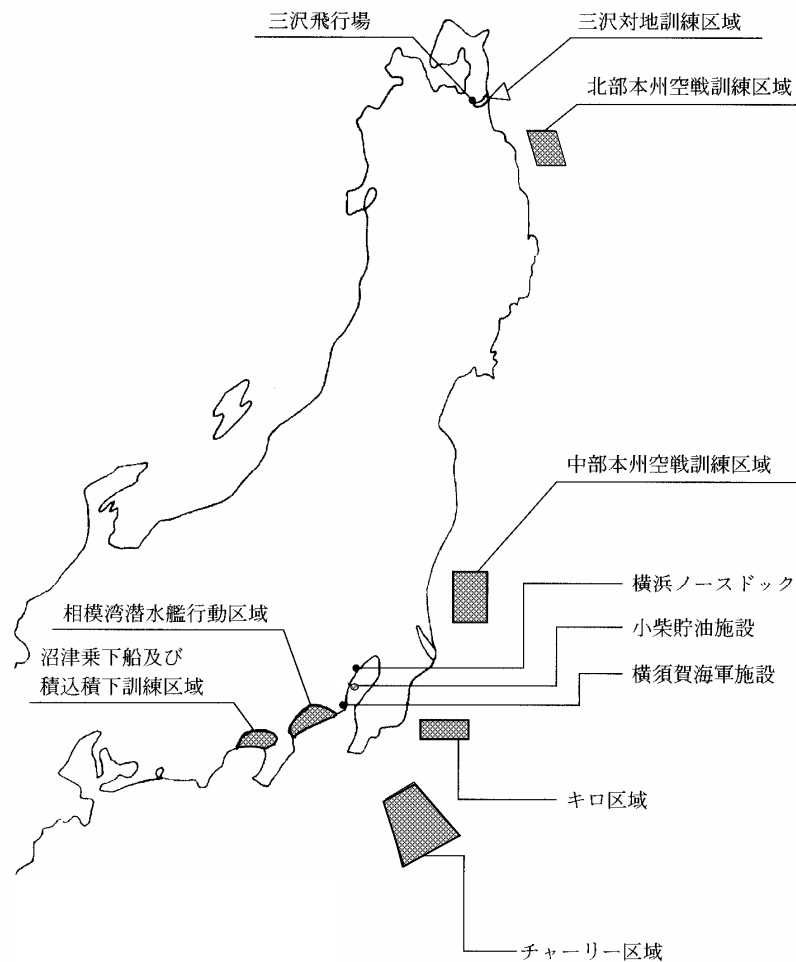
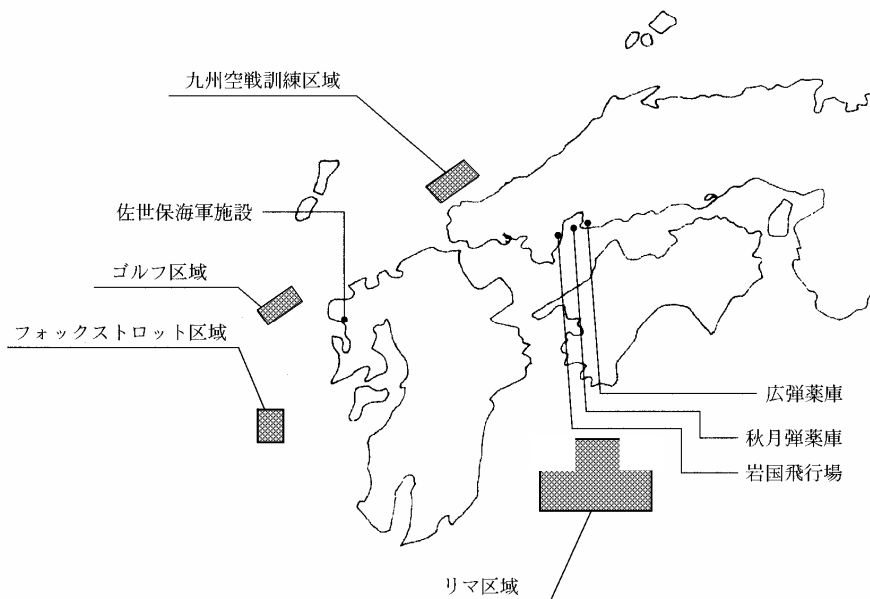
注・防衛施設庁による。

- ・「2-4-b」は地位協定第2条第4項b適用施設・区域を示す。
- ・単位未滿を四捨五入したもので、計と符合しないことがある。

資料 VI-53 水域・空域位置図

凡例

- 陸上施設関連水域
- 海上演習場



硫黄島通信所

資料 VI-54 県内提供施設の主な一般開放日

提供施設名	主な開放日の内容
横須賀海軍施設	・桜まつり(4月) ・花火大会(8月) ・みこし祭り(10月)
厚木海軍飛行場	・盆踊り(8月)
キャンプ座間	・桜まつり(3月) ・盆踊り(8月)
上瀬谷通信施設	・桜まつり(4月)
根岸住宅地区	・フレンドシップデー(4月) ・盆踊り(8月)
池子住宅地区	・フレンドシップデー(9月)

注・平成17年度、18年度実績により、基地対策課が作成。

資料 VI-55 神奈川県内の自衛隊施設

施設名	主な部隊名	区分	所在地
横浜駐屯地	中央輸送業務隊	陸	横浜市保土ヶ谷区岡沢町 273
武山駐屯地	少年工科学校、第31普通科連隊、第1教育団	陸	横須賀市御幸浜 1-1
久里浜駐屯地	通信学校、中央野外通信群	陸	横須賀市久比里 2-1-1
座間駐屯地	第4施設群	陸	座間市座間
横須賀地区	横須賀地方総監部、横須賀システム通信隊本部、横須賀造修補給所、横須賀地方情報保全隊、横須賀地方警務隊、横須賀基地業務隊、横須賀衛生隊、第2潜水隊群、横須賀潜水艦基地隊対潜資料隊	海	横須賀市西逸見町1丁目無番地 横須賀市長浦町 1-43 (横須賀基地業務隊気付)
船越地区	自衛艦隊司令部、潜水艦隊司令部、海洋業務群司令部、情報業務群司令部、電子情報支援隊、作戦情報支援隊、船越保全監査分遣隊、船越基地業務分遣隊、気象資料管理隊、誘導武器教育訓練隊、指揮通信開発隊、艦艇開発隊、護衛艦隊司令部、第1護衛隊群、掃海隊群	海	横須賀市船越町 7-73 (横須賀基地業務隊気付)
新井地区	横須賀弾薬整備補給所、横須賀警備隊、開発指導隊群司令部、海上訓練指導隊群司令部、横須賀海上訓練指導隊	海	横須賀市長浦町 1-1555
田浦地区	第2術科学校、艦船補給処	海	横須賀市田浦港町無番地
武山地区	横須賀教育隊、横須賀音楽隊	海	横須賀市御幸浜 4-1
久里浜地区	潜水医学実験隊 観音崎警備所	海	横須賀市長瀬 2-7-1 横須賀市鴨居 4-3
厚木地区	航空集団司令部、第4航空群、第51航空隊、第61航空隊、航空管制隊、航空プラットフォーム開発隊、厚木航空基地隊	海	綾瀬市無番地
武山分頓基地	第2高射隊	空	横須賀市御幸浜 3-1
防衛大学校			横須賀市走水 1-10-20
技術研究本部 第4研究所			相模原市淵野辺 2-9-54
技術研究本部 第5研究所			横須賀市長瀬 3-13-1
技術研究本部 川崎支所			川崎市宮前区菅生ヶ丘 10-1
契約本部 横浜支部			横浜市中区山下町 37-9 横浜地方合同庁舎内
自衛隊横須賀病院			横須賀市田浦港町 1776-1
神奈川県地方連絡部			横浜市保土ヶ谷区岡沢町 273

資料 VI-56 最近における要望事項

(1) 神奈川県

要望年月日	件名	概要
16. 4.19	横須賀市における米兵の暴行事件について(口頭)	綱紀肅正、再発防止を要請
16. 6.24	厚木基地における夜間連続離発着訓練の中止等について 一大和、綾瀬、藤沢、相模原、海老名、座間、横浜市連名一	全ての訓練を硫黄島で実施すること、的確な情報提供を要請
16. 7.21	銃弾落下事故にかかる安全対策について(口頭)	未発見銃弾の発見、住民の安全確保のための広報、原因の究明と具体的な再発防止策を示すことを要請
16. 7.30	米軍再編にかかる地方自治体への情報提供について	地元自治体への情報提供や意見を聞く機会を設けること、米側と協議にあたっての地元意向の尊重を要請
16. 8.20	米軍ヘリコプターの MM21ヘリポートへの緊急着陸について	早急な情報提供と離陸時の安全確認を要請
16. 8.23	厚木基地への新機種への追加配備に係る要請について 一大和、綾瀬、藤沢、相模原、海老名、座間、横浜市連名一	基地周辺の騒音被害の実情を十分認識し、騒音の総量が減少される具体的な措置を早急に行うことを要請
16. 9.27	横須賀基地内の汚水漏れ事故について(口頭)	原因究明と再発防止を要請
16. 9.30	横須賀市内でのひったくり事件、東京都港区麻布での大麻所持事件について(口頭)	再発防止と綱紀肅正を要請
16.10. 1	厚木基地への新機種 F/A-18E の土曜日への飛来日変更について(口頭)	土日の飛来は住民感情から承服できない。土日に飛来しないような飛行計画を立てるよう要請
16.10. 8	横須賀基地内の油漏れ事故について(口頭)	原因究明と再発防止に加え、老朽化した部分の点検も要請
16.11.30	航空機からの部品落下事故について	住民に被害が及ぶ可能性のある事故に関しては、日本側に迅速かつ的確な情報提供を行うこと。事故原因の究明と再発防止を要請
16.12.21	米軍人による交通事故について(口頭) 一横須賀市連名一	厳正な規律保持、交通教育のいっそうの徹底、交通事故の再発防止策を講じるよう要請

要望年月日	件名	概要
16.12.21	年末年始における飛行自粛について(口頭)	日本の伝統行事の重要性を認識し、年末年始の時期の飛行の自粛を要請
17. 1.14	厚木基地における夜間連続着陸訓練の中止等について 一大和、綾瀬、藤沢、相模原、海老名、座間、横浜市連名一	全ての訓練を硫黄島で実施することを要請
17. 1.28	厚木飛行場周辺の航空機の騒音軽減措置の遵守等について(口頭) 一大和、綾瀬、藤沢、相模原、海老名、座間、横浜市連名一	航空機の騒音軽減措置の厳格な運用を要請
17. 2.14	厚木飛行場周辺の航空機の騒音軽減措置の遵守等について(口頭) 一大和、綾瀬、藤沢、相模原、海老名、座間、横浜市連名一	騒音軽減に努めることを要請
17. 3.30	キティホーク乗組員による器物破損について(口頭)	規律保持、再発防止を要請
17. 4.13	原潜オリンピック乗員による器物破損について(口頭)	再発防止、教育訓練の徹底、規律保持を要請
17. 4.15	航空機の部品落下について(口頭)	原因究明、再発防止及び事故機と同機種整備点検を要請
17. 4.28	厚木基地における夜間連続離発着訓練の中止等について 一大和、綾瀬、藤沢、相模原、海老名、座間、横浜市連名一	全ての訓練を硫黄島で実施すること、的確な情報提供を要請
17. 5.11	横須賀市に所在する小学校への侵入について(口頭)	再発防止を要請
17. 5.26	ヘリコプターから部品の一部が紛失した件について(口頭)	原因究明、再発防止、安全管理に努めることを要請
17. 6.10	厚木飛行場周辺の住宅防音工事区域の見直しに関する地元への説明について(口頭) 一東京都、大和、綾瀬、藤沢、相模原、海老名、座間、茅ヶ崎、町田市連名一	住民に十分説明できる手法を採用し、国の説明責任を果たすこと及び住民にわかりやすくかつ適切な説明内容とすることを要請

要望年月日	件名	概要
17. 7.13	厚木基地周辺の住宅防音工事区域の見直しに関する要望 一大和、綾瀬、藤沢、相模原、海老名、座間、茅ヶ崎市連名一	県や市が示した検証結果・疑問等に関する考え方を整理し明確にして見直し案を作成すること、指定案作成の基準・ルールの明確化、指定案作成にあたり街並みを分断しないなどきめ細やかな配慮、告示後住宅について対象住宅の拡大、早急に住民への具体的説明方法を示すことを要請
17. 7.27	アスベスト被害について(口頭)	米軍基地内での状況について把握し、必要な措置を講じることを要請
17. 8.24	米軍人による事件について(口頭)	綱紀粛正と再発防止を要請
17. 9. 5 6	最近の厚木基地周辺における航空機騒音について(口頭)	苦情件数が相当多いことについて確認
17.10.26	厚木飛行場周辺の航空機の騒音軽減措置の遵守等について(口頭) 一大和、綾瀬、藤沢、相模原、海老名、座間、横浜市連名一	航空機の騒音軽減措置の厳格な運用を要請
17.12.20	年末年始における飛行活動の自粛について(口頭) 一大和、綾瀬、藤沢、相模原、海老名、座間、横浜市連名一	日本の伝統行事の重要性を認識し、年末年始の時期の飛行の自粛を要請
18. 2.24	海上自衛隊機の深夜飛行について(口頭)	海上自衛隊機も航空機の騒音軽減措置の厳格な運用を要請
18. 3. 1	横須賀基地内での油漏れについて(口頭)	原因究明と再発防止を要請
18. 3.23	キャンプ座間の油漏れについて(口頭)	原因究明と再発防止の徹底を要請
18. 4. 3	住宅侵入・器物破壊事件について(口頭)	教育訓練、綱紀粛正を要請
18. 4. 7	厚木基地周辺における航空機騒音について(口頭)	騒音被害に対する配慮を要請
18. 5.10	厚木基地における夜間連続離発着訓練の中止等について 一大和、綾瀬、藤沢、相模原、海老名、座間、横浜市連名一	全ての訓練を硫黄島で実施すること、的確な情報提供を要請
18. 5.22	米軍人による窃盗事件について(口頭)	教育訓練、綱紀粛正、再発防止を要請
18. 5.30	厚木飛行場周辺の航空機の騒音軽減措置の遵守等について(口頭)	航空機の騒音軽減措置の遵守と事前の情報提供を要請

要望年月日	件名	概要
18. 5.31	厚木飛行場周辺の航空機の騒音軽減措置の遵守等について(口頭) 一大和、綾瀬、藤沢、相模原、海老名、座間、横浜市連名一	航空機の騒音軽減措置の厳格な運用を要請
18. 6. 1	厚木飛行場周辺の航空機の騒音軽減措置の遵守等について(口頭) 一大和、綾瀬、藤沢、相模原、海老名、座間、横浜市連名一	航空機の騒音軽減措置の厳格な運用を要請
18. 6. 2	厚木基地周辺の航空機の騒音軽減措置の遵守等について(口頭)	航空機の騒音軽減措置の厳格な運用を要請
18. 6.12	厚木基地周辺の航空機の騒音軽減措置の遵守等について(口頭)	航空機の騒音軽減措置の厳格な運用を要請
18. 6.13	在日米軍の再編等に関する重点要望	在日米軍再編に係る地元意向の尊重、厚木基地の騒音問題の解決、地元への思いやりの実現、空母キティホーク後継艦問題への対応及び原子力艦の災害対策について要請
18. 6.15	米軍人によるわいせつ事件について(口頭)	教育訓練、綱紀粛正、再発防止を要請
18. 6.23	米軍関係者による交通事故について(口頭)	交通教育の徹底、再発防止、被害者への誠意ある対応を要請
18. 7.14	空母キティホーク後継艦に関する要望	政府による説明責任の履行及び原始力軍艦の安全性の継続的な確認、安全航行体制の確立と災害対策の充実、日本の環境法令等に基づく立ち入り調査等十分な対策の実施、厚木基地の艦載機移転の充実を要請
18. 9.19	米軍人による傷害事件について(口頭)	教育訓練、綱紀粛正、再発防止を要請
18. 9.28	横須賀港における放射能調査の結果について	原因究明と情報提供を要請
18.10. 3	厚木基地における夜間連続離発着訓練の中止等について 一大和、綾瀬、藤沢、相模原、海老名、座間、横浜市連名一	全ての訓練を硫黄島で実施することを要請
18.11.27	米海軍軍属による傷害致死事件について(口頭)	綱紀粛正及び誠意ある対応を要請

要望年月日	件名	概要
18.12.6	米軍基地問題に関する要望	在日米軍基地再編の着実な推進、原子力艦の災害対策、地元への思いやりの充実を要請
18.12.18	米軍人による住居侵入事件について(口頭)	教育訓練、綱紀粛正、再発防止を要請
18.12.21	年末・年始における飛行活動の自粛について(口頭)	日本の伝統行事の重要性を認識し、年末年始の時期の飛行の自粛を要請

(2) 渉外関係主要都道府県知事連絡協議会

要望年月日	件名	概要
16. 8. 6	基地対策に関する要望書	基地の整理・縮小・早期返還の促進、日米地位協定の見直しとその運用の適切な改善、環境整備法の積極的な運用と関係予算の拡充、基地交付金と調整交付金の増額、駐留軍等労働者対策及び離職者対策の拡充、周辺安全確保法にかかる情報提供と意向の尊重、自衛隊法に基づく警護出動に関する知事意見の聴取にあたっては、十分な情報提供と意見の尊重等を要望
16. 8. 6	在日米軍の再編に係る地方自治体への情報提供等について(緊急要請)	米側へ検討内容に係る情報提供求めること、関係自治体への情報提供、米側との協議にあたっては地元意向が尊重されるよう、事前に地元自治体の意見を聴取することを要請
16. 8.20	米軍ヘリコプター墜落事故に係る原因究明及び再発防止等について(緊急要請)	日米両政府による事故原因の徹底究明を行うこと、実効性ある再発防止策を講じること、安全性が確保されるまでは、同型機の飛行を停止することを要請
16. 10.20	多発する米軍航空事故について(緊急要請)	日米両国政府は、状況を重く受け止め、事故情報等の即時提供、再発防止等に加え、米軍機の運用のあり方について再検証するよう要請
17. 2. 1	日米地位協定の見直し及び在日米軍の再編に係る要望及び意見交換	日米地位協定の見直しに向けた具体的な作業に入ること、及び在日米軍の再編に係る情報提供と地元意向の尊重を要望
17. 7.29	基地対策に関する要望書	基地の整理・縮小・早期返還の促進、日米地位協定の見直しとその運用の適切な改善、環境整備法の積極的な運用と関係予算の拡充、基地交付金と調整交付金の増額、駐留軍等労働者対策及び離職者対策の拡充、周辺安全確保法にかかる情報提供と意向の尊重、自衛隊法に基づく警護出動に関する知事意見の聴取にあたっては、十分な情報提供と意見の尊重等を要望

要望年月日	件名	概要
17. 7.29	在日米軍の再編に係る地方公共団体への情報提供等について(緊急要請)	関係地方公共団体の意見を聞き、その意向を尊重して米国側との協議を進めることを重ねて強く要請
17.11.11	在日米軍の再編に係る今後の取組み及び日米地位協定の見直しについて(緊急要望)	在日米軍再編の最終報告に向けては、関係地方公共団体の意向を踏まえて米国側と交渉するとともに説明責任を果たすよう、また、日米地位協定の見直しに向け、2・3年以内等できるだけ短い期限を設けて見直しを行うことを、在日米軍再編に係る最終報告に盛り込むよう要請
18. 7.28	基地対策に関する要望書	「1 基地の整理、縮小及び早期返還の促進」「2 日米地位協定の見直し」「3 国による財政的措置等の新設・拡充」を重点として要望

(3) 神奈川県基地関係県市連絡協議会

要望年月日	件名	概要
16. 5.26	横須賀市内における米軍人による交通事故(酒気帯び)について(口頭)	教育の徹底等により事故再発防止を要請
16. 7. 8	平成 17 年度基地問題に関する要望	米軍基地の整理・縮小・早期返還の推進、厚木基地における航空機騒音の解消、原子力艦の事故による原子力災害対策の確立、日米地位協定の見直しと運用の適切な改善、環境整備法等の積極的運用と法令改正、基地交付金・調整交付金制度の充実などを要請
16. 7.20	銃弾落下事故について	原因究明及び、事故の再発防止、武器弾薬類の安全管理の徹底、安全対策の確立を要請
16. 7.29	銃弾落下事故に係る今後の安全対策について	未発見銃弾の発見に全力をあげること、住民の安全確保のための広報をすること、原因の究明と具体的な再発防止策を講ずることを要請
16. 8. 9	米海軍軍事郵便を利用した麻薬の密輸入事件について(口頭)	日米地位協定に基づく制度の適正な運用と教育の徹底を要請
16. 8.23	在日米軍再編にかかる地方自治体への情報提供と地元意向の尊重を求める要請について	関係自治体への情報提供、地元の意見を聞く機会を設け、地元の意向を尊重して米側との協議にあたることを要請
16. 9. 9	平成 16 年度基地交付金及び調整交付金に関する要望について	基地交付金及び調整交付金の配分にあたっては、関係市への交付額の増額を要請
16.11.17	米軍人による交通事故(酒気帯び及びひき逃げの連続発生)について(口頭)	事故の再発防止、厳正な規律保持と交通教育の徹底、万全な被害者救済措置を講じるよう要請
16.11.25	平成 17 年度基地交付金等予算の確保に関する要望	基地交付金等予算の充実等について要請
16.12.10	米軍機からの部品落下事故について	事故原因の究明、再発防止、航空機の整備点検と住民の安全に十分配慮した飛行を行うなど、安全対策の確立、原因と再発防止について早急な広報を行うよう要請

要望年月日	件名	概要
17. 2. 2	米軍ヘリコプターの不時着について(口頭)	航空機事故の防止に万全を期すること及び整備点検、安全教育の徹底
17. 3. 2	米軍人による薬物使用について(口頭)	規律保持と教育徹底を要請
17. 4.18	米軍機の安全管理等について	安全管理の徹底、原因究明と再発防止を要請
17. 7. 7	米軍人による強盗事件に係る綱紀粛正と再発防止について	綱紀粛正と再発防止を要請
17. 7.15	平成 18 年度基地問題に関する要望	米軍基地の整理・縮小・早期返還の推進、厚木基地における航空機騒音の解消、原子力艦の事故による原子力災害対策の確立、日米地位協定の見直しと運用の適切な改善、住宅防音工事等騒音対策の充実、基地交付金・調整交付金制度の充実などを要請
17. 7.15	在日米軍の再編に係る要請	的確な情報提供、関係自治体の意向聴取と意向の尊重を要請
17. 8. 1	米軍ヘリコプターの不時着について	原因究明と再発防止、安全管理の徹底を要望
17. 9. 1	平成 17 年度基地交付金及び調整交付金に関する要望について	基地交付金及び調整交付金の配分にあたっては、関係市への交付額の増額を要請
17. 9.12	米軍軍属による強盗傷害事件に係る綱紀粛正と再発防止について(口頭)	綱紀粛正と再発防止を要請
17.11.25	米軍人による交通事故(信号無視)について(口頭)	交通教育の徹底による再発防止と誠実な被害者対応を要請
17.11.30	平成 18 年度基地交付金等予算の確保に関する要望	基地交付金等予算の充実等について要請
17. 12. 9	米軍人による交通事故(当て逃げ)について(口頭)	交通教育の徹底による再発防止と誠実な被害者対応を要請

要望年月日	件名	概要
17.12.27	米軍人による交通事故(酒気帯び)について(口頭)	交通教育の徹底による再発防止と誠実な被害者対応を要請
18. 1.12	米軍人による殺人事件について	厳正なる綱紀粛正、再発防止、遺族への誠実な対応を要請
18. 1.19	米軍人による事件・事故(建造物侵入等)の再発防止の徹底について(口頭)	教育訓練の徹底、綱紀粛正、事故の原因究明と施設の安全管理の徹底を要請
18. 2.21	米軍人による事件の連続発生について	綱紀粛正と再発防止の徹底を要請
18. 5.23	米軍機の安全管理の徹底について	再発防止、安全管理の徹底について要請
18. 6. 5	米軍人による公務執行妨害事件について(口頭)	綱紀粛正及び事件の再発防止を要請
18. 7. 3	米軍人による交通事故(酒気帯び)について	交通教育の徹底による再発防止と誠実な被害者への対応を要請
18. 7.10	平成 19 年度基地問題に関する要望	米軍基地の整理・縮小・早期返還の推進、厚木基地における航空機騒音の解消、原子力艦の事故による原子力災害対策の確立、日米地位協定の見直しと運用の適切な改善、住宅防音工事等騒音対策の充実、基地交付金・調整交付金制度及び各種支援策の充実などを要請
18. 9. 1	平成 18 年度基地交付金及び調整交付金に関する要望について	基地交付金及び調整交付金の配分にあたっては、関係市への交付額の増額を要請
18. 9.22	米軍人による交通事故(交差点右折事故)について(口頭)	交通教育の徹底による再発防止と誠実な被害者対応を要請
18.10.13	米軍機の安全管理の徹底等について	落下物の捜索、再発防止、安全管理の徹底について要請
18.12. 8	平成 19 年度基地に係る国の財政的支援に関する要望	基地交付金、調整交付金予算の充実、基地周辺対策経費の柔軟な対応について要請

要望年月日	件名	概要
18.12.11	米軍人による強盗致傷事件について	徹底した綱紀粛正と再発防止を要請
19. 1.15	米軍人による交通事故(無免許・酒気帯び等)について	交通教育の徹底、各種教育訓練、綱紀粛正等の実効性を高め再発防止を要請

(4)厚木基地騒音対策協議会

要望年月日	件名	概要
16.11.25	厚木基地における米空母艦載機の夜間連続離着陸訓練による航空機騒音の解消等について(要請)	騒音問題の解決を図るため、直結方式や硫黄島での予備日の設定などによる、NLPの硫黄島での全面実施やNLP直前の集中的訓練における硫黄島の活用などを求めるとともに、NLP直前の集中的訓練に関する事前情報提供を行うよう要請
17.11.18	厚木基地における米空母艦載機の夜間連続離着陸訓練による航空機騒音の解消等について(要請)	騒音問題の解決を図るため、直結方式や硫黄島での予備日の設定など硫黄島でのNLP全面実施に必要な措置を検討すること、また、NLP直前の集中訓練も硫黄島で実施するなど騒音解消に努めると共に、事前情報の提供や住民への十分な説明を行うよう要請
18.11.28	厚木基地における米空母艦載機の夜間連続離着陸訓練による航空機騒音の解消等について(要請)	一日も早い騒音問題の抜本的解決を図るため、空母艦載ジェット機の移駐等を着実に実施すること、及びNLPの硫黄島での全面実施やNLP直前の集中的訓練に関する事前情報提供等により、移駐実現までの間も、騒音問題の解決に積極的に取り組むことを要請

